

平成20年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成21年9月16日 開会 10時00分 散会 16時52分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (16名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春
11 中野敏勝	12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	14	15
16 大野和政	17 杉坂達男	19 千葉幹雄		

② 委員長 中野敏勝

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一	教 育 長 金子隆司
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 助川順一
会計管理者 菅 好弘	教 育 部 長 米川伸宣
総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志	企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄	忠類総合支所長 古川耕一
札 内 支 所 長 久保雅昭	総 務 課 長 田村修一
税 務 課 長 姉崎二三男	糠 内 出 張 所 長 所 拓行
企 画 室 参 事 長谷 繁	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成	こ ども 課 長 森 範康
施 設 課 長 澤部紀博	町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次	商 工 観 光 課 長 八代芳雄
経 済 部 参 事 飛田 栄	土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄
土 木 課 長 角田和彦	都 市 計 画 課 長 田井啓一
会 計 課 長 森 広幸	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
保 健 福 祉 課 長 原田雅則	住 民 課 長 吉田隆一
経 済 建 設 課 長 細澤正典	農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美
監 査 委 員 事 務 局 長 鎌田光洋	幕 別 消 防 署 長 稲上隆雄
幕 別 消 防 課 長 高島政由	凶 書 館 長 前川満博
学校給食センター所長 稲田和博	学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 審査事件 平成20年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 中野 敏勝

議 事 の 経 過

(平成21年9月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(中野敏勝) ただいまより、平成20年度、幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

先の本会議にて設置された、本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されたか審議するとともに、資料に基づき、その行政効果や経済効果を測定し、評価する極めて重要な意味を持っているものと思っております。

この決算審査の重要性に鑑み、私に与えられました職責を全ういたしたいと思っておりますので、本特別委員会の運営につきましては、皆さまの特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審査の方法についてご確認させていただきます。

始めに、決算に係ります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款・議会費から款ごとに準を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計にかかわる総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆さまに申し上げます。

質疑にあたっては、一括し必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算認定から、認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算認定までの11議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております平成20年度、幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明、並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) お手元に配布いたしております決算資料に基づきまして、平成20年度の概要についてご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

まず始めに、第1表、平成20年度決算の状況についてであります。

始めに、歳入でありますけれども、点線で囲っておりますとおり、一般会計の決算額は平成20年度につきましては、133億9,954万7,000円となりまして、前年比では7.6%の減となっております。

一方、特別会計の決算額は、72億4,892万8,000円で、前年比32.0%の減となっております。

歳入合計でありますけれども、前年度と比較いたしまして額で、45億412万7,000円の減、率では17.9%の減となっております。

次に、歳出でありますけれども、一般会計の平成20年度決算額は、131億9,071万7,000円で、前年度と比較いたしまして7.5%の減であります。

特別会計決算額は、72億2,448万1,000円で、前年比31.9%の減となっております。

歳出合計の決算額の増減では、前年比、44億5,214万2,000円の減、率にしますと17.9%となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額でありますけれども、資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

10ページ、第8表にありますように、国民健康特別会計から農業集落排水特別会計まで、9つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますけれども、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、72億2,448万1,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を計算しております。

各会計とも前段で歳入について説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、私の方からは後段の方の歳出決算額につきまして、若干の説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、1億5,396万7,000円の減、率にいたしまして4.8%の減となっております。

老人保健拠出金の減が主な要因であります。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして、26億4,955万6,000円の減、率にいたしまして89.8%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計の創設により、大幅な減となるものであります。

次のページになりますが、(3)後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年度から新たに設置された会計であります。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(4)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、6,514万7,000円の増、伸率4.6%であります。これは主に居宅介護サービスの増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(5)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、1億4,387万6,000円の減、率にして27.7%の減であります。

減額の主な要因といたしましては、幕別簡水排水管敷設工事などが減ったことによるものであります。

(6)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較いたしますと、7億998万9,000円の減、率にして32.4%の減となっております。

これは平成19年度において、将来の公債費負担の軽減を図るため、公的資金保証金免除繰上償還を実施したことにより、平成20年度の公債費が減額になったことが主な要因であります。

次のページになりますが、(7)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、75万8,000円、率にして2.1%の減となっております。内容といたしましては平成11年度に借入いたしました起債の償還であります。

(8)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、769万5,000円の減、率にいたしまして5.0%の減で、排水処理施設整備工事費の減が主な要因となっております。

(9)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、1,974万2,000円の減、率にいたしますと18.7%の減であります。これは忠類地域のみのものであります。公債費の減が主な要因であります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表、平成20年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差引額ということになりますが、2億883万円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。歳入総額133億9,954万7,000円に対し、歳出総額は、131億9,071万7,000円であり、歳入歳出差引額2億883万円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度へ繰越明許にかかわる繰越財源が963万2,000円ありますので、その額を差し引いた残り、1億9,919万8,000円が平成20年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に1億円、減債基金に4,000万円を積立いたしましたので、残りの5,919万8,000円が翌年度への繰越金ということになります。

次に、歳入でありますけれども、3ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますけれども、C欄の収入済額の計の欄にありますように、133億9,954万7,000円が平成20年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、21款諸収入にありますが、これを合計いたしますと、3,083万6,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億8,286万7,000円となっております。

次、4ページをご覧ください。4ページには歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で、大きなウエイトを占めておりますのは、地方交付税で42.4%、以下、町税では18.9%、町債が9.9%、国庫支出金が5.6%、諸収入が5.2%などといった構成になっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸び率をご覧いただきたいと思いますが、主なものについて平成19年度の決算と比較した伸び率でご説明を申し上げます。

1 款の町税では前年比0.2%の増ということになっております。

主な内容といたしましては、町民税の法人が景気低迷により減少し、固定資産税は土地の負担調整による増と、新築家屋の増加分があったことにより、町税全体では0.2%の増となっております。

2 款地方譲与税につきましては、前年比3.8%の減であります。これは道路特定財源の暫定税率執行によりまして、地方道路贈与税の減が主な理由でございます。

4 款配当割交付金と、5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成15年度税制改正により新設されたものであります。道に納入された額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

11 款の地方交付税は、前年比0.4%の減、額で申し上げますと2,250万5,000円の減となっております。

これは交付税措置される起債の交付税措置期間の終了による減額が主な要因であります。

15 款の国庫支出金は前年比33.4%の増で、これは札内中学校大規模改造事業や、戸籍電算化事業などの実施による増が主なものであります。

16 款の道支出金につきましては、前年比7.0%の減、額にして3,891万9,000円の減となっております。これは知事道議選挙費や参議院議員選挙費の道委託金の減などによるものであります。

19 款繰入金につきましては、前年比65.1%の減、額にして6億8,804万1,000円の減であります。これは平成19年度において繰上償還のため、減債基金より繰入をしたこと等によるものであります。

22 款の町債につきましては、前年比23.5%の減となっております。これは前年度において糠内農道整備事業や公営住宅建設事業、上水道第3次拡張事業などが実施されたことによりまして、本決算年度は減となったものであります。

以上、主なものについて申し上げますけれども、これらの内訳等の説明につきましては、前のページの3ページ①の町税から4ページ、5ページといきまして、5ページの⑥町債まで記載をしてありますので、ご参照をいただければというふうに思います。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

歳出は5ページからになりますけれども、まず6ページをご覧ください。

6ページに第5表、平成20年度目的別歳出決算を掲載しております。

1 款議会費から13 款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれ数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、Bの欄、支出済額の一番下の欄にありますように、131億9,071万7,000円であります。

この中で、構成比が最も高いのは、11 款公債費の20.7%で、額では27億3,467万6,000円、続いて12 款職員費の15.5%、3 番目が民生費の14.7%、以下、4 番目が土木費、5 番目が教育費というような順番になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段には、第6表、性質別算出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別の歳出を性質別に区分したものであります。主なものを申し上げますと、1 の人件費が前年度との比較では5.8%の減であります。職員数の減が主な要因であります。

このうち、職員給につきましては4.3%の減となっております。

なお、表には載っておりませんがラスパイレス指数について申し上げますと、平成18年度が95.7、平成19年度、96.6、平成20年度につきましては97.4となっております。

次に、4 番の扶助費でありますけれども、前年比1.3%の増、これは障害者支援費などの増が主な要因であります。

5 番の補助費等は、額にいたしまして、前年比4,732万6,000円、率で3.1%の減となっております。主な要因としては、国営事業償還金が減ったことなどによるものであります。

6 の公債費は、前年比4億568万7,000円、率にしまして12.9%の減であります。これは平成19年度において、将来の公債費の負担軽減を図るための繰上償還を実施したことによるものであります。

9 の繰出金は9.8%の減であります。これは主に公共下水道特別会計への繰出金が減ったことによるものであります。

10 の投資的経費であります。9.2%の減、額にいたしまして1億7,353万5,000円の減となっております。

ます。

内訳といたしましては、普通建設事業の補助事業費が4億5,703万5,000円の増、これは札内中学校の大規模改造事業や戸籍電算化事業など、これらが実施されたことが大きな要因であります。

単独事業では、6億751万1,000円の減となりますけれども、畜産担い手育成総合整備事業や道営事業負担金の減などによるものであります。

また、災害復旧費につきましては、平成20年度においては災害復事業がありませんでしたので、皆減ということであります。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成20年度の決算後における基金の状況について申し上げたいと思います。

基金についての説明につきましては、一般会計の歳入歳出決算書でご説明を申し上げますので、決算書をちょっとご覧いただきたいのですが、決算書の253ページ、決算書の253ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

253ページの下段の表であります。

平成20年度基金運用状況増減表でありますけれども、それぞれ一番右側の額が平成20年度末の現在額となります。

一番下の合計欄をご覧いただきたいと思いますが、現金が34億9,827万8,000円、土地で2億2,654万3,000円となっております。

これを合算しました基金総額でありますけれども、37億2,482万1,000円で、前年度と比較いたしまして1億2,234万5,000円の増ということになっております。

なお、先ほど決算資料の2ページの説明の中で申し上げました平成20年度の決算剰余金からの積立金、財調に1億、減債に4,000万、合わせて1億4,000万につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成21年度の予算におきまして財政調整基金の方から3億7,000万、それから地方債の償還財源としての減債基金から9,300万ほど、総額約5億6,000万円ほどを取り崩し、一般会計に繰入をいたしております。

なお、次のページ254ページに備荒資金組合への納付金の残高の表を載せておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

それではまた、資料の方にお戻りいただきたいと思います。

資料の13ページの方へお戻りください。

資料の13ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として各種指数等を表した表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、次に起債制限比率、そして実質公債費比率を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず、財政力指数でありますけれども、これは数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力があるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成18年度0.317、平成19年度0.332、そして平成20年度が0.344となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げますけれども、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴いまして、新たに導入された財政指標でありまして、起債制限比率には含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金などを加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18.0以上、25.0未満が起債発行に対して許可制となり、25.0以上になりますと、起債発行において制限を受けることとなります。

平成20年度の本町の実質公債費比率は23.9となったところであります。

本町におきましては、平成4年度以降、各種の大型事業を実施しまして、多額の負債借入を行ってきましたことから、平成18年度に起債償還のピークを迎えましたけれども、本年度は繰上償還を除く定時償還額が約25億円程度になったところであります。

これらの対応策といたしまして、繰上償還の実施や、あるいは起債借入の制御、また借入をする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債を借入れるというようなことで、また更に、自主財源の確保に意を用いてきたというようなところであります。

次に、資料の17ページをお開きください。

第12表、地方債の状況でありますけれども、ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

す。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の総残高となりますが、差引現在高219億8,775万4,000円であります。

次に、18ページですが(2)につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について起債した表であります。

差の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりまけども、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が1億4,643万6,000円で起債全体の構成比にいたしますと、0.7%ということになります。

したがって、残りの99.3%が金利5%以下の借入利率ということになっております。

これは過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

次に、19ページ、第13表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年時に財政負担となってくるものであります。

21年度以降、支出予定額欄であります。うち一般財源分というところで、債務負担の合計額が17億3,718万4,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入にかかわる債務負担といたしましては、教員住宅があります。

(2)のその他の物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番その他にあります18億3,193万2,000円ですが、これは公団営、国営などの土地改良事業にかかわる償還金の債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは農業関係の利子補給金、これらの債務負担がこの数字には含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取扱いについては、十分留意をしていかなければならないものと考えているところであります。

次、隣の20ページをご覧いただきたいと思っておりますけども、20ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、21ページ、第15表になりますが、各団体等に対する負担金・補助金・交付金、これらの一覧として掲載しております。

これは22ページまで掲載をさせていただいております。その次、23ページからは、最近5カ年間における款ごとの比較を一般会計から、各特別会計についてそれぞれ33ページまで掲載しております。

次に、34ページからになりますけども、34ページからは、平成20年度の主要な施策の成果としてまとめております。

35ページの議会活動以降、最終の134ページまで各項目に渡って主な施策につきまして、具体的な数字を含めて掲載をしておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(中野敏勝) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

中橋委員。

○1番(中橋友子) 質疑ではありませんが、例年この決算委員会の中で、町民の皆さんの暮らしの状況を掌握するという上で、収入の階層別指標、あるいは年金の階層別指標というのを求めて、口頭で答弁をいただいております。

できれば、資料として提出を求めたいと思っております。

併せて、国民健康保険の階層別の滞納状況も例年求めさせていただいておりますが、資料として提出を求めたいと思っております。

○委員長(中野敏勝) ただいま、中橋委員から資料の要求がありました。このことについて、ほかにご意見ございませんでしょうか。

では、ないようですので、資料について本委員会として要求することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めて、資料を請求することと決しました。

理事者におかれましては、速やかに提出をお願いいたします。

そのほか、質疑ございませんでしょうか。

なければ、次に、これより認定第1号平成20年度幕別町一般会計決算、1款、議会費に入らせていただきます。

1款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 1款、議会費につきましてご説明申し上げます。

決算書の90ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、予算現額8,724万7,000円に対しまして、支出済額8,657万5,781円でありませ

す。
議員報酬ほか、議会だより印刷費、会議録作成委託料等、各種議会運営にかかわる経費であります。なお、議会活動内容につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料35ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

1款、議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもちまして終了させていただきます。

次に2款、総務費に入らせていただきます。

2款、総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款、総務費につきましてご説明を申し上げます。

92ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額17億374万2,000円に対しまして、支出済額8億3,691万3,499円であります。

なお、繰越明許費として8億5,059万7,000円を翌年度へ繰越しております。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員にかかわる費用であります。

11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品及び庁舎にかかわる光熱費が主なものであります。

12節役務費につきましては、郵送料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などであります。

次のページ。

細節10、例規管理システム保守委託料は、条例規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節12、町有車両等返還請求事件訴訟委託料については、ごみ収集車両等の返還訴訟に伴う顧問弁護士への委託料であります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成20年度は9件であります。

14節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料でありますけれども、そのほか、各種借上料となっております。

2目広報広聴費の主なものにつきましては、11節需用費、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

3目財政管理費、本目の主なものは、11節需用費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費であります。

次に96ページをお開きください。

4目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、11節需用費は決算書の印刷製本費、12節役務費の細節15、派出業務取扱手数料は、役場庁舎2階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5目一般財産管理費、本目は主に中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11節需用費、細節40の修繕料につきましては、庁舎や職員住宅の補修が主なものであります。

13節委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものでありますけれども、次のページをお開きください。

細節11は、忠類地区のテレビ中継局の保守点検に係るものであります。

15節工事請負費は、忠類テレビ中継局デジタル化工事を実施したものであります。

28節繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内9号南通り用地取得事業の起債償還元金利子に対する繰出金であります。

次に、6目近隣センター管理費、本目は40カ所の近隣センターと6カ所のコミセンの管理運営にかか

わる経費であります。

13節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料でありますけれども、次のページになりますが、15節工事請負費は、猿別近隣センターのトイレ内部改修工事が主なものであります。

19節負担金及び交付金、細節3、近隣センター運営交付金は、40カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

次に、7目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両28台及び町長公用車にかかわる車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11節需用費の燃料費、12節役務費、自動車損害保険料などであります。

次に、8目町営バス運行費、本目は幕別駒島間運行にかかわる費用で、13節町営バス運行委託料が主なものであります。

9目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15節細節1の町有林整備事業につきましては、下草刈71.13ヘクタール、除間伐54.42ヘクタール、樹高伐5.80ヘクタールを実施いたしております。

次のページになりますが、10目の町有林造成費、本目は町有林の造成にかかわる費用であります。15節工事請負費、細節1、開伐工事につきましては、19.64ヘクタール、細節2、造成工事は地拵え24.70ヘクタール、植栽工事8.76ヘクタールを実施いたしております。

次に、11目企画費、本目は企画室にかかわるもので、19節負担金補助及び交付金、細節3、十勝圏活性化推進期成会負担金、細節5、十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関する経費、それから、細節9、手づくりのまち推進委員会への交付金、細節10は、国際パークゴルフ協会に対する交付金、これらが主なものであります。

12目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内駒島各出張所にかかわる費用で、7節賃金は、各出張所にかかわる臨時職員の賃金、そのほか、事務用経費が主なものとなっております。

次のページです。

次に、13目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9節旅費は、職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ416人が研修に参加をしております。

12節役務費は、職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものであります。

次に、14目公平委員会費、本目は公平委員会にかかわる経費であります。公平委員3名にかかわる報酬費及び費用弁償であります。

次に、15目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1節報酬の交通安全指導員にかかわる経費。

それから、7節賃金の交通安全指導委員の設置費用や、11節需用費の、次のページになりますけれども、細節21、防犯灯に要した電気料、これらなどであります。

13節委託料、細節7は、防災無線の保守点検委託料であります。これは忠類地区において、本機2基、街頭用3基、一般住宅用778基にかかわるものであります。

15節工事請負費では、防犯灯の新設64灯、器具の更新17灯など、防犯灯整備に要した費用であります。

次に、16目諸費、本目は公区運営関係経費や、各種負担金及び補助であり、他の課目に属さない経費の支出課目であります。

1節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

次のページになりますが、8節報償費、細節5、僧侶謝礼は本年3月に逝去された、名誉町民故小原吉雄氏の町葬にかかわる僧侶への謝礼。

また、同じく14節の細節5についても同様であります。

19節、負担金補助及び交付金では、細節3、十勝町村会に対する負担金、細節10は江陵高校振興会の運営に対する補助金。

細節11は、地方バス路線維持に対する補助金であります。

22節補償補填及び賠償金は、町道での物損事故による賠償金が主なものであります。

24節の投資金及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして、10株を取得しまして、幕別町の持ち株総数は625株となりまして、全体の39.06%の保有率となっております。

17目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれの基金へ積立てたものであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明を申し上げましたとおり、本決算書の253ページに掲載しているとおりであります。

次に、18目電算管理費、本目は電算処理業務に関わるものであります。

次のページをお開きください。

11節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費であります。

13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節9は、北海道電子自治体プラットフォームに係る維持管理経費であります。

細節12は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

14節は、光ファイバー用設備を仮設してある電柱などの借上料であります。

次に、19目協働のまちづくり支援費であります。112公区にかかわる公区長報酬や公区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業にかかわる交付金が主なものであります。

19節負担金及び交付金の細節3は、112公区に対する運営交付金、細節4は、協働のまちづくり支援事業として、延べ188件に交付金として支出されたものであります。

20節扶助費の公区活動見舞金については、公区活動中に発生した怪我などに対する見舞金、3件分であります。

次に20目総合支所費であります。忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬や、次のページになりますけれども、7節賃金の嘱託職員賃金、これは忠類の牧場に勤務する嘱託職員の賃金、そのほか、住民の相談業務、各種届出事務等にかかわる費用及び庁舎管理運営にかかわる費用が主なものであります。

21目地域活性化・生活対策臨時交付金事業費であります。これは平成20年度、国の補正予算に伴いまして、追加補正された分であります。

なお、工事請負費ほか全て平成21年度に繰越されたため、本決算年度での支出はありません。

次に、22目定額給付金・子育て応援特別手当等事業費であります。これは本年21年9月30日までの支給対象期間の設定をし、現在なお支給事務は継続をされておりますが、平成20年度において支出されたものは、次のページになります。7節臨時職員の賃金や11節需用費、12節役務費の郵便料など、これらの事務にかかわる事前準備にかかわる費用であります。

次に、2項町税費、予算現額6,837万円に対しまして、支出済額6,761万867円であります。

1目の税務総務費、本目は7節の賦課事務にかかわる臨時職員賃金及び事務用経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節4、十勝圏複合事務組合（滞納整理機構）については、この機構にかかわる機構の管理運営にかかわる幕別町の負担金であります。

2目賦課徴収費、本目は賦課徴収にかかわる費用で、次のページになりますが、12節、細節18、コンビニ収納手数料につきましては、18年度から税使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところではありますが、平成20年度の実績は、1万6,840件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節20、電子申告審査システム利用料は、20年度新規でありますけれども、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で542件の受付を行ったところであります。

13節委託料では、細節5、家屋評価システム、細節7、収納管理システムの保守点検委託料などあります。

細節11は、平成21年度固定資産評価替えに伴う路線価算定業務委託料であります。

細節12、エルタックス導入委託料につきましては、平成21年1月から開始された公的年金からの個人住民税の特別徴収にかかわる業務に対応するための委託料であります。

23節は過誤納還付金であります。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額1億913万4,000円に対しまして、支出済額1億825万2,989円あります。

1目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

13節委託料の主なものであります。次のページ、細節9、戸籍電算化セットアップ委託料であります。3万8,008件の戸籍を電算化したものであります。

14節使用料及び賃借料は、細節5の戸籍電送機借上料が主なものであります。

18節備品購入費につきましては、戸籍電算化のための機器類一式の購入であります。

次に、4項選挙費、予算現額185万7,000円に対しまして、支出済額75万7,975円あります。

1目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

2目農業委員会選挙費、本目は平成20年7月6日執行の農業委員会選挙にかかわる執行経費であります。

す。

なお、7月1日に無投票で当選人が確定したところであります。

5項統計調査費、予算現額170万円に対しまして、支出済額169万6,197円であります。

次のページになりますが、1目統計調査費、本目は1節報酬の工業統計調査ほかの統計調査にかかわる調査員報酬など、統計調査事務にかかわる費用が主なものであります。

次に、6項監査員費、予算現額246万3,000円に対しまして、支出済額239万7,120円であります。

1目監査員費、本目は監査員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは何点かお尋ねしたいというふうに思います。

まずは、119ページ、これは戸籍住民登録費にかかわる使用料及び賃借料、住基ネットワークシステムの借上料ですね、住基ネットワーク、この利用の状況について今、何件かということの数字のその説明があったかと思うのですけども、これから、どんなような利用の中身にかかわることと推察されるかということ、これからの利用の予測についてお尋ねしたいというふうに思います。

それがまずひとつと、それから117ページ、賦課徴収費の委託料、エルタックスの導入委託料のことについてお尋ねしますけども、随分な金額の委託料が、導入委託料がここでかかったわけですけども、今後の利用の公的年金にかかわるそういったことでの導入が、この21年の1月から開始したということでご説明受けましたけども、今後ですねこれがまたどういうふうな利用のされ方をしていく予定なのか、そのことについてお尋ねしたいのが一件であります。

あと、109ページ、諸費の補助金、負担金及び交付金、この11番目、地方バス路線維持費補助金これがおそらく十勝バスの幕別町内を走る2本の路線の補助金のことなのかなというふうに推察しましたが、この金額がどのような算出根拠でもって、この金額で設定されているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、95ページ、一般管理費の中の委託料、時間外勤務手当訴訟事件訴訟委託料というのがありますけども、これがどういったものなのかお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方からは、住基ネットワークにかかわることについて答弁させていただきます。

まず始めに、利用の状況という点でありますけども、これは住基カードの発行件数ということでお答えさせていただきますけども、平成20年度におきましては99件の発行枚数ということであります。

続きまして利用の中身、いわゆる活用の仕方ということだと思えますけども、これにつきましては、広域での住民票の発行等というのがひとつにはあります。

この広域の発行という点におきましては、幕別町にかかわる住民票を他市町村で発行を受ける場合、これにつきましては平成20年度では7件、それと逆に他市町村の方が幕別町で発行を受ける件数、これにつきましては、同じく平成20年度では8件という利用があります。

またそれ以外に、活用方法といたしましては、例えばこの住基カードは例えば写真が掲載されている場合、これは身分証明書としても使うことができるという点、また年金におきましては、現況届は毎年提出しなければならないわけですが、この現況届の手続きにあたりまして、住民票のコードを1回登録すれば、その後はもう提出が不要となる点、また公的個人認証を受けた場合につきましては、いろいろな電子申請などを行うことができる、そういうようなメリットがあるかと思っております。

3点目の、今後の利用の予測ということでもありますけども、先ほど住基カードの発行枚数を、20年度は99件と説明させていただいたところでありますけども、最近3カ年の発行枚数を見ますと、18年度は41件、19年度は216件、そして20年度は99件でだんだん発行枚数が多いという傾向があります。

これは国におきましても、これはご存知のことと思えますけども、税の方での活用の対策を打ったというようなことも影響しているとは思いますが、そのようなことで、国ともいろいろ発行にあたりましては手立てを考えているのではないかと思っております。

そのようなことで、ある一定規模、これは少しずつこう増えていっているのではないかなというふうな見方をもっているところであります。

○委員長（中野敏勝） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 続きまして2点目でございますけれども、エルタックス導入委託料の、今度のように利用されていくかという内容でございますけれども、実はエルタックス、個人住民税の公的年金で導入したという内容でございますけれども、これにつきましては、平成20年の12月15日から供用開始しているものでございまして、現在、企業支払報告書、あるいは法人町民税、それから固定資産税、償却資産税で利用されているものでございます。

今後の利用方法でございますけれども、一番現在出てきてございますのが、所得税のイータックスと連携をさせるというものでございまして、これにつきましては、現在協議中でございますけれども、今のところの予定では平成23年度から使用していきたいと、連携していきたいというようなことで聞いてございます。

○委員長（中野敏勝） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 地方バス路線のことでお答えをいたします。

まず、幕別町内の全域という意味では4路線ございます、バス路線がですね。

そのうちの三つが生活交通路線、それから一つが準生活交通路線というふうになります。

内訳なのですが、生活交通路線は、帯広・陸別線、広尾線、それから南商あかしや線、この3本です。

それから、幕別線というのが準生活路線というふうになってまいります。

この区別というのは、運行回数ですとか運行距離だとか、そういったもので変わってまいります。

補助金の算出根拠ですが、まず生活路線の方ですね、こちらは原則赤字分というのは、国と道が折半して事業者、バス会社に補助をしております。

したがって、町の負担はありません。

ただ、南商あかしや線については、デマンド分といいまして、お客さんがいればもうちょっと先まで行きますよという、ちょっと変則的な方法を取っているのですが、それがバスの待機時間分の人件費、お客さんがいない場合、誰も乗らない場合にその待機時間分を町が負担することになります。

20年度の決算でいいますと、金額では81万になります。

決算書に出ている243万のうちの81万は、南商あかしや線のデマンド分に対する町の負担分ということになります。

それで、残りの162万というのは幕別線、こちらは準生活路線というふうになりますが、こちらになります。

この、補助金の算出ですが、経常収支の赤字分、あるいは計上費用の20分の9このどちらか少ない金額を道と町が折半してバス会社に補助する、こういう仕組みになっております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 時間外勤務手当請求事件訴訟についてでございます。

この訴訟は、平成14年度に公立学校教職員の方、当初1,687名の方が、被告北海道と市町村143市町村を相手に、時間外勤務をした実績に基づいて、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支払うと、そういう旨を提訴した内容のものでございます。

平成16年に一旦北海道市町村側の勝訴が確定したところでございますが、その後、高裁、高等裁判所に控訴し、更に最高裁に控訴していたところでございますが、平成20年8月に控訴が棄却されて、北海道被告である北海道市町村側が勝訴したという内容でございます。

北海道の市町村におきましては、北海道町村会の顧問弁護士であります札幌の佐々木氏へこの事件の裁判事務について委任して、当初平成14年と平成16年に着手金として合計13万円払っているところでございます。

その後、確定したということで最終分、ここで31万円、失礼しました、10万5,000円を支払ったという内容でございます。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 最後の時間外訴訟については、よくわかりました。

住基ネットワーク、エルタックスについては、今後の利用が更に見込まれるということでありまして、積極的に貴重な町民が利用できるように周知徹底を、こういった制度が、やり方があるということを広めていただきたなというふうに思います。

三つ目、三つ目にお聞きしました生活交通路線のことについては、南商あかしや線、デマンド式、81万円がそうであるということがわかりましたが、一般質問でもお聞きしましたが、この路線を増便

しないまでも延長するというようなことになってきた場合には、この分が町の負担がどのように、どのくらいの感じになるのかということをお尋ねしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 負担の予測というのは、例えば延長のそのどのくらいの距離かというのがまずひとつあります。

それと、計算式の根本の部分収支なものですから、バス会社の方でどの程度の需要予測、そして収支の見込みになるかというかなり細かな計算になるかと思えます。

これは、バス会社と協議してみなければ、詳しい数字は出てこないのかなというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

ほかに、ございませんでしょうか。

ほかに、どのくらいいるかちょっと確認したい。

それでは、質疑の途中ですけれども、この際11時15分まで休憩いたします。

(10:58 休憩)

(11:15 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 98ページ、1項5目15節、忠類テレビ中継局デジタル化工事についてお伺いをしたいと思います。

昨年の補正予算で予算を組まれて、地デジに対する対応を町として、していくことで、この事業が成されたといふふうに理解をさせてもらっているところであります。

この整備が完了することによって、町内の難視聴解消に向けて整備が整ってきたのかなと思うのですが、実際にこの地デジ構想がスタートすることによって、難視聴地域が解消されたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

併せまして、5,000万以下の工事でしたので、議決を要しなかったということで内容がちょっとわかりませんので、何社の入札で行われて、受注率がいくらだったかをお伺いしたいと思います。

それと、予算のときにお伺いすればよかったのですが、スタートして、結果として、町の持ち出しも含めて、そのランニングコストがどのくらいかかるものなのかお伺いをしたいと思います。

次に、98ページ、1項6目13節、コミセン管理委託料についてお伺いをしたいと思います。

資料を18年、19年、20年と資料の利用率を見させていただきますと、それほど増減がなく利用が推移されているように思うところなところであります。近年の利用の状況ということで、新聞など見ましても、幕別町で葬儀を行うことが非常に少なくなって、帯広の会場を使用することが目につくようになってきているところでありますので、会場の利用の内容ですね、抑えているところがあれば教えてくださいたいと思います。

以上、2件です。

○委員長（中野敏勝） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 私の方からは、地デジの中継局の建設について説明をさせていただきたいと思えます。

まず難視地区でございますが、昨年度、建設がされまして、デジタル化に基づいてされた部分につきましては、数件のデジタルが映らないというような状況はおきてございます。

これは、広尾局がまだ開設しておりませんので、広尾から受中、受信できるところもあるかもしれませんが、今までアナログ放送が広尾から受けていたところが、忠類の中継局ができたことによって、忠類のデジタルが受信できるというふうになったところもございますので、これはもう少しデジサポという総務省のテレビ受信者支援センターの方で、今年、調査をしまして11月くらいにはその結果が出るというふうにお聞きしておりますので、その結果を待って、また難視区域が出るかもしれないということで、それについてはまた対応を考えていきたいというふうに考えております。

現在では、今現在では数件ということで掌握しております。

それから、入札に関しましてですが、何社の入札かということなのですが、これにつきましては1社で随計をしております。

平成7年に、アナログ放送設備が旧忠類村において、中継局として建設されているのですが、それ以来ずっと維持管理をしている会社がございます、これは民放4社の方がこの会社を承認しているというのでしょうか、その道内に何社もないということがございまして、この会社に承認して維持管理をしてきたという経過がございます。

この会社でやるのが、アナログとデジタルの切り替えとか、それからその施設の改修に基づいて、不備が起きないという前提で随計理由としまして、随計をいたしております。

ちょっとそれから、ランニングコスト、ちょっと落札率の計算、まだしていませんでした。

すみません。

ちょっとお待ちいただきたいと思います。

それから、ランニングコストですけれども、電気代がかかるのと、それから維持管理費、維持管理の委託をしておりますので、維持管理費委託料につきましては、ここにありますとおり、32万7,600円ということで契約をしております。

これは、今年からアナログ、デジタル併設ということで維持管理をしていただいておりますが、アナログだけの管理と金額的には変わっておりません。

それから、電気代でございますけれども、ちょっとお待ちください。

約、平成20年度で20万円程度の電気代がかかってございます。

アナログとデジタルで併設になりましたことで、約7割増しくらいの電気代かかってございます。

まだ、年度途中でございまして、ちょっと総額的な比較はできませんが、そういった形で維持管理がかかるというふうに思っております。

それから、落札率すみません、ちょっと計算いたしますので、ちょっとしばしお時間いただきたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） コミセンの利用状況についてでございます。

コミュニティセンター、5館、失礼しました、6館でございます、忠類も含めまして。

6館の利用状況でございますが、全体で利用されているのは資料にもありましたように6万4,000円余り。

それで、主に内容的には公区活動、子ども会ですとか婦人会、老人会も含めまして公区活動のほかに、ミニバレーですとか、大正琴などのサークル活動的なもの、そういうようなものが主で、だいたい年間約1万件が利用されています。

そのうち、コミセンで葬儀があったのが23件でございます。

○委員長（中野敏勝） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 落札率でございますけれども、94.8%ということになっております。

以上でございます。

○委員長（中野敏勝） 前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 難視聴地域につきましては、数件あるということではありますが、広尾のアンテナによってどうなるかということでもありますので、理解するとともに、難視聴がないように気をつけていただきたいというふうに思っております。

今、落札率のお話をいただきましたが、予算が6,000万組まれていたわけでありまして。

その安く工事が済んで非常によかったと思うのですが、差異が非常に多い要因を教えてくださいなというふうに思います。

それと、ランニングコストについては、補正のときに伺った答弁とほぼ一緒だったので、それは理解をさせていただきたいと思っております。

コミセンの利用についてであります。

昨年1年間で、6件のコミセンで23件の葬儀が行われたということでありました。

今の条例でいきますと葬儀が優先されて、例えば予約をしても、葬儀があればその行事が行えないという条例になっているかと思いますが、これを、条例を変えて欲しいということではないということ聞いていただきたいのですが、だんだんその葬儀のスタイルも変わってきております。

その帯広に行ってやるということも増えてきておりますので、これからコミセンの利用率を上げる意味で、どういった方向性を町として考えているのか、お伺いをしたいなというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 昨年6月に補正をさせていただきまして、すみません、5月に補正をさせ

ていただきまして、6,000万の予算を付けていただきました。

執行額につきましては、約1,000万近く額は執行額ということで、安く落札するというか、発注することができたのですが、前年からこの事業につきましては、いろいろと機材等について徴集見積等取りまして、機器単価について調査をしておりました。

それまでは、このデジタル機器に関しましては受注生産というのがほとんどのケースで、全国的にその建設されるものが非常に少ないということで、機器も大変高額であったということでございました。

ただ、この総務省の方の地デジ化に向けて、全国的にかなりのこういった工事が発注されるという中で、それまでは受注生産的な機器価格が、ある程度その汎用機になってですね、大変、機器そのものの単価が落ちました。

これはちょっと我々もびっくりしていたのですが、発注にあたって直前に再度いろいろと見積徴収をかけましたら、そういった結果になったものですから、これについては6,000万の予算をいただきましたけども、安い価格で落札することが、発注することができたというふうに考えております。

以上です。

機器の価格によってということ、それと忠類地域に関しましては今後その広尾局、今、試験電波をやっと数日くらい前から発しているというふうにお聞きしているのですが、実際にそのご自宅で見ますと、アンテナの向きを変えなければならないというようなこともあるものですから、ひとつひとつについては、まだ詳細は掴めておりませんが、難視区域の解消に向けて今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） コミセンの利用率向上のためにということでございます。

委員ご質問のとおり、近年公区の方が高齢化していて、葬儀がなかなか公区みんなで作ることができないというようなことで、葬儀が減ってきているということは実態でございます。

ただ、ここですぐそういうものを、そういう状態だからというわけにはいかないのかなとは思っております。

その辺のところは今後、また状況に応じて公区の皆さんと相談していきたいというふうには考えておりますが、現状のとおりを使い方で進めてまいりたいと思っております。

利用率の向上につきましては、住民活動の場と、器という意味でコミセンがございます。

そういう意味では、コミセンをどうするというよりも、むしろ今後、住民活動を活発化すると、更に活発化するというような方向で働きかけて、公区の方々ともご相談進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 106ページですが、15目交通防災費、13節委託料、5番の環境調査分析委託料ですが、決算資料の42ページを見ますと、ここにその調査といたしまして、4施設アスベストの濃度調査を行ったと報告されております。

このアスベストの調査は、既に終わっていると私は思っておりましたが、このように調査されたその結果と、それから今後どのような対処を行っていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） アスベスト関係につきましては、アスベストのある施設につきましては、囲い込みとかそういうようなことで対策は既に打っております。

そういうことではありますけども、その環境的にそれらが外部に漏れていないかどうか、やはり確認をするということは大切なことでございますので、そういう意味で空気中のそのアスベストの飛散状況あるかないか、それについて例年調査を継続的に行っているところであります。

検査結果といたしましては、全く問題ありません。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） その囲い込みとか、検査をしなければならんっていうことは、対処の仕方が何年か経つとまたアスベストが飛散するというそういう状況にあるので、調査を進めていくということなのでしょうか。

それとも、すっかり安全なのだけれども、再度やっていくというのか、その点の確認をもう一度したいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 安全な形になるように対策は既に打ってあって、これは問題ないと考えており

ます。

更に、それらが全く問題ないかどうかを確認するという意味で、こういうふうな調査をやって、そして全く問題がないという結果がでているということでございます。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） では、除去したわけではなくて、囲い込みで対処しているということなのですね。わかりました。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 111ページ19節、4番協働のまちづくり支援事業交付金のところでお伺いをさせていただきますが、資料では8件増えて、金額では400万近くが増えておるわけでありまして。

輪が広がっているところが、いいことだなと思うわけでありましてけれども、その内容につきましてお伺いしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 19年度との比較でまず申し上げます。

件数では、19年度が総合計ですけれども180件でした。

それが20年度では188件に増えました。

あと、金額で申し上げますと、約ですけれども40万ほど決算額として増えております。

特に最近ですね、助成の中身で申し上げますと、公区の防災活動に関して、大変活発になってきています。

主に、地震ですね、地震を想定されて、公区として例えば避難のあり方ですとか、あと各家庭で備える防災用品ですとか、そういったことへの感心が大変高くなっております。

それともうひとつは、環境美化です。

花いっぱい運動ですね、公園ですとか、あと道路沿いに花を植える、新たに取組まれる、それから、一度取組まれたところはずっと継続してやっていただいているというふうに、この事業に関してかなり安定しているというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 申しわけございません、40万近く増えているということでございます。

コミュニティの関係のところ、盆おどりであるとか、夏まつりであるとか、そういうそのコミュニティ活動につきましては、昨年に比べてどういう状況になっているのか。

あと、この中に資源回収の実践のことが入っておりますか、その辺も確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） まず、コミュニティへの支援ということです。

金額で申し上げますと、倍増しております。

特に、先ほどちょっと答弁漏れをいたしました、ずっと公区で継続している地域のお祭りのイベント用品、そういったものというのを毎年揃えて、結局レンタルですと高くつきますので、長く使う、長く使えるものというのは、自分たちでこういった制度を利用して用意したいという、そういった需要もございます。

これも増えております。

それから、2番目が資源回収です。

これはですね、予算上、別に持っていたものを19年度からこの予算課目に計上するようになっております。

こちらは、19年度が72件、それから20年度が73件、金額的にはほぼ横ばいでありまして。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 評価をするところでございますが、資源回収も増えているということで、大変喜ばしいことでもあります。

今後、またこの協働まちづくりというのは大変、幕別町においては大切な施策のひとつだと思っておりますが、新しいメニュー等も含めて、今後に向けたその課題と申しますか、そういうことがあれ

ばひとつお願いしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） いろんな機会、実際にこの制度を使われている皆さんと、実際に相談する機会としては公区長会議ですとか、その代表者会議ですとか、いろいろございます。

そういった場面で、この事業の趣旨を生かしていくように、いろんなその時代背景ですとか、社会環境も変わってまいりますので、その辺は実際にこういった事業に取り組まれている方とのその相談の中から、やはりタイムリーな事業メニューというのは見い出してまいりたいと思います。

そういった姿勢は常にもっております。

○委員長（中野敏勝） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 公区がだんだんと高齢化をしてきておりまして、いろんな関係で高齢者が公区活動になかなか参加できないというふうなことがあります。

そういうことも含めて、将来の支援のあり方について、考慮をいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（中野敏勝） そのほか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） ページ数でいきますと114ページ、115ページ、2番の徴税費の19負担金補助金及び交付金の4、十勝圏複合事務組合滞納整理機構についてお伺いをいたします。

この滞納整理機構は平成、3年前ですね設立されまして、本格的に徴収業務を委託をして行っていた点では、平成この20年度の決算が、1年を通して徴収をした初めての年ではないかというふうに思います。

前年度は途中でなかったかと思うのですが、この予算は74万6,000でありましたが、決算は99万9,000円になっております。

後ろの国保の方でも、更に105万6,000円を委託料として払っているわけですが、この20年度の委託しました件数と、それから回収された金額、それから委託にあたっての滞納整理機構渡す基本的な考え方、それから渡された人の収入状況などについて伺います。

併せまして、この税の徴収、滞納整理機構に渡さないまでも、徴収全般について伺いたいのですが、今、滞納整理機構に渡さなくても幕別町自身で税の徴収を行っていると思うのですが、この平成20年、19年度が特に増税になって税の相談が多かったと思うのですが、20年度についても、その住民からの相談件数がどのくらいあって、対応されたのか伺います。

○委員長（中野敏勝） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の関係でございますけれども、滞納整理機構、平成19年の4月から実際に動いてございますので、平成19年、20年度と2年間の実績というような形になりますけれども、まず平成20年度でございますけれども、引継ぎ件数が17件でございます。

引継ぎ金額につきましては、1,984万2,900円でございます。

そのうち、収納した金額が、滞納整理機構それから滞納整理機構でやっているのですが、市町村に納入された方もおります。

その方も含めて405万1,200円というふうになります。

滞納整理機構に渡す基本的な考え方ということでございますけれども、滞納整理機構、基本的に19年に立ち上げる時点で、大口滞納事案、あるいは滞納額の累積がぼんぼん増えていくというような方、それから滞納処分が必要な事案、それから税の公平姿勢を確保しなければならない事案ということで、資産収入、資産、あるいは収入があるのですが、納入されない方に対応しなければならない。

それから広域的なことでもやりますので、広域的な財産調査が必要な事案。

これは、管内、管内といいますか、町村内ならいいのですが、これが十勝管内に渡るといふような形になりますと、管内で広域的にやると調査がしやすくなるという形で、そういう事案を主にやっております。

幕別町、本町の考え方なのですが、あくまでも、うちが納税相談していただくように働きかけているのですが、それに全然対応されない方、このような方、あるいは大口滞納者、それから町外に転出された方、このような方を中心にして滞納整理機構の方をお願いをしているというふうな内容でございます。

17件あるのですが、その中で町内在住者これが10名、それから法人これが2法人、それから残りの5名につきましては町外在住者ということでございます。

したがいまして収入状況でございますけども、町外の方につきましては、わかる人とわからない人がいるということで、カウントはいたしておりません。

あくまでも町外在住者だという考え方でおります。

町内の10名でございますけども、収入の割合でいきますと未申告の方、この方が1名おります。

それから所得なしが1名。

それから50万円未満1名。

ちょっと違いますね、もう一度言います。

未申告の方が1名。

それから所得なしはなしです。

50万円未満1名。

それから100万から200万、所得単位ですけども、100万から200万未満、これが4人。

200万から300万未満、3人。

300万以上、1人と合計10名になっております。

それから、徴収全般の20年度の相談件数でございますけども、納税相談と実施してございまして大体3月に1回程度、6月、9月、12月、3月というふうな形でやってございますけども、6月の納税相談が対象者400人に相談の案内をしてございまして、66人が来庁されたと、それから9月につきましては、対象者205人に対しまして、68人が来庁されたと、それから3月でございますけども、対象者174人、うち59人が来庁されているということでございます。

分納計画書でございますけども、これは現年度分の未納者、それから滞納分もある方、この分納計画を出されている方が53件、それから納税誓約書、これは現年度分の納税が大変だということで、分納でお支払するという納税誓約書、これ現年課税分ですけども。

すみません、分納計画書は53件、20年度ですけれども、これは現年度課税者で納税が大変だということで、分納誓約された方、これが53件です。

それから納税誓約書、これは滞納分とそれから現年度分の未納とある方ですけども、それが平成20年度297件、誓約を出されているというような形で納税相談を実施しているというよう状況でございます。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、まず滞納整理機構の方からお話します。

滞納整理機構の設立にあたっては、私どもの考え方としては町民の町税、税金を納めていただく手立てというのは、あくまでも町が直接やるべきだということで、一貫して考えを申し上げてまいりました。

これは費用対効果だろうこというのは、ですから例えば、たくさん費用を効果としてたくさん上がるという事態があっても、その自治法の理念からいったらうまくないだろうということ、今も変わりません。

それであるにしても、今回のその結果を見ますと、総額で200万以上の負担金を払って、回収されたお金が405万ということでありますから、確かに金額としては倍額ではありますけれども、しかし、その根本的な考えからいったら、結果としては言葉は悪いですけれども、成果としてはこの程度かという思いもいたします。

そこで、これは先日、十勝毎日新聞にこの滞納整理機構、十勝全体の状況などの報道もあったのですが、件数は確かに増えてはいるのだけれども、これまで長期に渡る滞納、いわゆる高額滞納の整理を1年、2年でやったということもあって、その後、金額的には下がってきているという報道でありました。

これ、現実だと思うのですね。

ですから、そういうことを考えると、これは国の法律に基づいて十勝1市18町村全部加入してやっているわけでありまして、これを継続していく意味合いというのは、やはりそういった短期の間にもこういう結果が出ているわけですから、しっかりと見据えて提言も行って、やっぱり私は廃止していくべきものではないかというふうに思います。

これは考え方を伺います。

それともうひとつ、町税の相談についてであります。昨年度6月、9月、12月、3月ということで6月、9月、12月の報告をいただいたのですが、6月400人、これは結局、相談というのは何らかの形で税を期日までに納めていないと、したがって町としてきちんとその方たちに連絡を取った相手ですね、相手の数が400人ということですね、6月は。

トータルしますと、これだけで800人近くなるのですけれども、もちろんこれダブった方もいらっしゃる

いますよね。

6月に相談に来られなかった、その方がそのまま9月に残る、あるいは12月に残るという形で、そういう状況であります。

そこも確認させてください。

それで、実際には分納の手続きを53件が現年度課税に対して取られ、更に過年度分も含めて297件が誓約書を書かれているということなのですけれども、こういった形で実際にまず相談を必要とする人と、実際に対話されている人の数が相当開きありますよね。

この対話になっていない人たちに対する手立てはどんなふうに行ってきて、結果としてこういうふうになっているのか、こういう結果になっているのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、1点目ですけども、継続していく意味合いということで、実は17件、1,980万程度の引継ぎ額で滞納整理機構の方でお願いをしておりますけれども、この内容につきまして、税務課の方で納税相談の催促、あるいは納税相談ではなくても、臨戸訪問したりして対応している内容でございますけれども、あまり税務の方と折衝されない、あるいは何のために税金を払わなければならないのだとか、そういう類の方が中心でございます。

その辺を理解していただきたいなど、これ19年度も17件おりました。

19年度は2,278万引継ぎまして、そのうち収納が446万あったのですが、これだけの金額を滞納者からいただくということは、相当、相応の対応をしていかなければできないということなのですが、たまたま町内にいる方につきましては、税務側が対応するというので、なかなかそういうところで難しい面もあるのだということで、第3者的になりますけれども、滞納整理機構にお願いしてこの徴収にあたっていただいているということが内容でございますので、金額的にもかなり滞納税額が多い方も当然おられます。

そして、税務課の対応していただけない滞納者が大半だということをご理解願いたいなど。

したがって、滞納整理機構でやっていただくのは、PR効果も含めまして、大変意義あることだというふうに私どもでは考えている状況でございます。

それから2点目でございますけれども、納税相談の重複者がいるということでございますけれども、実は町税だけでいいまして、滞納繰越分の滞納者につきましては、これは本来は現年課税分の滞納者も含めればいいのですが、平成20年度の滞納繰越分の滞納者が1,215件あります。

1,215件、単純に考えれば1,215納税者が滞納金を持ってられるという方がいるという内容でございます。

そのうち、あまり本当に納税相談をしなかったら困るのだよという対象者が例えば400人、あるいは200人とか数字出しましたけれども、その中で特に納税相談に必要な方について、うちの方で納税相談の文章を出してそして対応をしているという内容でございます。

ただし、その中で来られない方もおられます。

あくまでも納税相談の6月とか9月とか、そういう時期を決めてやっけていまして、それ以外についても臨戸訪問、あるいは電話等で訪問に応じてもらうよう、こちらの方から接触を求めているものがございますけれども、なかなか接触していただけない方もかなりの人数でございますので、その辺、税務の方で税務課の方で何とか折衝して対応していきたいというふうに考えて、事務を執り進めているところでございます。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） この滞納の問題で、このところの経済状況ですとか、生活状況ですとか、それからその税の負担の割合ですとかというふうに考えると、ここ4、5年間特にそうですが、収入は減るがその負担金額が増えるというのがいろんな負担の中で、続いてきている。

つまり、担税能力をだんだんその超えるといいますか、だんだんその負担割合が、税の負担割合が多くなってきているというのが事実だと思うのです。

その辺も決算でありますから、特に未納者も含めて抑えていられたらお答えいただきたいのですが、そういう状況の中で回収の機構だけがどんどん強化されていった。

先ほど、年金の年金からの特別徴収のこともありましたけれども、そんなふうな形をとって、それから滞納整理機構をとるとかというようなことで、その徴収業務が国の方でどんどん強化してきているというのが実態だと思うのです。

自治体としては、国がそういう方向で来るものですから、うちの町としてもその流れでやっていくと

いう姿が今日だと思ふのです。

しかし現実に、ないものはない状況の中でどんどん強化されていくわけですから、非常に生活を脅かすような実態が生まれてきているのが現実だと思います。

そういう視点から見ても、この整理機構のあり方は本当に問題だというふうに思いますので、部長はそうにお答えされていますけれども、そういう実態を考えればやはりこれは見直していくべき、廃止していくべき機構だというふうに思います。

それでもうひとつ、うちの町としての徴収のあり方なのですけれど、この相談を必要とする人の人数と実際に相談されている人数に差があって、実際はこれお話し合いができていない人たちがそれだけ存在するってことですね。

問題なのは、そういうお話し合いができない状況の人たちに、どういうその手立てを取って徴収に向けているかということなのです。

私、こないだ直接担当の方にもお話しさせていただいていますので、粗推測つくとおもうのですが、実はうちの町も差し押さえというのをしていますね。

その中で、給与の差し押さえというのをやっていますね。

これ、法的に過去にも何度か議論したことがあるのですが、問題ないということをやっているということなのですが、先般ご相談いただいた方は給与の差し押さえ、本来給与というのは、税法に基づいて差し押さえする場合には、その給与の必要経費を引いてからですが、4分の1というふうに定めがあるのですよね。

ですから、4分の3は差し押さえしてはいけないのです。

ところが、今回ご相談いただいた事例は、今年の5月から7月に渡って、その全額を差し押さえるということを、うちの町がやっているということがわかりました。

それは、どういう形でやっているかといいますと、給与を振り込まれている、通帳に給与としてその人の働いた分が振り込まれるのですね。

そうすると、その給与と書いてあって振り込まれた金額も書いてあるのですが、その全額を3回に渡って差し押さえたこと。

どうしてそんなことができるのかと聞きましたら、これは一旦通帳に入ったものだから、預金とみなす、だから全額差し押さえして構わないのだということでありました。

実際、そういう考えで相談の来られていない方たちいらっしゃると思うのですが、そういう対処でやられているのですか。

そういう考えで、この連絡取れない方たちについては、やっているのですか。

○委員長（中野敏勝） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 徴収のあり方でございますけれども、今、給与の差し押さえのことについてお話をされましたけれども、実は給与の差し押さえにつきましては、その努めている職場に行き、給与を差し押さえさせていただきたいということで、責任者の方の了承を得まして差し押さえるの事前通知をしまして、差し押さえをして給与から必要経費を引いた分、その人数によっても変わりますが、生活費、あるいは税金とかかかる経費差し引いて、またそのご家庭の扶養者がいれば扶養者の人数を差し引いた分を、残った金額を給与から差し押さえて町の方に、その税金分を納入してもらおうというような形をとっているものでございまして、今言われた給与の差し押さえで、預金通帳から全部抑えるというのは、給与の差し押さえではないというふうにうちの方は考えてございます。

実は、中橋議員が仰せのとおり、給与の差し押さえ、給与というか給与から振り込まれた預貯金を差し押さえしていただいています。

これはある程度、例えば納税相談に来られてやるのですけれども、その後、全然履行されないとか、それから、何回も通知を申し上げているのですが、全然話が来ないよとか、全く税務課に対応されない方について差し押さえを行ってしまっていて、実は、差し押さえに行きましたら、預金につきましてはその全額、あるいは滞納の範囲内で差し押さえをさせていただいています。

ただし、これもあくまでも納税者については生活がございまして。

ただし、生活はあるのですが、未納について税務課に全然対応されない方につきましては、差し押さえたなら大抵は税務課の方に苦情の話が来ます。

ようやくそこで、税務課と折衝を持てる、納税者と折衝を持てるという内容でございまして、そこでようやく納税相談が話が絡んでくるというような形になっていますので、差し押さえたイコール全部徴収しますよというふうな方法は一切とっていませんので、その辺ご理解願いたいと思います。

それから、そういう方で一例をあげますと、例えば滞納されている方である団体の方と一緒に税務課の方に来られています。

こんなに抑えられてどうするのだという内容なのですが、そこで納税相談のお話をしまして、こういうようなことで、月何ぼずつ払っていただくようになっているのに、今まで払っていただけないから差し押さえたのだということでご理解願ひまして、その後は月何ぼずつ納税していただきますというような形で相談結果を持ってその団体の方と帰っていかれたのですが、その後またその納税者はその誓約について履行されないという形でございまして、今6月9月12月とか言ったのは、大体誓約書出して3カ月に1回、その後また納税相談をしていただくという形をとっていますので、そのようなケースで大体誓約書を出すのですが、その後また履行されないという方が多分にいますので、そういう場合についてはまた給与等、給与等といいますが預金等の差し押さえをさせていただいて、納税相談に応じていただくような形もケースとしては取っている内容ではございます。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 課長のご答弁は、形の上では給与は差し押さえしていませんよと、あくまでも預金ですよと、そして何回も何回も連絡を取ったのだけれど、なしのつぶてだから、だからやったのですよと。

やれば必ず出てくるから、いわゆる誘き寄せですよ。

だから、そこでやるのですよと、しかしそれでも履行されない場合があると、こういうことですよ、今お答えいただいたの。

私ね、その地方自治のその本旨としてどうなのだとこのこと言いたいのですよ。

例えば、この預金差し押さえられた方、3カ月間やられてしまいました。

私ね、これ納税義務者は義務を果たさなければならないということ、大前提に持ちながらお話ししますからね。

ですから、それが投げておいていいということでは絶対ありません。

これはきちんと、そこが役場の方たちのその力を発揮しなければいけないところですから、きちんとこれはやらなきゃいけないと思う。

でもね、こういう実態なのですよ。

これはあのご本人から伺いますと、最初は課長おっしゃられるとおりに、電話での相談をやりながら分納などのお話合いをして、結局守られなかったのです。

その後その振り込まれたお給料を、差し押さえしていくのですけれども、正式にお給料を差し押さえする場合には、そのお給料の軽減をきちんと会社に言って抑えなければいけないですから、そういうことはやっていないのです。

でも、その会社がお給料を振り込んだ日、その日に預金として差し押さえしているのです。

ですから、実質的には実態としては給料全額抑えられた形なのです。

そのお給料は1円も本人の手元に行かないわけですから。

見ましたら、4月の30日の日にまず第1回目やるのですよね。

ちょっと待ってください。

5月、6月、7月の3カ月間やったのです。

4月については、その方たまたま失業されていた方ですから、お給料が入り出したのが4月からだったのですけれども、その4月が5月に振り込まれて、その時点で3万円の引き落としがまず端数も含めてですけれどもするのですよね。

その次に、5月分のお給料、これは6月30日ですが10万何がし全額引くのですよね。

その翌月7月の末に20万の、20万何がしの振込みがありこれも全額引くのです。

それで、私が言いたいのはそういう例えば、それをやらなかったら駄目なのだよというようなひとつの警笛だという意味合いも含めてやるということなのですから、少なくともその3カ月間、では、お給料全部抑えてその方はどんな暮らししているのか、どういう状況なのかということに、心を寄せるのが自治体の役割ではないのですか。

それを、そのままだ相手から何も言ってこないからということで、引き続けるというそういう手法というのは、私は徹底的に改めなければいけないというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、中橋委員の方から税金の未納の対応についてですね、中橋委員なりのお考えをお聞かせいただきましたのですけれども、まず1点目、滞納整理機構の関係、これについては引き続

き継続をして、運営をしていくという必要性は、私はあるというふうに思っております。

と、言いますのも、先ほど税務課長の答弁の中にありましたように、うちの町にすれば1,000件以上の未納者、納税義務者でいう未納者がおられる中で、実質滞納整理機構に引き継ぐのは十数件であります。

それは何故十数件の案件を引き継ぐのかという至った経緯ですね、前にも私の方でも説明をさせていただいたかと思うのですが、誠意の見られない納税者という判断をさせていただいて、引継ぎする、あるいは町外でも我々の手の届かないところもいるというような場合もありますけど。

その誠意の見られないというのも、中橋委員おっしゃられるように、所得が極端に例えば減っちゃって生活するのにやっとだと、税金まで手が回らないよという方については、分納なり納税の猶予なりをして相談をして誓約書を出してもらって、それに基づいてやっていただいているわけですね。

だけども、接触すらしていただけないです。

督促状出して、催告状何十回も出して、夜間訪問、土日訪問、そして相談日設けてきてくださいとご案内をしても来ていただけない。

たまに行っても居留守。

そういうその悪質な方々、言葉は前にも適切でないかもしれないと言いましたけども、そういう方があります。

ただ、所得、貯金も一定程度ある方で、そういう納税の誠意が見られないという方を、滞納整理機構にお願いしようということでもありますので、今後についても当面といたしましうか、引き続きお願いをせざるを得ない状況があるのかなというふうに考えております。

それからそのもうひとつの、差し押さえの関係ですね、これについては、私たちも差し押さえやりたくてやっているわけではありません。

やむなく差し押さえをせざるを得ないという状況があつて初めて、その方が勤めてらっしゃる会社にも職員が、うちの職員が訪問して説明をして、そして理解をいただいて、お願いをしてやらしていただいている。

それまでの、督促状から催告状から何回かの電話等での呼び出しというか、そういうことをさせていただいても全然理解も得られない。

だけども、一定程度の所得がある。

そういう方々については、やむなく給与差し押さえさせて、給与というか預貯金を差し押さえさせていただくしかないというような、最後の手段としてお願いをして実行しているという状況があるということをご理解をいただいて、今後についてもその税の、地方自治の本旨というお話も中橋委員もおっしゃられましたけれども、我々その町に住んでいる住民からすれば、納税の義務、自分のところの町に住んでいる納税をするということだって、当然義務として自分たちの福祉サービス、行政サービスを受けるためには、税金だって、決められた税金納めなければならないのですよ。

ですから、我々は税の公平性のこともありますけども、どうしてもその納めていただけない方、分納の手続きもしますよということもお話したいのに、コンタクトも取ってくれない、そして全然私どもの文章にも反応もしてくれないというような、本当にその誠意のない方々については、そういう最悪な手段といたしましうか、そういうことを取らざるを得ないというのが現状であるというふうに私どもも思っておりますし、その辺について中橋委員にもご理解を賜りたいなというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まず私は、ひとつにはその課税でありますから、その人のその担税能力というのは十分判断した上での対処ということになります。

それから、その何ていうのですか、悪質かそれとも支払い能力がないのか、その見極めですね、収入があるのに払わないそれは当然、今、部長がおっしゃられるとおりでと私は思います。

ところが、今、一例で先ほど申し上げましたけれども、私はこういう状況の方たちが、たくさんいらっしゃるのではないかと、担税能力ないですよ部長、これね、ずっと私もこのここでお話する以上は、これまでの過去、どんな生活ぶりをされてきてどうなのかも全部調べさせていただきました。

やはりこのご時世ですから季節労働者で、仕事が半減していくのです。

そして、リストラにも遭う。

持っていた財産も手放すというような状況の中で、生き抜くわけですよ。

そして、やっとこう仕事を得て、今年冬場ありませんから無収入になる。

実は、この差し押さえの中には、季節労働者の特例一時金までも差し押さえられているのです。

そんなことわかっていましたか。

4月の当初に、その一番最初3万2,000円引かれるのですけれども、このときまだお給料入っていませんよね。

どうして引かれたのかなと思うと、特例一時金の残り分とそれから定額給付金ですよ。

ご夫婦で2万4,000円入っていますから、それが引かれているのです。

そういうところから始まって、結局、預金と見ているから引くのですよ。

引くというか差し押さえですよ。

その次、ようやく働いて収入に繋がる。

雨も多かったから5月はあまり働けなかったと、やっと6月に末に10万3,480円の給料が入って下ろしに行ったら、もう差し押さえられていてないと。

次に、それが続くのですけれども、こういうことを、私はその方に何故途中で相談に行かなかったのですかとお話をしたのです。

そうしたら、お手紙が来たと、それでひとつはその差押調書謄本というのが来たと、それからもうひとつは、そういうふう差し押さえしているものだから、配当計算書というのが来たと、でね、何のことかわからないというのです。

何かがあったら、2カ月以内に岡田町長に不服申し立て、あるいはその審査請求できますよと、でもね、これね無理ですよ。

これお話して、こういうものなのですよということで初めてわかるのだけれども、それで私はいくらの方がそれは1,000人も2,000人もいるのだったら、それはうちの町として一回一回訪問して対応したりするのは無理だと思います。

でも、そういう方たちというのは限られてくるのではないですか。

そうすると、電話だけの対応で来ないからそれをやってしまうというのではなくて、きちんと少なくともこういう行為をしてしまったら、その後どうなっているかくらいのやはり訪問活動なりするくらいの姿勢が必要なのではないですか。

○委員長（中野敏勝） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今その一例ですね、中橋委員おっしゃられた一例、それは確かにそれは現実そういうことあるのだろうと思います。

ただ、私どもが未納になっている方々と接触をしまして、いろいろ生活状況をお聞かせいただくわけです。

例えば給料は10万、だけでも車のローンが3万ある、生活費が何ぼ、場合によってはその消費者ローンを2万を返さなければならない、こういう状況を全てお聞かせいただいて、では毎月1,000円でいいですよ、2,000円でいいです、毎月2,000円ずつお支払いただければ、税金納めていただければ何カ月で1期分は終わりますよ、そういうような説明もしながら対応させていただいているつもりです。

今、うちの方で取組んでいるのは、その消費者ローンなんか高金利というか利息制限法を越える金利分が、そのローン借りている人が支払っているという現状がある中で、ローン会社に対してうちの方からその債権、ローン会社に対しても、その上回る金利分についてうちの方からその会社に文書を出しまして、うちの方でこの方の、いうなれば税金未納分に充てさせていただきますよと、そんなような取組みもやらせていただいております。

ですから、その方の文書届いた方が、どういう思いで中橋委員のところにご相談行っているのか、ちょっとわかりませんが、私らにすれば当然何回も何十回も文書も出している、そして電話も入れている、訪問もしている、そういうことやらせていただいているのですが、その際に是非その役場の税務課の方に1回足を運んでくださいと、役場の税の担当者によく事情を説明して相談してご覧というふうにお伝えいただきたいし、我々もそういう未納の方々に対しては本当に職員、夜昼なく訪問させていただいているし、電話の連絡もさせていただいているということも併せてご理解を賜ればなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 町民の皆さんの置かれている実態とか、気持ちをわかっていただきたいので、更に申し上げますけれども、私今部長が言われるように、役場に出向いた方がいいということでお話しましたら、何故行かなかったということにもなるのですよ。

お金がなくて行けないというのです。

そうなのです。

それは事実なのです。

それはおかしいと思われるかもしれない。

だけど、現実なのですそれが。

そうすると、それが1カ月2カ月と経過していく。

これよく生後の餓死事件ですとか、全国でいろんな問題あります。

私ね、こういう状況続いていって、本当に食べられなくなったときに、結果としては追い込むことになりますよね。

その結果、どうなるのだというところまでやはり考えてしまいます。

そうすると、私、このことは直接担当の方にお話させていただいておりますし、それから、もっと言えばその税を納めなければならないそもそもというの、わかっている方、こういう状況の中で、わかっている方です。

何故こんなもの払わなければいけないのかという、これだけ滞納あって追い込まれて、啖呵切る人もいます。

でも、そこからでしょう始まりは。

そこから、そもそもっていうことでやる。

その、そもそもとやるためには、しかもお金がなくて行けないという町民がいるということを考えて、何をしなければいけないのか。

やはり、その電話だけだと直接強制するって、それだけでは済まないのですよ。

もっと言えば、先ほど何処かの団体とかというふうに言っていましたけども、結果としては、結果としては分納で、この場合も約束を今後きちんと履行するということを大前提ですけれども、分納に応じてきちんとその手立てを取るわけですよ。

何故、その間に入ればそういうことができるのに、入らなかつたらできないのだということにもなりませんか。

私はやはりそのところが、もっと自治体行政側として、住民側に歩み寄る、もっとその指導するといえますか、先ほども言いましたように文書ひとつわからない。

そういう状況の人たちがいるということを知って、いろんなそのこちらからの働きかけをしないと、もう殆ど一方通行なのですよ。

書類だけ溜まっていって、結果としてはこういう状況に追い込まれているということなので、やはり私は、指導のあり方の工夫が必要だというふうに思います。

それと、それともうひとつ、その預金があるから差し押さえていると言うのですけども、こういう場合は、ほかに財産はないですよ。

でも差し押さえしているのです。

これはどうなのでしょう、判断として。

○委員長（中野敏勝） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 我々がもっともっと、いくなればその納税者の方々と、接触する機会を増やされた方がいいのではないのだろうかというお話かなと思いますけども、我々としては最大限今の職員体制の中で、連絡あるいは接触させていただいているつもりであります。

ましてや、嘱託徴収員の方もお願いもしてうちの方にも配置しておりますし、そういう方にも含めて、事ある毎にいろんなところに回ってもらう、訪問してもらう、そして留守かいらっしゃるか確認してもらう、いろんな手立ても取らせていただいているつもりでありますけども、例えば国保税が未納の方が、もう何カ月も例えば未納で保険証が行っていないと、国保の保険証が行っていないという方も中にはいらっしゃいます。

その病院にかかることがあって、病院に行かなければならないというときに、やっと連絡くれる。

こういう方も現実いらっしゃいます。

それで、そのときはうちの方も、国保と税の担当者が協議して、そして短期の保険証を出すというようなことも、ままあるわけであります。

我々もその訪問あるいはその接触、かなりの面でやっているつもりでありますけども、やはり納税者の方も、自分の今生活状況、あるいはその後の進退状況をお困りのときは、やはり相談に来ていただくしかないのかな。

いくなれば、収入がないというのであれば、その生活保護のお話の方にも我々としては繋がなければ

ならないということも場合によってはあるわけであります。

ですから、町民の方にも、また納税に対しての意識、啓蒙については当然させていただきましますし、また、今まで以上に更にその細かい足を運んで、未納者の方々の接触を図るような工夫も考えさせていただきますけども、町民の方にもそういう部分をもう少し理解していただくようなことも、ある意味必要なかなというふうには思っております。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

ほかにありませんか。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） すみません。

その、今、中橋委員がおっしゃられる財産がないのに、差し押さえされているという事例ですね、ちょっと私の方では把握はしておりませんでした。

ただ、今までいろんなケースを見てきている中で、例えばもちろん、例えばお年寄りで年金が少ない額の年金しかないよと、所得としては本当にそれしかなくて、本当に僅かな年金で生活されている。

けども、場合によっては本州に住む息子さん、娘さんから仕送りがあるとか、これいろんなケースがあるのです。

ですからその一概に今、中橋委員がおっしゃられるその財産がないのに、差し押さえされているケース私把握しておりませんが、もしお名前と後で教えていただければ、税務の方の担当に、再度その方についての内容については、調査をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ここまで議論してきましたから、私は決して努力してないというふうにも思っておりません。

この方の経過を聞いたときにも、役場側から2月にもお電話しました、3月にもしましたということも聞いております。

だから、スタートの段階といいますか、その差し押さえに至るまでの過程も、あらあらは見えては着ているのです。

けども、現実にはたまたま私は、この人今1人しか把握してないのですけれども、約束不履行だからといって給与、結果としては給与の全額を3カ月も差し押さえたということそのままで、何て言うのですか、調査もしないで、続けてきていることに私は非常に問題があるというふうに思うのです。

だから、ここがその間に出向かれたこともあるというふうに聞いておりますので、出向くこともできたでしょうし、でなかったら、そうですね他町村にも既に移られていましたから、そちらとの連絡、行政間の連絡というのもあるでしょう。

そういうような手法を取って、やはり一人ひとりの責任を求めると併せて、きちんと命も暮らしも守るのが町なのだよというようなことが伝わる接触といいますか、そこが本当に難しいのですけれども、私は大事だなと、これから特に大事だなというふうに思ったのです。

だから、担当の方、本当に汗かいてやられていましたし、膨大な資料の中で見つけながら対応もしてくれましたし、それはそれで頑張っているのです。

でも、結果としてこういう状況が起きているということは、これからも起きかねない。

現実には私は、今この事例聞きましたけれども、ほかにもいらっしゃるのかなという思いもあるのです。

ですから、そのことも含めて、やはり町民の暮らしの実態を必要とするところには、こういうふうになった人のところには、限られているでしょうから、出向く努力も含めて町の姿勢をわかってもらうその努力といいますか、その上で初めてその徴収というのが可能になってくるというふうに考えますので、私は是非そこをやっていただきたい。

それと、財産、財産といいますけれども、やはり預金、給与という名目で預金通帳にはっきり書かれているのですよ。

給与、何十何万何千円と端数までね、それが同時にその日に全額消える。

これは、形を変えた給与の全額差し押さえというふうに見えないでしょうか。

私は、やはりこのことも再度検討する必要がある。

その二つです。

役場側の思いもわかってもらう努力と、それと結果としては給与の全額を差し押さえになっている現実を、やはりきちんと事実を掌握した上で、改める必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） おっしゃる話はよくわかりますし、今、事例に沿った対応についても、また私どもの方では考えていかなければならないというふうには思っております。

ただ、部長、課長が答えましたように、税の滞納者には必ず連絡をさせていただいております。その中でやはりある意味、例えば役場ですとか税務課という言葉にアレルギー反応を示される方もいらっしゃるって、詳しい説明ができない場面、そういったことがあるのかなというふうには思っております。

そういったところは、私どもの方で改めなければならぬのですけども、ただ、名乗る以上は役場だったり税務課だったりするわけですから、それを名乗らない限り、詳しい説明もできないということもあろうかとふうには思っております。

ただ、今、中橋委員おっしゃられるように、役場が町民から愛される、職員が愛されるということが一番良いことなのですが、なかなかすぐには上手くいかないかもしれませんが、気持ちはそういう気持ちで仕事にあたるというふうには、これからも進めてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうには思っております。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） わかりました。

是非、努力を求めたいと思います。

それで、その努力の中のひとつに、結果としては給与の全額の差し押さえ、その財産の掌握云々は別にしましても、それが実施されている現状について、きちんと事実を掌握した上で検討をしていただきたい、改めていただきたいと思います。

その点だけいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今、最前、税務課長が答弁しましたように預金の差し押さえはさせていただいておりますけども、差し押さえた時点ですぐ相談があれば、相談があればというか、連絡があればなのですが、例えば全額ということにはならなかったのかなというふうには今私は思っております。

預金の差し押さえというと、どうしてもその残額の差し押さえになってしまいますから、入った額になってしまうのですけども、そういった場面でも今私が言いましたように、すぐ連絡体制が取れる、あるいは何か不都合があれば連絡をもらえる、こちらからも連絡をする、こちらからも落としますよという連絡は差し上げているのですけども、例えば先ほども言ったように、それを見てもらっていないというか、わかってもらっていないというのがあるのかなと思いますので、通帳を見た時点でわかっていたければ、連絡をいただければというふうにも私は思っておりますし、それも税務課の対応、税務課の対応というか、役場の対応としても併せて、給与を差し押さえするとかというのではなくて、預金の差し押さえに関してのことについても、差し押さえた時点で連絡をする、あるいは連絡をいただくというような手法がないかどうかの検討をさせていただきたいというふうには思っております。

○委員長（中野敏勝） ほかにありませんでしょうか。

2款、総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもちまして終了をさせていただきます。

この際、13時15分まで休憩をいたします。

(12:30 休憩)

(13:15 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、資料の請求がありましたその資料を手元に配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款、民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費の説明をさせていただきます。

122ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額14億4,277万7,000円に対しまして、支出済額は13億8,374万4,832円であります。

事故繰越額として1,278万9,000円を繰越しております。

1目社会福祉総務費であります。1節報酬は、細節1の社会福祉委員報酬、これは民生委員、児童委員に委員をお願いしているもので、61人分の報酬であります。

9節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11節需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品等に要した費用であります。

参列者は101人です。

この内訳はご遺族77人、ご来賓等の参列者が24人となっております。

19節負担金及び交付金の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対して支援をしたものであります。

細節6は民生委員活動に対する交付金であります。

20節扶助費は、細節1の生活困窮世帯に対する扶助費のほか、細節2は忠類地域における生活困窮等の世帯に対する扶助、細節3は水道料金の改定に伴います低所得者世帯等に対する扶助であります。

細節4は、灯油の高騰に伴い低所得者世帯等に灯油購入費を一部を扶助したものであります。

28節繰出金は、国保特別会計の保険基盤安定分及び職員給与費分などに係る繰出金であります。

2目国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

次に、3目障害者福祉費は、障害者の支援に係る費用で、1節報酬は、障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬であります。

124ページになります。

8節報償費は、聴覚障害者などのための要約筆記者の出役に係る謝礼で、1回3人分です。

13節委託料、細節6は、地域活動支援センター事業をNPO法人、幕別町手をつなぐ親の会ひまわりの家に委託したものであります。

細節8のコミュニケーション支援事業は、手話通訳者などの派遣など北海道聾唖連盟に委託したものであります。

細節9は、障害者に係る訪問入浴事業の委託料で、社会福祉法人幕別振興協会に委託したものであります。

細節10は、移動支援事業に係る委託料で、十勝管内の5事業所に委託したものであります。

細節11は、日中一時支援事業の委託料で、十勝管内の4事業所に委託したものであります。

18節備品購入費は、障害児支援用備品及び視覚障害者用の備品を購入したものであります。

19節負担金及び交付金は、細節3の身体障害者用自動車改造費補助金、これは2件分です。

細節6は、障害者通所サービス事業者の利用促進事業補助金で3事業者分です。

細節7は、帯広市、音更町、大樹町及び池田町に所在する地域活動支援センターに利用しました負担金となっております。

126ページになります。

20節扶助費は、細節1の障害者及び障害児の施設居宅サービスに係る支援費のほか、細節2は、特定疾患患者の通院費に係る扶助。

細節3は、障害者及び障害児の日常生活用具の扶助。

細節4は、障害児の居宅支援外の扶助。

細節6は、人工透析患者の通院費に係る扶助。

細節7は、重度心身障害時の家庭に対する見舞金。

細節9は、自立支援医療費に係る扶助。

細節11は、進行性筋萎縮症者の療養給付費、激減緩和のために要した費用となっております。

次に4目、東十勝障害認定審査会費は十勝東部4町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置している障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

平成20年度は10回の開催であります。

128ページをお開きください。

5目の福祉医療費であります。この目につきましては、重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

平成20年度末の対象者数であります。重度心身障害者が419人、ひとり親家庭等が864人です。

20節細節1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度費で対象者は5人の増、扶助額は12.7%の減となっております。

細節2のひとり親家庭等医療費扶助につきましては、前年度比対象者が78人の増、扶助額につきまし

ては8.4%の減となっております。

6目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要した費用であります。

なお、本町における平成20年度末の高齢者数は6,602人で、高齢化率は24.13%となりまして、対前年度比では158人の増で、率では0.56%の増となっております。

8節報償費は、細節2の敬老祝金に要した費用が主なものであります。

11節需用費は、細節14の福祉バスの燃料費、細節50の敬老会食糧費などが主なものです。

また、130ページになりますが、細節51では、老人クラブ新年会に係る食糧費などが主なものとなっております。

13委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス、いわゆる訪問給食サービスや、細節7の外支出援サービス、細節10、生きがい活動支援通所事業、更には細節の11、高齢者在宅介護支援等事業など介護保険を保管する事業に要した費用でありまして、社会福祉協議会の方に委託しているものであります。

14節使用料及び賃借料の細節20は、アルコ236の使用料で、忠類地域の70歳以上の方が利用された使用料となっております。

延べ人数では1,793人の利用料であります。

18節備品購入費の細節1は、緊急通報用電話機を更新したもので、購入台数は48台分であります。

19節細節3は、老人クラブ連合会の活動費を補助したものであります。

細節5は、特別養護老人ホームの札内寮の建設費補助分であります。

細節6は、ねりんピックのリハーサル大会としまして実施しました実行委員会の負担金であります。

20節扶助費は、細節2の養護老人ホーム入所者に係る措置費。

細節4の社会福祉法人が、介護サービス利用料を軽減した場合の補助費。

細節5の低所得者等が、訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費が主なものとなっております。132ページになります。

28節の繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して町の負担分を繰出したものであります。

7目老人医療費は、北海道医療給付事業の補助を得て実施しております、いわゆる道老に係る医療費とその事務費であります。平成20年の3月31日をもって制度が廃止となりましたけれども、20年度の3月診療分と医療機関からの月遅れ請求分などがありまして、それを支出したものであります。

8目の後期高齢者医療費は、平成20年4月施行の後期高齢者医療制度に要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の12分の1に相当する額を支出したものであります。

28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保健基盤安定のための負担分を繰出したものであります。

9目の介護支援費につきましては、7節賃金の介護予防プラン作成に係る臨時職員賃金。

13節委託料の介護予防プラン作成を、介護支援事業所に委託した費用及び介護予防プランのソフト保守に係る費用が主なものであります。

10目介護サービス事業費は、次の134ページになりますが、13節の委託料が主なもので、忠類地域のふれあいセンター福寿で実施しております、デイサービス事業に係る委託料が主なものであります。

11目の社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したものが主なもので、6月から8月の夏期間につきましては、週に3回、それ以外の期間は週2回の入浴サービスを行っているほか、料理教室、また各種会合に利用されております。

1節報酬は、生活館の運営に係る審議会委員8人の報酬。

7節賃金は、千住生活館及び考古館管理人の賃金であります。

12目保健福祉センター管理費であります。同センターの管理運営に要した費用であります。

次に136ページをお開きください。

13目の老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。

4路線に月2回ずつ福祉バスを運行いたしております。

センターの利用者数は4万2,328人で、前年度比では2,210人の減、率では4.9%の減となっております。

138ページになります。

14目の南幕別老人交流館管理費であります。糠内コミセンに併設しております同交流館の管理運営に要した費用であります。

交流館は原則としまして、毎週月曜日と金曜日に利用していただいております、利用者数は423人、前年度比では24.4%の増となっております。

15目ふれあいセンター福寿管理費であります、同センターの管理運営に要した費用であります。140ページをお開きください。

2項児童福祉費、予算現額5億7,476万6,000円に対しまして、支出済額は5億4,632万9,812円であり

ます。繰越明許費として1,476万が生じております。

1目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。

19節の細節3、子育て生活支援事業補助金は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭の支援のために指定ごみ袋の購入費助成に要した費用で、215人分であります。

なお、繰越明許費の1,476万円は、子育て応援特別手当分でありまして、平成21年度に事業を繰越して手当を支給するものとするものであります。

20節細節1の児童手当であります、小学校終了前までの児童を養育するものに支給したものであります。

延べ児童数では、3万225人に給付したもので、前年度に比べますと延べ児童数では370人の減となっておりますけれども、金額にしますと285万5,000円の増となっております。

細節2は遺児援護金で、生計中心者を失った遺児の属する16世帯に対しまして支給をしております。

2目児童医療費は、就学前の乳幼児に対する医療費扶助及び事務費を支出したものであります。

平成20年度末の対象者数は、1,413人で前年度に比べまして64人の減となっております。

20節の細節1、乳幼児医療費扶助は、前年度に比べまして174万5,000円の増、率では3.3%の増となっております。

3目常設保育所費は、幕別1カ所、札内4カ所の認可保育所の管理運営に要した費用であります。

7節の賃金は、給食調理員及び臨時保育士の賃金が主なものとなっております。

11節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費のほか、次の142ページになりますが、細節60の給食の賄材料費が主なものとなっております。

13節委託料の細節7、広域保育委託料につきましては、広域入所に係る委託料で、大樹町への1人分が支出をしております。

委託しております。

18節備品購入費は、保育遊具等を購入した費用であります。

4目へき地保育所費は、忠類へき地保育所1カ所のほか、幕別地域5カ所へのへき地保育所の管理運営に要した費用であります。

7節賃金は、幕別地域5カ所、10人の臨時保育士の賃金などで、次の144ページになりますが、11節の需要費は同じく5カ所に係る教材用及び管理用消耗品のほか、光熱水費及びおやつなどの賄材料費に要した費用が主なものとなっております。

なお、20年4月当初の通所児童数53人で、前年と同数の人数となっております。

13節委託料細節5は、忠類へき地保育所の管理運営に、失礼しました、忠類へき地保育所の運営に係る委託料であります。

年度当初の通所児童数は66人で、前年度比では5人の減となっております。

次の5目幼児ことばの教室費は、幼児ことばの教室の運営及び大樹町南十勝こども発達支援センターの利用に要した費用であります。

なお、幼児ことばの教室への実通所者数は68人、延べ人数にしまして1,957人となっております。

南十勝こども発達支援センターへの実通所者数は10人で、延べ人数にしまして193人となっております。

6目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の3館の管理費用及び5カ所の学童保育所の管理運営に要した費用であります。

146ページになります。

7節賃金は、学童保育所の指導員に係る賃金であります。

11節需用費は、光熱水費のほか、細節60の学童保育所のおやつ代が主なものとなっております。

7目子育て支援センター費は、幕別子育て支援センターの運営及び忠類子育て支援センターの運営委託に要した費用であります。

利用実績としましては、延べ人数で幕別地域が8,321人で、前年度比176人の減、1日平均の人数では

27.7人の利用となっております。

忠類地域は296人で、前年度比では1人の増となっております、1日平均では1.0人の利用となっております。

なお、幕別子育て支援センターの一時保育につきましては、利用延べ児童数が794人、1日平均としますと2.7人で、忠類の子育て支援センターにおける一時保育につきましては、利用延べ児童数は73人で1日平均にしますと0.3人の利用となっております。

次に3項災害救助費は、予算現額555万円に対しまして、支出済額は25万円であります。

148ページになりますが、20節扶助費の細節1災害扶助は、火災見舞金で全焼が2件、半焼が1件に対し扶助したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中野敏勝） 気温が多少上がってきたので、暑い方は上着を取って行っていききたいというふうに思います。

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○7番（野原恵子） 128ページの老人福祉費の中の13節委託料、高齢者の食の自立支援サービス委託料なのですが、資料を見ますとその利用する方が減ってきております。

それで、そういう中で利用されている方から声が聞こえてくるのは、高齢者に合った食事の内容にしてほしい。

例えば、揚げ物ではなくて煮物にして、そういうものを増やして欲しい。

そういう声が聞かれています。

それと同時に業者の方からは、この燃料が高騰している折に、その宅配料とかそういうものの対応もしていただきたい、両方からそういう意見も聞いておりますので、その対応について質問をいたします。

それと、高齢者保健福祉ビジョンの中に、お元気ですかサービスの利用状況、それも3年間ずっと資料が載っているのですが、その回数も減ってきております。

この、お元気ですかサービス利用状況なのですが、これは高齢者にとっては、すみません、それは同じページですね、そこのところにありまして、これはページ数には載っていないのですが、資料の中にあるものですから、それも併せてお聞きしたいと思います。

その、お元気ですかサービス利用状況、資料ですか、それは59ページです。

そこにも利用状況が載っておりますが、これも利用状況が若干減っております、地域の高齢者の方にとりましては、訪問していただくのは大変嬉しいというそういう声も聞いておりますので、今後どのように対応していくのか、今までどうだったのかをお聞きしたいと思います。

それと、この中で、131ページの中の19節負担金補助金及び交付金の中の事故繰越というところがあるのですが、その内容もお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は140ページ、児童医療費です、2節。

児童医療費の20節扶助費ですが、ここの中では小学校の就学前の医療費のことですが、この点は本当に子育て支援としては大変喜ばれている制度ではあるのですが、これには所得制限があるのですが、この所得制限は何人に所得制限ある方は何世帯になるのか、そしてその所得制限をなくすとしますと、予想されます医療費の助成額はどれくらいになるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） まず1点目の食の自立支援サービスの関係でございます。

以前からお話ありましたように、年々食数が減っているというのは確かな現状でございます。

ただ、実利用者数で申し上げますと、平成19年度は106人ございました。

平成20年度は105人ということで、1人の減に留まっております。

なお、申し上げますと、平成20年度中に利用を止めた方は12名でしたが、新たに利用開始された方は36名ということでございます。

食数が大きく減っている原因は、年間通して500食600食を注文されていた方が亡くなったとか、施設に入所されたということも、ひとつの原因となっております。

それと食事の内容等についてでございます。

先般委託している、最終的には委託先であります業者さんの方ともお話をさせていただきました。
なかなかそういう、いわゆる高齢者独特もプラスした糖尿病とか減塩食とかという対応については、なかなか困難であると。

ただ、今、おそらく声があがっているのは、夕食等に幕の内弁当等が入っていないという現実がございました。

ただ、注文いただければ昼と似たような内容になるのだけでも、それは対応しているということでもございました。

また、あまり人気のない丼物等のメニューもございましたので、その辺のことについては、お粥とかそういうのは対応できないのだけでも、業者さんとも今後そのメニューについて、いろいろ協議検討していくということになっております。

それと、料金の関係でございます。

平成19年度まで1食525円ということで業者さんの方と契約をしておりました。

平成20年度から、こういう物価、原油高騰の折から55円引き上げまして、平成20年度から580円、1食ということでお支払をしております。

その辺のところはどうなのですかとも業者さん、ある業者で聞いたところ、20年度55円引き上げていただいて、現在のところはそれでやれているというお話を伺っていたしましたので、その宅配料云々ということについては、まだ伺ってはいませんのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、お元気ですか訪問の関係でございます。

家に閉じこもりがちなお年寄りに対して、2週間に1度訪問しまして、日常生活の相談等を実施するというので、社会福祉協議会の方に委託している事業なのですが、平成19年度が29人、平成20年度が26人ということで、3人減っている状況なのですが、あくまでもこちらから押しかけるのではなくて、そういう高齢者がいたら、こういう事業があるのですけどどうですかという呼びかけでやっております、その呼びかけの部分で、ご理解が足りなかったのかなということもございまして、今後75歳、80歳訪問もやっておりますので、その中でお元気ですか訪問を始め、介護保険を保管するその他いろいろな事業について、もっと周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の1,278万9,000円の事故繰越の関係でございますが、本年の3月に補正させていただいたものなのですが、グループホームに対しますスプリンクラーの整備、全額国の交付金で行うものでございましたが、3月中、全国的にこの工事が集中いたしまして、部品がないということで、工事ができなかったということで事故繰越したものでございます。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 所得制限の適応になった方につきましては、平成20年度では29人、金額にいたしますと125万円ということになります。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 食のサービス、給食サービスですが、高齢者の利用されている方が献立の変更など、希望すればそれも取り入れていただけるという抑えでよろしいのでしょうか。

業者、例えば幕別本町の方であれば業者が1業者でありまして、どうしても食、お弁当の内容が決まってくるという傾向もあるのです。

確かに、献立表で注文するのはあるのですが、その中で希望があれば改善の取り入れもしていただくと、もっと利用して高齢者に合ったように、身体に合ったように、好みに合ったように、食事をするのができるのかなと思うのですが、その点も全部を変えるということにはできないにしても、一部変更の希望なども取り入れていただくと大変利用しやすいという声も聞いております。

その点がひとつですと、業者に支払われる料金も55円引き上げられたということなのですが、例えば多分2キロ以上になると宅配料支給されていると思うのです。

2キロ以内の利用者、1件でも宅配することになっていきますので、そういう件数が増えてきますとその負担も大きいと聞いておりますので、その2キロ以内の件数に応じた宅配というところは検討できないのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、お元気ですかの訪問サービスなのですが、介護保険が始まる前は保健師さんが高齢者のところ訪問しておりました。

介護保険がスタートしましてから、それが少なくなったということで、高齢者の方から保健師さんが訪問していただくのは本当に心強い、いろいろな相談事ですとか、書類の書き方だとかそういうような

ことも、そういう中でお聞きしていたのですが、それがなくなってしまったものですから、そういう対応をこれからも進めて、増やして欲しいという声も聞かれています。この訪問サービスの件数、高齢者の割にすると少ないのではないかと思います。これを増やしていく、高齢者を訪問していくということ、訪問活動を増やしていくということ、今後考えられないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それと、子供の医療費ですが、児童の医療費ですが、29人125万円という金額なのですが、所得制限を外しても可能ではないかという金額ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 給食の献立の関係でございます。

事業者さんとお話させていただいたときには、例えばお粥等の作って欲しいという話もあるのだと、できる限りそういうことにはメニューには載っていないのですが、対応はさせてもらっているけども、ただし限界もあるというようなお話でしたので、今後どのような形で、そういうようなことができるのか、事業者さんとも相談させていただきたいと思います。

それと、宅配料の関係なのですが、現在2キロ以上の配達をしているのが確か1件だと思います。

あとは2キロ以内ということなのですが、その時々注文されている方の経路にもよるのだらうなと思っておりますけども、この辺のことについても先ほど申し上げましたように、事業者さんとお話させていただきたいと思っています。

それと、お元気ですか訪問の人数についてなのですが、このほかにご承知のように、75歳と80歳の高齢者世帯の方には毎年、その年代にあたる方には訪問させて、年間200件くらい訪問させていただいています。

その中でも、こういう事業があるのですよというような紹介はしているのですが、なかなかそこまでは訪問するまでは至っていないのが現状ですので、気軽に受けられるサービスですので、そういう場面を通じてまだまだPR活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 所得制限につきましては、一定の所得以上の方について助成を受けられないということになりますけども、そのようなことで、一定の所得以上ある方ですので、これにつきましては、現時点では撤廃しないで現状のまま続けていきたいと考えているところであります。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 食のサービスの件につきましては、業者さんとの意見も十分聞いていただくということと、それと高齢者に対する対応も、そういう状況で改善いただけるという方向ですので、今後に期待したいと思います。

また、お元気ですか訪問なのですが、これから本当に高齢者が増えていく上では、高齢者の状況を把握していくということでは、大事な訪問活動、それから職員との信頼関係を築いていく上でもハードルを下げていくことで、大変活用できる有効な制度ではないかなと思います。

なかなか職員の方々が、地域に入っていくという機会が少ない状況の中では、こういうことで住民との対話を広げ、そしていろんなサービスをお伝えするということでは、大事な制度だと思いますので、今後、訪問回数を増やしていくという対応も、強めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、その所得制限なのですが、確かに一定の所得の方にはそれなりの対応をしていただきたいということなのですが、今、子育て支援というところでは、子供の産みたいという方もある程度所得がなければ、子育てをできないという状況も若い世代の中では増えているのです。

例えば、父親だけが働いて専業主婦で、そして子供を育てていこうと思えば、子供は1人しか産めないとか、2人、3人産んでいこうと思えば、ある程度所得がないと、子供を育てられないというのが今の経済状況の中なのです。

ですから、そういう中でも、所得があってもそういう状況にありますと、医療費の負担なんかも大変思いという声も聞かれています。

そういう点では、子育て支援といたしまして、所得があってもそういうところの対処をしっかりしていくことによりまして、これから子供を産んで育てていきたい、そういう家庭も増えていく、そういう家庭も増えていくというふうに考えられますので、こういう点も再度検討していくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 最初の点でございますけれども、高齢者に接する機会を多くするというのもありますので、これから高齢者もどんどん増えてきますので、今のままの体制では十分ではないと思いますので、これから体制を整えながら、高齢者の接する機会を増やしていきたいということで考えていきたいです。

もう1点、現在の先ほどの子育て支援の関係で所得制限の関係で、道の助成事業も利用しております、道の助成事業に合わせてやってきているわけでありまして、ただ今の各種制度、社会福祉制度ですが見直しも図られてきておりますので、今後、そういう道の動向を見守っていたり、また各市町村の動向も監視しながら、厳しい財政状況というのものもありますので、その辺も併せて考えながら対応してまいりたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） ほかにございませんか。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは、2点に亘って質問させていただきたいと思っております。

122ページ、123ページに社会福祉総務費、20節扶助費の細目でいいますと1番と4番、生活困窮世帯扶助、福祉灯油扶助について質問したいと思っております。

平成20年度は夏から秋にかけて、大変な灯油高あって、この見直しがされたということを記憶しております。

金額も対象も大きく広げて、多くの方に喜んでいただくことができた、そんな福祉灯油の扶助のあり方ではなかったかと思ひますし、それに伴って生活困窮世帯扶助のやり方も、全く今までとは違う形のものになったというふうに記憶しているところであります。

それで、今年はこの福祉灯油について、それから生活困窮世帯扶助について、どのようにしようということをお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思っておりますけれども、それはいいでしょうか。

実績です、こんな声があるというのを、すみません、言いますのでそれに対してお答えになってください。

生活困窮世帯扶助、民生員さんが地域を回りながら、いろいろ手当をしてくださったと、民生員さんの考え方や姿勢によって、大分その公区によって扶助を受けられる受けられないのばらつきがあったということをお聞しております。

そのことについて、どのように捉えていらっしゃるのかお尋ねしたいというふうに思ひます。

それから、もう1点目は、130ページ、131ページにまたがって、19節負担金補助及び交付金の、この細目3番目、老人クラブ連合会補助金であります。

この、算定の仕方についてお尋ねしたいということがまずひとつと、それから資料を見ますとこの3年間、年々老人クラブに加入している方の人数が、高齢者の方が増えているということの中で、減っているということが示されています。

それは、どういったことに起因されていると捉えていらっしゃるのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思ひます。

○委員長（中野敏勝） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まずは1点目の生活困窮世帯の扶助なのですが、谷口委員おっしゃるとおり、この制度、生活保護には該当しない方で、生活に困窮している方を、民生員さんの方に各地域を回っていただくことによって、把握していただきまして、毎年7月と3月にお米券を配布している事業であります。

民生員さんにつきましても、地区地区によってはかなり世帯数もばらつきもありますし、その状況によりましては、訪問等も毎月のように実施をしていただいているわけですが、中にはその訪問等を断られる方もいるというふうにお聞きしておりますので、実態は確実に把握するというのは、若干困難はあるのかなというふうには思っております。

ただ、仕切りの方法といたしましては、元来ずっとこの方法を取っておりますし、民生員さん、地域の方をご存知の民生員さんにいろんな情報を集めていただいて、このような仕切りの方法を取るのが、現状としては止むを得ないものと思っておりますし、今後も民生員さんの協力の下にこの方法で仕切りを続けていきたいというふうに思っております。

2点目の、老人クラブの加入者が少ないということなのですが、現在、町内44の老人クラブがありまして、大体加入率が平均して50%程度ということになっております。

これは、おおよその老人クラブにつきましても、65歳以上が会員の資格ということですが、中

には、まだ老人クラブに入る年齢ではないというふうにおっしゃっている方ですとか、また、町の中では、そういう新たに転入して来られた方もたくさんいらっしゃいますことから、そういう老人クラブに接触がない方も、中には大多数がいらっしゃるというふうに思っていますので、これからは積極的にその単位老人クラブの皆さんに、老人クラブの方に加入して、活動していただけるような環境をつくっていただくようにお話をしてみたいというふうに考えております。

補助金につきましては、平成20年度につきましては、老人クラブの、その単位クラブの加入者に対して、一人2,000円を補助しております。

これにつきましては、補助金の適正化ということもありまして、老人クラブ連合会を通じまして各老人クラブをお話をさせていただきまして、今現在、年、失礼しました、平成20年度は一人当たり1,900円です。

それで、老人クラブとお話をさせていただきまして、毎年100円ずつを単価を落とさせていただいている状況になっております。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 一つ目の方ですけれども、民生員さんの協力を得ながらこれからもやっていくということについては、大変合理性もあるやり方ではないかなというふうに思いますので、それはいいのだと思うのですが、本当に今生活実態、年々厳しくなる中では、もれなく対象なる方に手の届くようにすることが非常に重要なのだというふうに思いますので、民生員さんの方に、その点またよくお願いしながら、事業の方を、対象やそれから支給額ですね、今の生活実態を反映しながら、これからも継続していただきたいというふうに思います。

二つ目のところなのですけれども、人数が減っているということの中では、そして環境をつくるということですね、加入しやすい環境をつくるということの中では、新たに老人クラブを設立するというような動きも地域によってはあるようです。

こんな相談ごと、耳にいたしました。

新たにつくるわけなのだけでも、老人クラブ連合の内規の中で30人以上いないと、補助の対象にならないのだと。

それは、そうなのでしょうか。

もし、そうだとすれば、今私のところに話があったところは、結局、今財政がないので公区の方から協力してもらって、運営を開始しようというふうに、そんなようなことを言っておりました。

小さな、スタートの時点では、小さい老人クラブで始まるというのはあるのだと思うのです。

そういったところにも、手の届くように町の方で話をするような、調整をするような、そのようなことがあってもよろしいのではないのかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 新たに老人クラブを立ち上げる場合の補助につきましては、私どもの方にご相談をいただいて、検討させていただきたいというふうに思っています。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

牧野委員。

○9番（牧野茂敏） ページ数で129ページになります。

8節の報償費、敬老祝金の話であります。

本町地区といいますか、幕別地区では80歳で1万5,000円、87歳で20,000円なのですけれども、80歳という年齢は何か特別な意味があって80歳にしたのか。

私どもが考えれば、喜寿と米寿でそれぞれお祝金という形でいただければ、私は最高お祝金という名前になるのではないかと、そんなふうに考えるわけですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 現在、牧野委員おっしゃるように、80歳1万5,000円、87歳20,000円ということで、これは平成17年度に改定させていただいたものでありまして、80歳は呼び方といたしましては傘寿と米寿ということで、記念品といいますか、敬老祝金を贈らせていただくということで、お話させていただけるというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） ちょっと苦しい答弁だったみたいですけど。

ごく一般では、77と88とで多分みなさんお祝いするはずなのです。

私が考えるには、ちょっと予算面で大変だと思って80にしたのかなと、これは裏の考えなのですけど

も、できれば77歳であげるのがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 苦しい答弁だと言ったのですが、実はご案内のように、前、敬老会のご案内は75歳以上の方を敬老会にご案内して、その方たち全てに敬老祝金を差し上げていた。

それを、年齢を引き上げてきて、77歳からに今敬老会からの対象者にしました。

そうすると77歳になった人は、既にもらってきている。

それで喜寿を止めて、80歳からはじめて貰う。

1回目貰うのは80歳。

そして2回目が88歳。

80歳ではなくて77歳に出すと、最初に75歳で貰った人がまた貰うということになったものですから、そのとき、苦肉の策とっては語弊があるかもしれませんが、それでこう喜寿ではなくて、80歳と88歳に分けたという今までの経緯があって、今日に来ているということなものですから、ちょっとわかりづらい面はある。

喜寿と米寿が一番わかりやすいということは事実なのですが、たまたまそういうような経緯があったものですから、そういう80と88ということで、現在きているということで、どこかでまた考えなければならない場面はあるのかもしれませんが、現状はそういうことであります。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） できれば、77歳ということもひとつ考えていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） ほかにありませんか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 146ページの子育て支援センター費で、ひとつだけお尋ねしたいと思います。

この子育て支援センターの13の委託料になるかどうかと思うのですが、この事業、非常に待たれていた事業で、資料によりますと年々その利用者も増えているということで、大変良かったなというふうに思っています。

それで、現在の実施内容ですね、開設の時間ですとか、曜日ですとか、確か年齢によって通える日、通えない日というのも定められていたようにも思います。

そういった内容について、20年の実施された中身についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） 私の方からまず、子育て支援センター委託料についてですが、これは忠類の保育所の方で行っている委託の部分でありまして、直営でやっている部分については幕別地域の方で全体的に行ってございます。

忠類につきましては、一時保育は週2回、月12回を限度として受け入れしております、そのほか支援センター事業として月1回の事業を展開してございます。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） 支援センター事業の内容についてご説明申し上げます。

一時保育につきましては、まず認可保育所の休所日以外、月から土の9時から5時までという状況でございます。

そのほかに、支援事業として子育て相談以下メニューとしては、13メニューございますけれども、その中に、委員がおっしゃられていました年齢を分けたセンター開放事業として、きりんの日、うさぎの日、ひよこの日、にこにこの日というものを年齢ごとに日にちを設定して、その年齢のお子さんの、お子さんと保護者を一緒に遊ぶというのでしょうか、そういう事業も行っております。

そのほかに、遊びの広場とか、父親対象の事業とか子育て講座とか、簡単に言いますと、全部で13メニューを用意させていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） すみません、勘違いしました、その目につきましては。

それで、子育ての13メニューを実施されているということなのですが、地域の声といたしまして、うさぎの日ですとか、きりんの日ですとか、年齢による日にちの定められているところが多いものですから、なかなかその今日通いたい、要するに異年齢の全体として参加できる日にちというのが、もう少し設けられるという方向にはならないだろうかというような声も聞いています。

つまり、地域の方たちが子育て支援センターですから、どちらかというとフリースクールといいます

か、自由に行けるというような思いを持たれている方が多くて、そうなってくると、なかなかその年齢で決められていると、受け入れの対象になっていかないというようなこともありまして、それで、実はうちの町にも、他町から、帯広から通ってこられている方がいらっしゃるようなのですが、そういったその自由な日を求める方たちは、うちからその帯広の方に行ってらっしゃるのです、実態として。

ですから、できるだけもしそういうふうを広げられるというふうになっていけば、その辺も変わってくるのかなというふうに思いまして、いかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） こども課長。

○こども課長（森 範康） センターの開放事業の中では、年齢ごとに分けたメニューが三つ、まずございます。

それが毎週月曜日、金曜日、水曜日という日が年齢ごとに分けた日として、それ以外ににここの日として、0歳から就学前のお子さんを対象にした事業をしているところですけども、この日の設定が毎週火曜日から木曜日と、火曜日と木曜日ということになっております、2回ですね。

ですから、ご希望されるように、毎日好きなときに行きたいということも当然希望としてはあると思うんですけども、お子さんがあまり小さいと、そこに大きな子が入ったに部屋の広さもあるものですから、なかなか一緒に遊びづらいということもありまして、センター事業を開始するときに、この日に分けたというふうに伺っております。

現状、施設の面積を考えますと、どの程度、異年齢の子供たちが遊べる日ができるのかというのは、現場とまた確認しまして、増やせるものであれば、また増やしていきたいと思っておりますけれども、現状の施設の中ではかなり厳しい状況にはあると思っております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

3款、民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款、衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費の説明をさせていただきます。

150ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額4億276万7,000円に対しまして、支出済額3億9,606万4,329円であります。

1目の保健衛生総務費であります。1節報酬は嘱託医師16人分の報酬及び健康づくり推進協議会委員10人分の報酬であります。

7節賃金は、健診に係る臨時職員等の報酬であります。

8節報償費の細節3は、夜間等の救急診療に対する帯広市医師会への謝礼であります。

9節旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。

13節委託料の細節6、妊婦一般健康審査委託料は、妊婦が無料で行える健診回数を2回から5回に増やして委託をしたものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、高等看護学院に係る負担金。

細節6の十勝救急医療啓発事業負担金は、十勝医師会に啓発事業を行ってもらうため、十勝医師会、会長所在地の町村が事務局となりまして、各町村からの負担金を集めて、十勝医師会に支払ったものであります。

なお、幕別町が事務局を担当しております。

細節8は日曜日の当番制診療に係る交付金であります。

152ページになります。

細節の11は公衆浴場確保に係る補助金であります。

細節13妊婦健診助成金ですね、先ほどの委託料に加えまして、1回につき2,000円以内で10回を限度に助成をしております。

2目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る経費であります。

11節需要費は、細節70の医薬材料費が主なものであります。

13節委託料は、結核検診、エキノコックス症検査の委託のほか、インフルエンザ予防接種や風疹、麻疹などの予防接種に要した費用であります。

3目の保健特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康審査など生活習慣病予防対策に係る費用であります。

154ページになりますが、13節委託料は、胃の検診や婦人科検診、乳がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイル検診などの各種検診に要した費用となっております。

細節の14は、後期高齢者広域連合からの委託を町の方が受け、それを再委託を実施したものであります。

4目診療諸費、1節報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の5カ所のへき地診療所の開設に係る費用で、開設日数は160日、受診者数は713人となっております。

7節賃金は、診療者の運転業務員の賃金であります。

156ページになりますが、13節の委託料は、細節5の忠類診療所及び細節6の忠類歯科診療所に係る管理運営委託料であります。

15節工事請負費は、忠類歯科診療所の給水管を改修したものであります。

18節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5目環境衛生費、省エネ及び新エネ推進に係る費用並びに葬祭場や墓地の管理に係る費用が主なものとなっております。

1節の報酬は、省エネ普及指導員に係るもので、指導回数4回分の報酬となっております。

7節賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員一人分の賃金。

11節需要費は、葬祭場に係る光熱水費など。

13節委託料は、細節1の葬祭場管理委託料が主なものとなっております。

158ページになりますが、15節の工事請負費、細節1は、葬祭場の機械設備を改修したのとなっております。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入促進補助金で太陽光発電システムを一般住宅に設置したのに対する補助が4件分、またペレットストーブ導入に係る補助分が3件分となっております。

28節繰出金は、個別排水処理特別会計の繰出金であります。

6目水道費であります。19節の十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び水道事業会計への補助金。

24節は十勝中部広域水道企業団への出資金。

28節は簡易水道特別会計への繰出金となっております。

2項清掃費、予算現額3億5,875万5,000円に対しまして、支出済額3億5,727万6,984円であります。

1目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用なのであります。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員に係る報酬であります。

11節の需要費であります。細節30、印刷製本費はごみカレンダー及びごみ袋の印刷作成に要した費用であります。

12節役務費の細節15、公共施設等ごみ処理手数料は町有の各施設のごみ処理に要した費用となっております。

細節16、指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店45店舗への手数料であります。

160ページになります。

13節委託料、細節5、ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

細節6の地下水等水質検査委託料は、平成18年度で適正閉鎖工事が完了しました豊岡ごみ処理場に係るものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節の3は、幕別地域のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合に対する負担金であります。

細節の4は、コンポストが27個、電動生ごみ処理機が12台の購入に対して助成したものであります。

細節5は、公区及び団体の資源回収を実施している業者の11社に対しまして、資源ごみ回収の回数割及び重量割で協力金を交付したものであります。

細節7は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中野敏勝) 説明が終わったところでありますけれども、この際14時30分まで休憩いたします。

(14:14 休憩)

(14:30 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○4番（藤原 猛） ページ161ページ、1目清掃費の13節委託料、5節ごみ収集委託料につきまして質問いたします。

平成19年、この予算は1億5,500万円、今年の決算が1億4,400万円、約900万円の減額になっております。

その根拠につきまして、具体的な回答をお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ごみ収集委託料につきましては、これは5年間の債務負担行為で行っているものでございまして、それでちょうど5年間経ったその年度の切れ目ということになりまして、新しくその債務負担行為を20年度以降5年間結んだということで、金額の差がでてくるものであります。

○委員長（中野敏勝） 藤原委員。

○4番（藤原 猛） その金額の細かい内訳と申しますか、主たる原因、根拠をお示してください。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開をいたします。

町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 見直しにあたりまして、収集区域にちょっと前回までは偏りが若干あったというようなことがあります。

そういうようなことで、ひとつには収集区域を、少し見直しをかけたというのがまずひとつであります。

それとその収集にあたる人員の人数のあり方につきましても、その一番効率的なあり方がどういう点なのかというようなことも考えまして、その人数も少し改めた点もあります。

それと人件費の単価等も当然こう変わっておりますので、そういうものも、適切な単価に改めたと、そういうようなことがありまして、その結果としてこのように金額が落ちたというのが主な原因になります。

○委員長（中野敏勝） 藤原委員。

○4番（藤原 猛） 確かに、人員体制3名が2名になったのではないかと、このことが非常に大きな要因だと思いますが、帯広ですとか、帯広、音更、芽室、この地区では今でも3名でやっております。

それは、当然ほかの地区で3名でやっているということは、交付税の措置等につきまして、多分、3名で積算されて、内示されているのではないかとというような気が私にはするのですが、何故幕別町だけで、その2名の体制でやれるようになったのか、考え方をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ごみ収集のあり方につきまして、3名体制、それはそれで万全な体制だと思います。

私の方といたしましては、2名体制でも、これは十分やれるのかどうか、よく業者の方にも意見を聞いたりしまして、そしてその上で、やれるというような判断に至ったものであります。

○委員長（中野敏勝） 藤原委員。

○4番（藤原 猛） 2名体制で業者がやれるということなのでしょうけれども、最近、挟まれ事故で死亡事故も起きております。

これはやはり、2名で収集するという事は、運転手も、ごみの量にもよりますが、大きな量があれば当然運転手も席を離れるということは、サイドブレーキをかけただけでは、車も完全に止まるということはない。

当然、前後車輪の車止めというの、とある業界ではマニュアルづけております。

そういう煩雑さも含めて、業者は、もしやっているのだとすれば、かなりごみの収集だけでなく、安全管理においても、非常に負担になって、ごみを集めているのではないかと気がいたします。

そういうことを、踏まえますとやはり事故の起きないうちに、3名体制に私は戻すべきでないかと考

えませんがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ごみの収集にあたりましては、十分安全に気をつけてやっていただきたいということにはもちろんでございますけれども、体制がどのような体制で、危険かどうかを検証させていただいて、どのような体制がとれるかどうか検討させていただきたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

増田委員。

○8番（増田武夫） 1点だけお聞きしたいというふうに思います。

159ページの清掃費の関係であります。

合併して5年度以内に、ごみ処理手数料が、こっちに合わせて改定されるという合併協議になっているところでもあります。

その関係で、以前町長にもこっちの収集のあり方と、向こうの収集の仕方に差があると。

特に、燃えるごみの収集の仕方に差があるので、それはやはり、ごみの資源化という観点からも、燃えるごみとして収集されているさまざまな雑誌でありますとか、雑紙、コピー用紙だとかそういうような雑紙などは、資源として回収するようにして欲しいということで、その上で料金の統一をすべきだということを申し上げてきたのですけれども、忠類地域のごみの収集で、実績をこの間の南十勝の事務組合でも出されたわけなのですが、平成20年度から、雑誌も資源ごみとして回収実績の中に出てきているわけです。

これは、ひとつ資源化の方向で努力している現われだと思っておりますけれども、しかし一方では、住民に対しては、その雑誌は燃えるごみで出すようにということで、昨年度も今年度も資源ごみの中に、雑誌という項目はないわけなのです。

そのことは、一方では問題はあるとおもうのです。

町民に対しては燃えるごみで集めながら、実際は資源としてそれが分別されているということになれば、これは住民からは料金を取って集めていったものが、資源ごみになるという、そういう町民に、出すものにとっては矛盾があるし、これは早晩直されていくものだと思うのですけれども、そうした点で、やはり5年度以内ということになりますと、来年度が多分5年目になると思うのですけれども、そうしたいろいろな試行錯誤の中で、資源のごみの収集の仕方も変えていこうと努力されている結果が、ここに表れてきているのではないかとこのように思うのですけれども、そうした点で、今年度の実績に鑑みて、平成20年度の実績をみて、全面的に収集の仕方を改めていこうとするのか、料金の改定については、こうした平成20年度、21年度のこの収集の状況をみて、どのように考えていかれるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 住民課長。

○住民課長（吉田隆一） ただいまのご質問でございますけれども、先般の組合議会の中でも、同じようなご質問があったのではなかろうかなということも捉えておりますけれども、基本的には今言われたことにつきましては、今すぐということにはならないのですけれども、後年度に向けて来月も早急に会議を持つことになっておりますけれども、その中で分別の関係につきましても、ごみ有料化につきましても、5年以内ということで、合併の協議のときがされたわけですがけれども、たまたま3町村協同でやっているということもございまして、なかなか思うように進まないのが実態でございます。

持ち込みごみの有料化、これについては今検討中でございますけれども、21年からの、22年度ですか、実施したいということで今進めているわけですが、今言われましたようなことについては、十分何回もご指摘いただいているとこのことで、一応今後、担当者の方で考えをまとめてまいりたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） そうやって担当の方では変えていく努力はされていると思うのですが、収集の料金を今度値上げしていくということに関しては、担当との別の観点から検討されていると思うのです。

やはり、その現場での作業の進み具合と、それから料金の値上げとはどういう関係になるのかその変について。

○委員長（中野敏勝） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、ごみの収集料金は町がひとつになったことによって、統一して行こうと、ひとつの目安として5年以内ということで進めてきました。

私も、増田委員さんも杉坂委員さんも、南十勝の複合組合の議員として出させていただいております。

けれども、根本的に収集の仕方が今言ったように、幕別町内では資源ごみで集めているものが、向こうでは燃えるごみで集めている。

しかも、ごみの処理にはお金を貰うけれども、運搬費は貰うけども、処理では貰わない。

だから、広尾の方がごみを直接処理場へ持っていったらお金はかからない。

非常にちょっと我々からすると、幕別の町でやっている業務と南十勝でやっている業務とでは差がある。

これがある限り、一応その5年という目安はありましたけれども、即それじゃ22年から、幕別町と忠類地区と同じ料金にするかということには、やはりなりづらいというふうには私はあるのだろうというふうに思いますし、私の方の立場からすると是非何とか南十勝、私どもも含めて3町が同じテーブル、スタートラインに立って料金の算定の仕方から、もっと言えば根本から今言ったように、資源ごみは資源ごみとして回収していただく、そして燃えるものは燃えるごみ。

それらが一緒となって、たまたま処理場へ持っていったから、これは資源ごみにしている、これは燃えるごみ、一緒に燃やさないと生ごみだけでは燃えないからというようなことが、現実に対応がされているようですので、これは今担当課長が申しましたように、十分内部でも協議しながらこれから対応していきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） そういうことで、合併時には5年以内ということであったけれども、状況をよく勘案してということで、即値上げということにはならないと思うのですが、今言ったように、住民からは燃えるごみで集めて、そして資源になるというような、この矛盾はやはりどこかでは解消してもらう必要があるのではないかと思います。

そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

4款、衛生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款、労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

162ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,805万円に対しまして、支出済額1,784万3,122円であります。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金及び交付金は援農協力会、幕別地区連合会など労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金につきましては、労働者の福利厚生を図るため運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであります。平成20年度の新規貸付は1件で100万円、また貸付残高は2件で130万1,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。7節賃金は、高校、大学等の新卒者で就職未内定者を町の臨時職員として短期間採用し、その間、社会人としての基礎的な資質を身につけ、求職活動をしていただくことを目的として、半年間2名を雇用したものであります。このうち1名が就職されております。

13節委託料は、季節労働者の雇用対策のほか、昨年秋からの雇用悪化を踏まえ、町単独の緊急雇用対策事業といたしまして、雇用主の都合により解雇された方々が、就職するまでの繋ぎの雇用を創出するため、凍結道路散布用砂袋の製作委託を実施したものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8番（増田武夫） 労働諸費の中で、2点ちょっとお伺いしたいのですが、1点は十勝北西部通年雇用促進協議会負担金21万5,000円が、支出されているわけです。

ご承知のように、今年、去年から非正規労働者の解雇だとかいろいろな問題がありまして、やはり、いかに雇用を確保していくかということが大きな課題なわけですが、この十勝北西部通年雇用促進協

議会の実績について教えていただきたいのが1点であります。

それから、雇用対策の関係でありますけれども、毎年この季節労働者の方の雇用対策として町道の支障木の伐採なども行われているわけでありましたが、やはりこれは、支障木を除伐していく点で、時期的に非常に無理がある時期でないかなというふうに思うのです。

雪がたくさん積もっているところで、支障、路肩の支障木をきれいにしていくというのは、非常に寒い時期の仕事で苦労もあるわけですね。

やはり、同じことを丁寧な仕事で行うとすれば、やはり2月、3月にやる事業を、4月、5月、この4月、5月というのも非常に仕事のない時期で、公共事業などは6月、7月にならないと出てこないというようなことで、季節労働者の方々も4月、5月あたりはほとんど仕事がなく、探しているという状況もありますので、その時期、実施時期をやはり検討してみる必要があるのではないかと。

雪が消えてから実施することが、同じ収入になるとすれば、季節労働者も非常に喜ばれるし、きれいな仕事ができるのではないかとというふうに思います。

その点2点。

○委員長（中野敏勝） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず第1点目の、北西部の通年雇用の協議会での実績ということでございますけれども、年次計画でありますセミナーの開催、これは経営者を対象として、あるいはその労働者を対象としてということで年2回開かれております。

そのほか、アンケートですとか、そういった事業を実施しております。

また、相談員につきましては、企業訪問を年間に200社ほど訪問しております、その企業の事情とか求人に関する情報の収集などしております。

それから、セミナーなどで検証を積まれた方の中から、6町の中で、5名の方が通年雇用をされたというふうに確認しております。

幕別町としては1名の方が採用になっているということでございます。

それから、2点目の支障木の実施時期なのですが、これは効率のことを考えますと、非常に除雪をして枝を払う、幹を切るというような効率の悪さがございますけれども、そういう時期に発注をするということを手段として仕事を探したということもありまして、2月、3月の時期に実施しているのが事実でございます。

これも実際に雇用保険の関係もございまして、これが終わってからでなければ働きにこられないということもございまして、時期をずらしながら、なるべく働いていただけるようなことを調整しているところでございます。

4月等につきましては、街路の清掃事業をずらして新年度でやっておりますので、それで対応したいというふうに考えてございまして、今すぐに支障木の方を4月の方で実施するというのは、ちょっと検討はしてみますけれども、その時期の仕事としてこなしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 雇用促進協議会なかなか6町で5名の実績、なかなか実績が上がらないのは、やはり協議会のあり方を云々してもなかなか今の雇用情勢の中で、こういう結果にしかならないだと思っておりますけれども、この通年雇用促進協議会のあり方そのものも、やはり検討する必要があるのではないかとと思っておりますけれども、何せ国がやっている事業でもあるので、そう簡単にはいかないわけですけれども、その辺もどういうあり方がいいのか、地方からも国の方に、是非意見なんかもあげて行って欲しいと思っておりますが、その辺について一言お願いしたいと思います。

それから、支障木の関係ですけれども、雇用保険の関係があるので12月とかそういうときに実施するのは、なかなか困難だというふうに思うのです。

けれども、2月、3月の本当に雪の深い中で、相当寒い中でやる、働く方も大変なようでありまして、そのことを考えますと、確かに道路の清掃なんかもあるのだけれども、道路の清掃なんかも四六時中、長期間やっているわけではないので、ほとんどの季節労働者の人は4月、5月というのは仕事のない時期なのです。

そのない時期にずらしてもそう支障がないのではないかと。

収入としても働く人の収入としても、確保できるのではないかと思いますので、その辺の実施時期につきましても、是非検討していただきたいと思っておりますが、やっている人もなかなか支障木を、雪の深い中で、下からきれいに仕事をするのは困難だというような話も聞いておりますので、その辺も検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 通年雇用促進協議会の関係であります。

この協議会、国が立ち上げて、全国的にやられているということがありまして、これを直ちに止めるというのは、なかなか難しいのだと思っております。

ただ、やるからには、お金をかけるからには、やはり有効にやらなければならないということが当然だと思いますので、まずはもう少し、今やっている事業を検証した中で、不都合があればこれは国に対していろいろ要望なり、予算していかなければならないというふうに思っております。

それと、支障木の関係でありますけども、私どもとしましては、雇用保険が切れるのを待つてなるべく長期間空かないうちに、お金が入ることがやられる方のためにもなるという思いの中で、やらせていただいております。

それが、結果的にはどうしても3月ごろになってしまうということになっている、それが現状であります。

それも含めまして、道路の清掃も含めましてどういうやり方がいいのかということは、検討させていただきたいというふうには思います。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

5款、労働費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもちまして終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款、農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6款農業林費についてご説明申し上げます。

164ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額8億776万円に対しまして、支出済額7億8,296万7,841円であります。

なお、繰越明許費といたしまして1,384万円を翌年度に繰越いたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償、並びに事務局運営経費が主なものであります。

なお、昨年7月に執行されました農業委員会委員選挙をもちまして、幕別、忠類の両委員会は、幕別町農業委員会に統合されたところであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

166ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金、細節10につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織するゆとりみらい21推進協議会に対する補助金。

細節14は新規就農者に対する支援奨励金。

細節15のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切替し、緑肥、種子購入に係る補助金。

細節18は忠類地域に係る中山間地域等直接支払交付金。

細節19は町と町内の農協で構成いたします第3セクターであります、幕別町農業振興公社の運営費補助金であります。

21節貸付金、農業ゆとり未来総合資金貸付金につきましては、施設整備、家畜購入など9件の貸付を行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した費用であります、20年度におきましては施肥試験、品種比較試験など15課題の試験を実施いたしております。

168ページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります、臨時職員賃金施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の20年度の利用状況は、利用者数が1,576人、利用率が90.7%、一日平均利用者数は6.0人でありました。

170ページをお開きください。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります、18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸付を受けておりました、肉用雌牛49頭分の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6乳牛検定事業。

細節7和牛生産生産改良組合、細節8酪農ヘルパー利用組合、細節13家畜品評会、次のページになりますけども、細節16酪畜協議会、細節18生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節19自給飼料基盤強化対策事業など、事業補助や団体補助が主なものであります。

このうち、細節18及び細節19の2事業につきましては、畜産、酪農を取り巻く課題活動のため、畜産緊急支援事業といたしまして、町営牧場入牧料の軽減措置とあわせて昨年度新たに実施いたしましたものであります。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、本目は生産性の高い酪農経営を図るため、草地、暗渠、畜舎等の整備を行うものであります。事業主体は北海道農業開発公社、事業期間は平成18年度から21年度までの4年間、参加戸数は忠類地域の44戸となっております。

20年度におきましては、草地整備改良、暗渠、ミルクングパーラーなどの整備が行われたところであります。

7目町営牧場費、本目は幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

20年度の預託実績は、乳牛892頭、肉牛113頭、馬47頭、合わせまして1,052頭となっており、前年より14頭の減となっております。

また、地域別で申し上げますと、幕別の南勢が471頭、忠類地域が581頭となっております。

続きまして174ページをお開きください。

8目農地費、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要した経費であります。

176ページになりますが、13節委託料は、幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検の委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料、細節5は明渠排水路の床ざらい等のため借上げた重機の借上料であります。20年度におきましては、8地区、2,350メートルを実施いたしましたところであります。

また、細節7、給水車借上料につきましては、札内川灌漑用水道水路の破裂に伴う給水対策といたしまして、給水車の借上を行ったものであります。

15節工事請負費、細節1、明渠補修工事は、9地区11カ所の法面等補修、細節2、上統内排水機場修繕工事は、電気系統等の分解整備を実施したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、国営事業償還金は、幕別地区ほか2地区の償還金、細節4は公団営事業、いわゆる東西線事業にかかわる償還金。

細節5は、小規模な暗渠排水及び支線明渠整備に対する補助金。

細節8は、昨年度から取組みが始まりました、農地水環境保全向上対策事業に係る負担金であります。28節繰出金は、忠類市街地を処理区域といたします農業集落排水特別会計への繰出金であります。

9目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費が主なものであります。

178ページになります。

19節負担金補助及び交付金は美川地区ほか3地区の道営畑総事業負担金、栄農道整備事業負担金が主なものであります。

なお、繰越明渠費につきましては、美川地区が40万円、古舞地区が1,344万円となっております。

2項林業費、予算現額7,477万3,000円に対しまして、支出済額7,388万8,934円であります。

1目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7節賃金、8節報償費は有害鳥獣駆除に要した経費であります。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10から13までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節10は森林組合に対する補助金、細節11は除間伐135.48ヘクタール、細節12は公費造林83.25ヘクタール、細節13は地域活動支援として1826.31ヘクタールがそれぞれ補助交付金の対象面積となったものであります。

2目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

アカエゾマツ、トドマツの苗木の生産業務を、幕別町森林組合に委託した経費が主なものであります。

20年度におきましては、アカエゾマツ9万6,000本、トドマツ25万4,912本、合わせまして35万912本の苗木を出荷いたしております。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 179ページ、林業総務費の中の8節、報償費、有害鳥獣駆除出動謝礼。

これについてなのですが、内容をちょっとお知らせいただきたいのと、あと、これ委託している多分業者だと思うのですが、どういう方をお願いしているのかお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 有害鳥獣の駆除出動謝礼の関係でございますけれども、まず、内容でございますけれども、有害鳥獣、鹿、キツネ、カラス等の駆除に対する、駆除していただいたことに対する謝礼でございます。実績を申し上げますと、鹿につきましては98頭、キツネにつきましては16匹、カラス等につきましては29羽の捕獲をしてございます。

それに係ります謝礼でございます。

どういう方をお願いをしているかということでございますけれども、それにつきましては幕別町の猟友会の幕別支部の方をお願いをしております。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 猟友会の幕別支部にお願いということなのですが、最近、私どもの近くでも熊まで出る状況になっております。

猟友会ほかの町村にもたくさんあるのですが、非常に高齢化が進んでいて、熊を撃つ人がいないと言うと語弊があるのですが、年齢が高いものですから、だんだん駆除するのも大変だというお話を聞いております。

幕別町の猟友会、そんな問題はないのかどうかちょっとわかりませんが、後継者、狩猟免許を持つ後継者の人を、どんどんどんどんつくっていかないと、熊が国道を渡って歩いて家の周りに来るとか、あるいはこれ今、キツネとか鹿も多いのですが、本当に畑なんか相当痛めつけられているような今、現状なのです。

そういう対策、対策といいますか、狩猟免許をとっていただいて、猟友会に入っていて、町が委託しているいろいろやっていただくと、そういったことを町としてはどういったお考えを持っていますか。

○委員長（中野敏勝） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 猟友会幕別支部でございますけれども、20年度現在の会員数が51名ということでございまして、19年度は54名、18年度は55名ということで年々減少している傾向にございます。

委員、おっしゃられますように、高齢化、後継者不足というようなことがございまして、非常に会員の確保に苦慮しているところでありますけれども、今現在町の方で猟友会の方に対して、直接支援をしているということはないのですけれど、ゆとりみらい21推進協議会の方で猟友会に対しまして、少しの額なのですが、補助をさせていただいております。

10万円になりますけれども、補助をさせていただいているという状況であります。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） これはちょっと帯広の一例なのですが、助成対象経費ということで、ちょっとだけお話させてください。

狩猟免許取得事前講習会というのがあるのです、これ受講料を例えば行政が負担するとか、あるいは狩猟免許試験の手数料を負担する。

それと、あとは狩猟登録に伴う経費、これは一回だけみたいなのですが、こういった関係で各農協を通じて、あるいは帯広市ですから帯広市在住の人に是非こういうのをとっていただいて、猟友会の支部に入っていて、ご協力をして欲しいというような文書も出ています。

幕別町も、今お話のようにだんだん減ってきているというお話もありますので、是非ともひとつお考えをいただければ有り難いかなと思います。

何かあればお願いします。

○委員長（中野敏勝） あと何かありますか。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 有害鳥獣の駆除、これは猟友会なしでは成し遂げられないという状況にあります。

そういう中で、猟友会の会員が減少傾向にある。

一方では、熊の出没があったり、鹿の被害も増えつつあるという状況があります。

まだ現在、危機的な状況にあるかといったら、そういう状況ではありませんけれども、近い将来やはり有害鳥獣駆除というものは、円滑に進まなくなるということも懸念されますので、今おっしゃられた点に関しましては、ひとつ課題として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

増田委員。

○8番（増田武夫） 1点だけ、町営牧場に関する、172ページに関係すると思うのですが、ご承知のように肥料だとか飼料が値上がりしたということで、平成20年度と21年度に、牧場の入牧料の助成を2年度に限って行っているわけでありましてけれども、20年度は14万28日、単価で30円で420万円ほどの助成になっているわけですが、この実施して成果をどのように抑えておられるのか。

その上に立って、これは肥料とか飼料が高値安定していることから、来年度以降も引き続き実施していくべき事柄ではないかというふうに思いますけれども、20年度実施してみて、その点での方針をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 町営牧場の減免の関係でございますけれども、委員おっしゃられますように、軽減措置として20年度におきましては、420万円ほどの収入の減ということにはなつたのですが、牧場の預託者などからお話を聞きます限りでは、非常に助かったというふうなお話も伺っておりますし、非常に畜産行政厳しい中であって、非常に効果があったものというふうには考えてございます。

この制度、20年度21年度、2カ年の措置というふうに考えてはおりますけれども、今現在、ゆとりみらい21推進協議会の畜産振興対策部会の中で、来年度以降の畜産振興施策について、総合的に検討をしている最中でありまして、その中で、この入牧料の軽減措置の関係も含めまして、検討をさせていただいているところであります。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 今の話にもありましたように、畜産農家はやはり非常に喜んでいて、この間、忠類の農協の組合長とちょっとお話したときにも、是非これは続けて欲しいというような要請も、要望もお聞きしているところでありますので、是非ともよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

6款、農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時30分まで休憩をいたします。

(15:14 休憩)

(15:30 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款、商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費についてご説明を申し上げます。

182ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額4億7,988万8,000円に対しまして、支出済額4億7,452万4,005円です。

1目商工振興費、本目につきましては、商工振興、中小企業融資にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策やパークプラザの維持管理に係ります商工会への補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料、利子補給の補助金であります。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の3倍を融資枠として貸付を行うものであります。

20年度の新規貸付は58件、2億4,585万円、融資残高は220件、6億5,861万7,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7節の消費生活相談員により20年度の相談件数は118件で、このうちクーリングオフや斡旋解除などによりまして、総額981万8,000円あまりが救済されております。

3目観光費、本目は観光物産にかかわる経費であります。

184ページをお開きください。

13節委託料は、細節5及び細節9のアルコ236、道の駅忠類の指定管理にかかわる経費が主なものであります。細節9の道の駅忠類指定管理者業務リスク分担精算管理料につきましては、協定書に規定するリスク分担に基づく町の分担額を支払ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節5、観光物産協会補助金が主なものであります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

20年度の営業状況につきましては、営業日数が白銀台56日、明野ヶ丘54日、輸送延べ人員が白銀台12万5,894人、明野ヶ丘6万6,954人となっております。降雪が遅かったことによりまして、営業日数、輸送延べ人員ともに前年を下回っております。

186ページをお開きください。

5目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、企業開発促進補助金は、企業が事業所を新増設した場合において、固定資産税相当額を補助するものであります。20年度補助件数は15件でありました。

細節5、工業用地取得促進補助金につきましては、工業団地内の土地を土地開発公社から取得した事業者に対して、取得価格の10%に相当する額を補助する制度といたしまして、昨年4月に創設されたものであります。20年度の実績は1件でありました。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 185ページ、3項観光費の13節委託料のうちの細節9、リスク分担精算管理料についてお尋ねします。

先ほど部長の方から、これは協定に基づく精算金だというふうなご説明がありました。

これ5年間の確か協定だったと思えますけれども、5年、協定結んでいる間につきましては、このとおりずっと進んでいくことになるのでしょうか。

確認したいと思います。

○委員長（中野敏勝） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） リスク分担精算管理料の考え方ですが、5年間の指定管理期間につきましては、この協定書に基づいてのリスク分担を負っていくという形になります。

○委員長（中野敏勝） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） それでは、たまたまこの年に関しましては、予想外の燃料代といいますか、それにかかった経費がかなり急騰してしまったという事情があるのでしょうか。何か幕別町も環境都市宣言をしまして、燃料をずっと焚くということではなくて、また、いろんなお湯を焚くにしても、いろんな方法が考えられるのではないかと、リスクを分担するのは構わないのですけれども、何かそういった手立てが講じられないかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） アルコ236のボイラーに関しましては、当初平成6年に建てたときはコーデネートということで、エンジンを、発電機を動かしまして、その熱でボイラーを沸かすというような形で取組んでおりましたが、従来機の高騰によりまして、ほくでんからの売電、電気を買った方が有利だろうということで、ほくでんの電気を購入する形でコーデネを中止しているという状況であります。

更に、今後ともコストの低減に向けた、特にA重油でのお湯を沸かしているという状況が負担になっていることから、それ以外の方法、例えば太陽熱ですとか、そういうものの取組みについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

増田委員。

○8番（増田武夫） 同じ184ページのアルコの関係でありますけれども、今のお話にもありましたよう

に、このアルコの関係、いかに赤字を出さないで、皆に利用してもらうということを真剣に考えなければならぬわけですが、入浴料350円が500円になったわけですが、そのときに入湯税をいただいてそういう形にしたという経過があります。

当時、需要を狙って、ちょっとど忘れしてしちゃったのですが、金の、それをきちんとするためにも、結構お金がかかるというようなこともあったのですが、500円にしたことによるお客さん離れというのが顕著だったのです。

やはり、その前の350円ときは、やはり、自分の家のお風呂であるかのように皆が通っていた。

そのことによって、相当その当時、黒字を出していたという状況がありました。

そこでお尋ねしたいのですが、本町のその入湯税全体は1,400万ほどあるのですが、このアルコの入湯税は、この中のいくらになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） これは、宿泊、日帰り分を含めての入湯税になりますけれども、平成19年の数字で申しますと、385万円程度という形になろうかと思います。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 年間385万だと、こういうお話であります。

アルコを経てた当時というものは、ひとつは福祉施設でもあるのだと、そういうような考え方から入湯税は取っていなかったと思うのです。

入湯税も標準でいくと、宿泊で150円で日帰りなら70円だと、標準の税はその額なのですが、しかしこれは、標準でありましていろいろ調べてみると、日帰りは50円で取っているところもありますし、宿泊でも100円のところもある。

いろいろですね。

そういうこともあります。

それから、ただいま申し上げましたように、忠類には公衆浴場というのがないわけですね。

この入湯税というのは、公衆浴場の役割を果たすものにはかけなくてもよかったり、12歳以下の者はかけなくてもよいだとか、いろいろあって特別な事由があるときは、そういう措置が取れると、それで福祉の施設なんかは取っていないだとか、そういう面もあって相当柔軟に対応できるのだと思うのです。

そういうことを考えると、やはりいかにたくさんの多くの住民も含めて、近隣の人たちに利用してもらおうかと、お風呂に入り来ればレストランも使うとかという、そういう相乗効果も出てくるわけで、私の経験では、やはり500円に上げた時点から、ぐっとお客さんが減っているというそのことは事実だというふうに思うのです。

そのことを考えると、この入湯税を取らないという処置が取れるのであれば、年間385万程度の入湯税をいただくよりも、やはりそれは日帰りで70円ですので、これを500円を350円にすれば、更に入湯税以上に減額にはなるのですが、その分やはりお客さんがたくさん来てくれる効果の方が、ずっと大きいと思うのですが、そうした処置で思い切った転換をすることが、先ほどのリスクの話でないのですが、赤字を黒字に転換していく、そのほかの要素もありますけれども、ひとつのきっかけになるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 増田委員のお答えに申し上げたいと思いますが、実は入湯税につきましては、日帰りの客につきましては、今年の1月からは課しておりません。

と、申しますのは、実は合併後、町民には安く入っていただくということで、400円に自動販売機で券を発見しております。

それでも、ほとんどの方が町民の皆さんは400円で入浴していただいていますので、最初は350円、それから最終的には入湯税も含めた中でということで500円にしましたけれども、いろいろ見直した中で、これ町全体の話でありますけれども、日帰り客については350円に、70円を入湯税を取ることは止めようと、ただ、宿泊客については150円をいただくという風に統制、統一をいたしました。

それから、その分、安くしてもいいのではないかとということもございますけれども、やはり昨今の燃料等の高騰によりまして、なかなかそうすることもできない。

もうひとつは、これは全体的な話ではありますが、管内のどこの温泉に行きましても、風呂を利用される方が少なくなっているというような状況、自然減がございまして、その中で、総合的に調整を考えて町民においては500円を400円にする、それから日帰りにおいては入湯税を課しないと、ただ、宿泊される方につきましては、今まで同様に150円をいただくというように、改正しております。

したがいまして、新年度につきましては、その分については、いくらか経営的な内容では好転するのではないかというふうに考えておりますし、今年の議会でもお願いいたしましたけれども、住民については、10回から24回に回数券を増やしていただいていますので、その分でもいくらか収入が増えるというふうに考えております。

今まで、過去3回ほど取締役会の経過を聞かしていただきましたら、売り上げも若干伸びておりますので、平成20年度のようなことにはならないだろうという考えを持っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） ちょっと認識がずれていて申し訳なかったのですが、そうした点では町民は400円だと、町外の方は500円で、それには入湯税が入っていると、こういうふうに考えられるのですか。

○委員長（中野敏勝） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 日帰りは、同じく入っておりません。

それで最近、町外の方も回数券を買うのです。

30回分、1万2,000円の券を。

その方が非常に増えてきて、実質、生がね500円を払っている人は、通り一遍の客が多くて、通常利用される方は、ほとんど回数券を利用されているというふうに聞いております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 入湯税を取らない、日帰りは取らないというそういう方針にしたのであれば、やはり400円と聞くのと、350円と聞くのでは、やはり感覚的には大分違うのですよね。

思い切って、全体を350円にして、やはりお客さんをたくさん呼び込むという、今副町長も言われたように、全体のその入湯客が全体で落ちているとすればなお更、そうやってお客さんを呼ぶ努力を是非して欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 先ほど、増田委員おっしゃいましたように、以前は大体13万人くらい、入浴客がおりました。

それが大体、経営の分岐点かなというふうに抑えておりました。

最近では、11万人弱割り込むようになりましたので、何とかこの際、いろんなアイデアを持ちながら、挽回するような工作を考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 最近、例えば更別の温泉に中札内の住民が入る場合に、中札内では助成をして更別の温泉を利用していると、そういうようなことも出てきておりますし、やはりいろいろな手を使って、お客さんを増やす努力をしていただきたいというふうに思います。

結構、広尾の人たちが入りに来るということもあります。

ところが、500円にしてから晩成の温泉に相当流れていると、そういうこともありまして、やはり何とかそのお客さんを増やす努力を、今後も続けていただきたいなと、そう思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 答弁いいですか。

ほかに。

7款、商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款、土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費につきまして、説明をいたします。

188ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2億8,957万9,000円、支出済額2億6,639万2,507円、不用額2,318万6,493円の主なものは、降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1目道路管理費、本目は道路の維持の管理に要した費用でありまして、町道の管理委託及び除排雪機械借上が主なものであります。

13委託料のうち、細節1の委託料は幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節2は、幕別地域の清掃業務の委託料。

細節6は、札内駅のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料のうち細節5は、除排雪機械41台ほか関連機械の借上料であります。

18節備品購入費、細節1は、幕別地域の除雪ドーザの購入費用であります。

2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、190ページへいきまして、13節委託料の細節6につきましては、途別、古舞地域の16.99キロ平方キロを調査するための費用であります。

細節7は土地移動に伴います地番図修正費用であります。

次に、2項道路橋梁費、予算現額4億3,800万2,000円で、支出済額は4億3,253万1,818円であります。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は103箇所の樋門管理人の賃金であります。

13節委託料、細節5は道路台帳修正に係る委託料。

細節6は、普通河川台帳の更新に係る業務委託料です。

14節使用料及び賃借料の道路用地借上料は、札内西和線など9件の用地借上に要する費用であります。

2目道路新設改良費、本目は町道改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、192ページへいきまして、13節の委託料では、町道の用地調査、工事設計など3件の委託料であります。

15節工事請負費では、23件の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが札内鉄道北沿線通りまちづくり交付金事業等5件、地方特定道路整備事業では、あかしゃ団地6号地方特定整備事業等13件、過疎対策事業債などによりますものは、忠類上当間線道路改良工事1件、合併特例事業債によります幕別大樹線立体交差関連流未整備事業など4件のほか、町の単独事業費であります。

194ページへいきまして、17節公有財産購入費では、札内鉄道北沿線通りなど、町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償費や、用地買収に伴う立木補償などが主なものであります。

3目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は、稲士別線のほか9地区の道路側溝土砂上げの機械借上の経費であります。

15節工事請負費の細節1、道路舗装補修工事は、緑町団地道路舗装工事ほか31件工事。

細節2は乳剤防塵処理工事は、札内南鉄南2号線ほか2工事。

細節3は道路補修工事は、途別10線歩道補修工事ほか90件の工事を実施しております。

細節4は道路維持工事は、区画線整備工事ほか18件の工事。

細節5、緊急整備工事は下忠類側の法面補修工事のほか1件の工事などが主なものであります。

4目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、19節負担金は、十勝中央大橋の管理者負担金であります。

以上が、土木費であります。道路事業の20年度の実績では、道路改良が1,388メートル、道路舗装につきましては1,524メートル、歩道整備につきましては2,118メートル、車道オーバーレーンにつきましては1,630メートルとなっております。

次に、3項都市計画費、予算現額7億2,791万5,000円に対しまして、支出済額6億7,736万5,547円となっております。

1項都市計画総務費、本目は都市計画にかかわる経費であり、都市計画審議会は1回開催しております。

196ページへいきまして、13節委託料、細節5は、札内地区の道路計画に係る交通量調査分析などに要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金であります。

28節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用でありまして、198ページへいきまして、13節委託料は、細節5の公園清掃管理委託が主なものであります。

公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデン、果樹の管理に要した費用であります。

細節6は、さつき通り堤防緑地の草刈りに要した経費。

細節7は、依田公園ほか浄化槽の管理に要した経費であります。

15節工事請負費のうち、細節1は、44カ所の公園の遊具補修。

細節2は、側溝トイレ、フェンス等の補修に要した経費であります。

16節原材料費のうち細節1は、パークゴルフ場の肥料、張り芝、花の苗などに要した費用であります。

次に、3目街路事業費、本目は街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13節委託料につきましては、北栄大通に係る国道交差点の詳細設計及び北栄西通に係ります、擁壁の詳細設計などに要した費用であります。

200ページへいきまして、15節工事請負費は、北栄大通の町施工分であります札幌温泉南側氾濫面の整備に要した費用が主なものであります。

17節公有財産購入費につきましては、北栄大通1件、北栄西通2件、計3件の用地買収に要した費用であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、北栄大通1件、北栄西通3件、計4件の物件補償に要した費用であります。

次に、4目公園建設費、本目は公園建設事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13節委託料、細節5は街区公園であります西町南公園及び細節6は、西町南公園に設置した耐震性貯水槽の実施調査設計に係る委託料であります。

15節工事請負費の細節1は、札幌西緑化重点地区の近隣公園、街区公園1カ所の整備に要した費用であり、街区公園の西町南公園につきましては、今春より供用を開始しております。

細節2は、西町南公園に設置した耐震性貯水槽の整備に要した費用であります。

次に、4項住宅費、予算現額9,419万7,000円に対しまして、支出済額9,208万4,663円であります。

1目住宅総務費、本目は住宅関係事務の臨時職員と住宅料の徴収にかかわる嘱託職員賃金及び事務的経費に要した費用が主なものであります。

202ページへいきまして、17節公有財産購入費の細節1は、道営桂町団地5棟30戸の事業主体変更に伴います土地、建物等の取得費用であります。

2目住宅管理費、本目は町営住宅886戸、道営住宅334戸、合わせまして1,220戸の維持管理及び修繕などに要した経費であります。

1節報酬につきましては、公営住宅委員会の2回の開催による報酬。

7節賃金は、町営住宅17名、道営住宅15名の管理人賃金であります。

11節需要費の細節40は、公営住宅の修繕に要した費用で、修繕件数は町営が426件、道営が94件であります。

13節委託料の細節5は、道営の3団地8自治会に対する駐車場管理の委託料であります。

細節7は、公営住宅法施行令の改正に伴い、公営住宅使用料の算定が変わりましたことによります電算システムの改修委託料であります。

15節工事請負費、細節1は、公営住宅の整備に係る経費であります。老朽化した旭町、南団地及び北団地14棟54戸の解体工事が主なものであります。

以上8款、土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○4番（藤原 猛） ページ201ページ、公園建設費の細節2、耐震性貯水槽のことについてお尋ねいたします。

これは、容量で40トンと聞いております。

まず、飲用水なのか、トイレですとか手洗い洗面などを使う、雑用水に使うのか、そこからまずお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 耐震性貯水槽の用途につきましては、雑用水を目的としたものでございます。

○委員長（中野敏勝） 藤原委員。

○4番（藤原 猛） 雑用水ということは、滅菌装置はないということでもありますね。

それで、この設置した場所ですが、その地区はどの辺になるのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） ちょっと説明が足りませんでした。

目的といたしましては、防火水槽でございます。

ただ、災害時に雑用水として利用することができるというような、機能を持っているということでございます。

設置場所につきましては、札内西町の西町南公園の敷地の中の地下に設置をしたところでございます。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

藤原委員。

○4番（藤原 猛） 確か、9月27日に防災等の訓練の説明会が、幕別公区の説明会があるという案内が私たちに来たのですが、まず、公区におきましても逃げる場所、逃げ方、要するに命が災害が起きたときに3日間、逃げる場所が決まればその後、どうしても必要なのが水でないかと思います。

40トンの水槽ということで、防火水槽を雑用水に使うとなれば、大体人間が被災を受けて10日間程度の間は、1日20リットルの水があれば、一人生き延びられるということは、この幕別の防災マニュアルにも出ていますけれども、そうしますと、約2,000人の人がこの水槽で命は、特に設置した近くの人は助かるということも思えるわけなのですね。

そうすればわが町に、非常に安全安心な特に大地震に対する対応として、非常にこの水槽は有益なものと考えます。

是非、1万人程度の人が対応できる、それには約5カ所くらいの防災貯水槽ですか、いるのではないかと思いますので、是非、公共事業の優先事業として今後、いわゆる事業として、一過性ではなく継続性のある事業として、是非、採用していただきたい、そう思いますので、前向きな答えをひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 貯水槽でございますけれども、この貯水槽につきましては、宅地開発の場合エリア的に消防法の中で基準がございまして、エリアごとに200メートル、確か200メートルの半円内には必ず1カ所という形で、設置をされてきた経過がございます。

現在は、逆に浄水道の消火栓をつけて、それに賄うという部分がございます、それにだんだん変わってきているというのが現状でございます、この水槽につきましては、当時その区画整理を行った段階で、そのエリアに基づいて消防の方の負担によりまして、防火水槽を設置したというものでございます。

今回、その公園が移設することによりまして、その公園の中にあつた防火水槽を移設するということがございまして、たまたま、まちづくり交付金という方の補助事業に乗れるということで、貯水槽ということで設置をいたしましたけれども、あくまでも消防の消化に伴う形の防火水槽でございますので、飲料に持っていくということは、ちょっと難しいのかなと思います。

ただ、浄水は今の段階で、宅地造成をやった段階では、昔は道路かなという整備でございますけれども、今は全てネットワーク、両方の道路の両側に入れてその地震等になったときに、断水が起こらないようなネットワークとして結ばれて設置をされておりますので、今のところ新たに藤原委員言われるような形で、飲料水の貯水槽を設置していくという計画はございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

ほかに。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 1点だけ、197ページ2項都市環境管理費の11節需要費、おそらく細節の21電気料にあたるかと思いますが、パークゴルフ場の夜間照明の関係で、お尋ねしたいというふうに思います。

平成20年度、プレーされている、照明が点いている段階で、プレーされている人数や日数、特に暗くなってからプレーを始めるような方の人数把握について、確認をさせていただければと思うのですが、併せましてどのような方法でもって、把握されているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） パークゴルフ場の夜間照明の利用者の人数ということでございますけれども、まず調査の方法といたしましては、社会体育施設ということで、教育委員会の方で調査をしているわけなのですが、照明点灯後30分から1時間くらいの中に、現場に行きまして、プレーしている人数を数えるというような形で人数を把握しておりまして、特に有料にしているわけではございませんので、点いている間に本当に何人来て、何人帰ったというような形で調査しているわけではございません。

そういった中で、人数は調査しておりまして、照明点いているコースが白人の森の東コース、それからサーモンコース、糠内のやまびこコースと忠類のチャンピオンコースの4コースあるわけなのですが、立地条件がありまして、糠内のやまびこについては、ちょっと調査しておりませんので、残り

の3コースについて、それもチャンピオンについては20年度から調査を、それからサーモンについては、19、20、それから白人の森については18から20年度という形で調査をしております。

そういった中で、単純に平均の人数、利用者人数という形でいきますと、白人の森で、白人の森は17年からですね、調査でいきますと、6.4人程度、1日平均の利用者が、それからサーモンでいきますと、一人程度、それからチャンピオンいきますと、2.2人程度というような状況になっております。

○委員長（中野敏勝） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） これ実際、ちょっと町民の方からも声が届いているのですけれども、1日あたり今課長の方から、白人の方では平成17年度以降は6.4人の平均ということでいいですよ。

限られた季節の時間の中で、プレーをされているのだろうというふうには思いますし、別にパークゴルフが嫌いというわけではなくて、こんなことを言うのではないのですけれども、誰もやっていないのに照明が点いているのではないかというような声も、実は届いております。

そうならば、業者の側もちょっと無駄なのではないかなという指摘もありますし、そのこの前ねりんピックで同じ組に回らせてもらった帯広や、幕別の方々の話を聞いてみても、「夜はプレーはするのですか」とお尋ねしたら、「しません」というふうにお答えになりまして、「帯広でも点いているところありますよね」と聞いたら、「帯広でも夜は愛好者の方は行きません」と、「夜するくらいなら、朝します」というような感じでした。

始めて間もないような事業ですし、今一生懸命整備されてパークゴルフの普及に努められているのだろうというふうに思いますけれども、ひとつ経過措置、経過をみながら、こんなことを言ったら怒られるかもしれませんが、後ろ向きなといいますか、費用対効果の面でも、再考の余地があるのかなという形で、検討課題として取組んでいただきたいなというふうに思いまして、その辺どうかなと思います。

いかがですか。

○委員長（中野敏勝） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 1コースあたりの電気料でございますけれども、大体12、3万円、年間ですね、というような形で、半分が基本料金、半分が従量料金、従量料金につきましては、2カ月、6月、平成16年度から20年度につきましては、6月の中旬から8月の中旬までの2カ月間をオープンしおしまして、夜間照明を点けておしまして、6万円程度の従量料金がかかるというような形になっております。

そんなことから、それほど大きな額ではないのですけれども、確かに橋の上から見ると、サーモンコースあたりは人影がないのに、電気が点いているというような形も多々ありました。

今年度の話になってしまいますけれども、そういったことから特に利用状況から調べますと、6月の利用状況が非常に悪いということで、多分6月の下旬は夏至ということで、7時過ぎまで明るい状況ですので、電気が点く前にまだやって、電気が点くころに帰ってしまわれるのかなということで、今年度につきましては、照明を点ける期間を7月から8月いっぱいにはずしたわけなのです。

そういった形で、2カ年ほどちょっと利用状況を見てから、判断をしようというふうに考えていたところなのですが、本年度非常に雨が多くて、6月、7月は平年の2倍の雨量になっておしまして、そういったことから、白人の森あたりは7月の下旬から10日間と、8月の下旬2週間ぐらい、コースクローズしておしまして、ちょっとそういった部分での利用状況の参考にならないことに、結果としてなっているものですから、もう1年くらいちょっと様子を見て、あとは曜日別に点けるですとか、そういった検討に入らせていただこうかなというふうには考えております。

○委員長（中野敏勝） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 現在その4コース、白人、それからサーモン、糠内、忠類と立地的な問題もあるでしょうし、夜照明が点いていて、カブト虫やクワガタ虫が飛んできて、子どもが喜ぶ、パークゴルフとはちょっと違いますけれども、そういうような意見もあるには聞いていますけれども、実際にはその害虫の問題もありますし、これはどうかなという声が、たくさんちょっと届いてきているものですから、何ともいえないことなのですけれども、この辺でもう1、2年、様子を見ながら後ろ向き、町民の方とも話し合いながら考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） いいですか。

ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 192ページの道路新設改良費の15工事請負費と、また併せまして、次ページの道路維持費も含めまして、この平成20年度も相当地域の道路の維持、あるいは改良に取り組まれてこられたと思うのです。

この、毎年その舗装率ですとか、それから改良率というのを示していただいているのですけれども、これは1年間とおして、どのくらい向上していくのかということがひとつです。

なかなか、道のりが遠く感じるものですから、それでどのくらいの1年をとおして数字が上がっているのかということが1点です。

もう1点は、特に生活道路などの改良に対する要望が強いわけですが、これらの事業を取組む優先順位といいますか、それをどのように位置付けられてやっているのか。

これは、私たちもよく3カ年のローリングの計画書をいただいて、それを眺めながらいるのですけれども、乗ってこないのは、本当にいつまで経っても乗ってこないというのがあるものですから、どういふその位置付けで、もちろん町内会ですとか、地域の要望をあげられてやっていくのだと思うのですけれども、その組立てですね、組み立ててどんなその順番で、危険度なども含めてやられるのでしょうか、実施されているのか。

と、いいますのは、それこそ例えば、私の住んでいる桂町でも、古いところでは昭和40年以前に住宅地になって、家が建設されて整備もされているのですけれども、歩道などは未だに砂利のまま、三角住宅のところね、未だにそのまま、何十年もきて、新しいところはどんどん整備されるけれども、こういうところはずっと残るのですよねというのが、ずっと続いてきています。

もちろん、そのほかにも、今あかしや団地の中でも相変わらず、総掘り側溝というのですか、そういうのがあって、素堀ですか、そういうのもきちんと、所々では工事も見受けられるのですけれども、なかなか整備がされたなど、全体にされたなどという状況に到達しない状況が見受けられるものですから、限られた財源の中でやられるのでしょうか、その組立ての手順も伺いたいというふうに思います。

それともうひとつ、まず1回目そこまでです。

○委員長（中野敏勝） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、率の向上、舗装率改良率の向上がどれくらいあるのかということなのですが、町道の路線が1,003、現在1,003路線で、884.2キロメートル実延長がございます。

先ほど、部長の説明の中で、改良が1,388メートルでしたとかというお話があったかと思うのですけれども、これは道路整備費の中での延長で、これにあと、道営畑総事業等でも道路改良等、舗装等がありますから、それに足した数字が改良率、舗装すれば舗装率として上がってくるわけなのですけれども、所詮、880キロに対して1キロとか2キロの割合ですから、年に上がるのは0.2%から0.5%程度しか補助しないという形になります。

それから、そのほかに上がる要素としては、宅地造成等がされますと、近年は全て舗装済で寄附歳納を受けるような形になりますから、そうするとどっと上がる年もあるのですけれども、町の工事で純然たる工事で上がっていく率というのは、0.5%以下くらいというふうに考えております。

それから事業の優先順位でございますけれども、先ほど新しい団地はすぐ舗装になっていくという話だったので、これは団地をつくるときに、舗装になって町に寄付債務されるという形で、新しい団地は、当然ごとく改良舗装済の道路でできてくるわけなのですけれども、古い団地の部分につきましては、当然、今委員おっしゃられましたように、砂利のまま残っている路線がまだ多々ございます。

その中で、どういう優先順位かという部分につきまして、従来でいきますと3カ年実施計画に位置付けをしながらということなのですけれども、それ以降の部分もある程度、3カ年には乗らないのですけれども7、8年後まで見据えた中で順番をつけながら、ローリングしていくと、そういった中で、我々担当も代わりますから、そういった部分の引継ぎを受けて、その中でまた見直しをしながらというのがやっていたわけなのですけれども、本年度、うちの課が主体となりまして、道路整備計画という、正式に順位付けをしましょうと、そういった中で、誰がやってみてもそういった順番に異論がないような形で順位を付けながら整備していきましょうという形で、そういう計画をつくりました。

ただ、現地を見ながら点数を付けて位置付けをしていくという作業があるものですから、実はまだ作業自体は進んでいないのですけれども、何とか来年度の3カ年実地計画までには、その計画の中で位置付けたもので、3カ年に反映させていきたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 実は今最後のお答えいただいたところ、それが必要じゃないかなと思ってお尋ねしたのです。

将来の道路をどうしていくかというのでは、町づくりでは10カ年の総合計画を持っているのですけれども、そういった道路の補修、特に生活道路なんかについては、3カ年のものは見えても、それ以外のものは見えないというような状況がありますし、お金もたくさんかかるのですよね、道路の場合は。

だから、ここやってくださいと言っても、それは街路灯やなんかをポンと付けるようなわけにはいかないということであれば、道路自体についても、やはりその10カ年なら10カ年の将来を見据えた改良計画とか、そういうものをもって、それが、それもまた動くわけですけれども、でも、それと3カ年のローリングがあると、私たち住民側にしても、非常に、あつ、将来はこういうことを考えて、今ここやっているのだなというようなことも理解できますので、そういった手法を取られるということでもありますから、是非、そういうのも示していただく機会があれば示していただきたいというふうに思います。

いかがですか。

○委員長（中野敏勝） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 町道の整備率、昭和の時代ですと補助事業ということで、かなりの整備率が進んでいたという時代がございますけれども、現在、国の方の補助制度がかなり厳しいということでは、町レベルの補助事業が、採択にならないというのが今の現状でございます。たいへん単費、あるいは起債などを使って整備してきていますので、体制状況厳しい中では年に2%ほど、先ほど課長が言いましたように、その程度しか進んでいないというのが現状です。

それで、いつも話をさせていただいておりますけれども、緊急性、投資効果、地域のバランスという中で、評価をしていくという意味では、先ほど土木課長言いましたように、全町の路線を、先ほど言いましたその3点を要素にした点数性をもって、どの順番で整備していくのがいいのかということも、再整備も含めた中で、順位付けをしていきたいなというふうにして現在作業中でございます。

ただ、財政的に余裕があればどんどんということもあるのでしょうか、なかなかそうでもない。

ただ、この1、2年につきましては、道道の立体交差事業など、団次、三次の拡張事業など、終了しましたので、これからは町道整備の方にも経費的にも向けていかれるのではないかなと、いうふうに考えておりますので、その先ほど言いました評価制度、順位付けなどができた中では、どこかの段階で、ご示しをしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

野原委員。

○7番（野原恵子） 202ページ、2目住宅管理費、15節工事請負、公営住宅の整備工事、この点に関して質問いたします。

公営住宅に希望する方が増えてきておりますが、特に高齢で単身者の方の希望も増えております。

そういう中では、この公営住宅の待機状況とこれから、建替えていく公営住宅の見通し、高齢者の方は2階建てではなくて、平屋の公営住宅を希望する方が増えております。

それと、十勝の、これは道の住宅ではあるのですが、こういう形での希望も増えてきていると思えますが、そのこれからの見通しと待機状況をお知らせ願いたいと思えます。

それと、もう1点ですが、今年マイマイガが大量に発生いたしまして、特に公営住宅でのその卵の、非常に公営住宅にびつと張り付いているという点がありまして、一部それを除去したというところもあると思うのですが、まだ見て回りますと、公営住宅の2階建ての上の方ですとか、人の手では届かないようなところに、卵の産み付けが非常に多く見られます。

そういうところも、しっかり対策を取っていくのと同時に、そういう場所での防犯灯の取替えというのを、早めに対策を考えていくことが必要ではないかと思えますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（中野敏勝） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅の待機者の件ですけれども、ここ1年前からの待機状況を申し上げますと、全町のいいますと56世帯、1年間の間にですね。

1年間の間に申し込みされて、入れなかった方が56世帯というふうな状況でございます。

それから、高齢者の入居希望者が多いというようなことで、確かに近年、その2階に住んでいたのだけれども1階にとか、3階に住んでいたのだけれども1階にというような希望が結構ございます。

それで、3階建て4階建てをなくして平屋にということも、土地の条件だとか財源的なこともありますので、難しいところもありますので、当面ストック計画作成しておりますので、それにしたがって、公営住宅の改善なりをやっていきたいというふうに考えております。

それから、マイマイガの卵の件ですけれども、一番公営住宅の中で酷かったのが、新緑町の2団地でございます。

そこにつきましては、お盆明けくらいだったでしょうか、除去及びそのマイマイガがあまり寄らないような薬を付けるというふうなことを、させていただきました。

先ほど申し上げられました、2階建ての公営住宅も結構酷いのだというような話もありましたけれど

も、今現在のところ、目視で確認いたしました2カ所の公営住宅につきまして、私ども当然高いところですので届きませんので、業者をお願いして、その除去並びにその薬を塗るといいますか、そのようなことをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今56世帯の申し込みで、入れなかった方がいらっしゃるということですが、この中で高齢者の入れなかった方、こういう方がどのくらいいらっしゃるのかお知らせ願いたいと思います。

それで今、十勝野が本当にこういう住宅が欲しいというのと、本町の方でいえば本町の方で、駅に近い住宅があります。

そこも2階建てなのですが、若い方も高齢者の方も入っているのですが、そういう中では、高齢者にしてみれば駅に近い、公共施設に近いということで、こういう場所での公営住宅も望まれております。

ですから、そういうことも見通しとして、どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

それから、マイマイガ対策なのですが、これから対策取られていくということなのですが、防犯灯の取替えも、こういうところを、優先的に行うべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） まず、マイマイガの防犯灯の件でございます。

最初に申しあげました、緑町の公営住宅につきましては、私の方の部署ではございませんけども、水銀灯からナトリウム灯に変えたということでございます。

それから、公営住宅の中で当然マイマイガの状況が酷いといいますが、そういうところがありますので、そういうところにつきましても、今年だけの話ではありませんので、ナトリウム灯に変えるというようなことで、進めていきたいというふうに思っております。

それから、公営住宅が駅の近くにあればいいと、それはおっしゃるとおりだと思うのですが、過去にその民間活用ということで募集した経緯がありまして、その中でも応募がいなかったということもありますけども、いかんせん町中といいますが、駅の近くに整備し、なおかつその平屋の住宅を建てるということになりますと、これ相応の財政的な問題もありますので、なかなか今すぐに、ではこうしますということとはできないのかなというふうに思っております。

今現在、桂町東と白銀町団地で平屋の公営住宅について、全面的改善22年度から工事始まるわけですが、そこら辺を言ってみれば、おくみ取りいただきましてご理解いただければというふうに思います。

それから、すみません、もう1点お答えいたしたいと思います。

待機者の高齢者の割合がどのくらいかということですが、2割から3割という方が高齢者の方の割合となっております。

以上でございます。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 高齢者の方が2割、3割入れないということであれば、民間の住宅もなかなか高齢者の方、単身者の方では貸していただけないとか、あったにしても大きな家では十分すぎるということで、民間でも、一人暮らしが入れるような住宅が少ないという状況でもあります。

そういうところでは、高齢者に対するその配慮というものも必要ではないかというふうに考えてはいるところなのですが、高齢者の方は、古くても安かったら入りたいのだという希望者の方もいらっしゃいますし、それから農村から単身で住宅街に転居したいのだという、そういう方も中には聞いているのです。

空き家対策といたしまして、空いている住宅もあると思うのですが、単身者の方、そういうところに入居を優先的にするということができないのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 施設課長。

○7番（澤部紀博） まず、空き家があるのではないかというお話ですが、これは政策的に例えば、桂町東ですとか、白銀団地の改善にあたって政策的に空けているところがございます。

もちろん、町営のあかしやにつきましても、これは何年か後に全面的改善する予定でございますので、そこら辺の対応もありますので、空けているということございまして、無意味にただ空き家にしていくということではございません。

その、高齢者の方のための入居といいますが、そういうことなのですが、現行では高齢者の方については、単身者であれば通常は単身で入居ということではないのですが、高齢者の方については、単身でも入居できるというような制度になっておりますので、今のところはそのようなことで進めてい

きたいというふうを考えております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

8款、土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款、消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款、消防費につきましてご説明申し上げます。

204ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、予算現額5億9,284万2,000円に対しまして、支出済額5億9,221万4,100円です。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費、並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費につきましては、非常備消防団の報酬や、消防団の運営交付金など、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費ですが、11節需要費は油処理にかかわる消耗品の購入であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

9款、消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款、教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 教育費について、ご説明を申し上げます。

206ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額3億9,021万9,000円に対しまして、支出済額3億8,589万7,335円です。

1目教育委員会費、本目は教育委員4名の報酬及び費用弁償、並びに交際費、会議等の負担金であります。

平成20年度は13回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

1節報酬のうち、細節3、子ども支援連絡協議会委員報酬は平成19年度からスタートした、特別支援教育制度に伴い、各関係機関の代表者20名からなる子ども支援連絡協議会を立ち上げ、対象となる委員へ報酬を支出しているものであります。

8節報酬費は、文化、スポーツ賞等の表彰記念品代であります。

平成20年度の表彰数は、個人43名、14団体となっております。

208ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6の奨学資金交付金は申請者46名に対し、認定者38名で、支給月額5,000円となっております。

細節11は、忠類小学校の100周年記念事業に対する補助金であります。

3目教育財産費、本目は小中学校15校と若葉幼稚園並びに教員住宅138戸の維持管理に要した経費であります。

11節需要費のうち、細節40の修繕料では、学校施設に係る修繕が支出全体の約9割を占めております。

210ページになります。

13節委託料のうち、一番下の細節11、小・中学校耐震診断等委託料は、耐震設計基準が大幅に改正されました昭和56年以前に建築された8校19棟の校舎体育館の耐震診断等に係る委託経費であります。

この診断結果を受け、耐震補強が必要となりました校舎等につきましては、平成22年度中に工事が完了するよう計画いたしております。

15節工事請負費のうち、細節1の学校教員住宅補修工事は、全体の8割が学校施設の工事となっております。

り、札内北小学校のボイラー取替えと、身障者用トイレの改修などに要した経費であります。

同じく細節2は、ガラスブロックの劣化により、破損の危険性が生じた白人小学校のガラスブロック改修工事に要した経費であります。

4目スクールバス管理費、本目はスクールバス12路線の民間委託運行に要した経費であります。

12路線のうち8路線は、町所有のバスを貸与しての運行委託であります。

13節委託料には、小学校の社会見学や、中学校の部活動における大会参加の送迎業務なども含まれております。

212ページになります。

5目国際化教育推進事業費、本目は国際交流員2名の賃金と共済費等に要した経費であります。

幕別と忠類に在籍する2名の国際交流員は、火曜日から金曜日までの週4日間、分担して町内5校の中学校を訪問し、英語担当教諭とのチームティーチングにより、英語指導を行うほか、月曜日には幼稚園や保育所、小学校への訪問も実施しております。

6目学校給食センター管理費であります。

平成20年度から、若葉幼稚園と5カ所のへき地保育所に対し、給食の提供を行っております。

給食センターの稼働日数は、幕別学校給食センターが、年間212日で1日平均2,470食、忠類学校給食センターは、年間218日で1日平均228食となっております。

214ページになります。

13節委託料は、給食配送及び各種設備類の保守点検などが主なものであります。

18節備品購入費は、食器消毒保管機及び真空冷却機の更新などに要した経費であります。

216ページをご覧ください。

2項小学校費、予算現額1億8,462万7,000円に対しまして、支出済額1億7,036万6,672円であります。

1目学校管理費のうち、7節賃金の細節2は、学校事務補助職員4名の賃金であります。

同じく細節7は、特別支援教育支援員の賃金であります。特別支援学級に在籍する児童のほか、普通学級に在籍する学習障害などの児童に対しても適切な教育的支援を行うため、小学校においては、4校に7名を配置し、校長の裁量の中で、柔軟かつ弾力的に活用いただいております。

218ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節5、学校管理費交付金は各学校の環境整備等に対して交付しているものであります。

同じく細節6、学校運営費交付金は、学校行事や特別活動などに対して、交付するものであります。平成20年度からは、生きる力を育む教育活動を支援事業と、地域教育連携支援事業に係る交付金もこの中に含めて交付しております。

2目教育振興費であります。

14節使用料及び賃借料のうち、細節5は、幕別小学校の児童用コンピュータ42台の借上に要した経費であります。平成20年度で支払い完了となっております。

18節備品購入費のうち、細節2、教育用コンピュータは、市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピュータ125台分の償還金などであります。

20節扶助費は、就学援助に要した経費であります。申請者423名に対し、認定者344名、総児童数に対する認定率は20.2%で、前年度の19.3%に比較して0.9ポイント上昇しております。

次に、3項中学校費、予算現額3億4,885万7,000円に対しまして、支出済額3億4,363万3,042円であります。

1目学校管理費、本目は中学校5校の管理運営に要した経費であります。

220ページをご覧ください。

7節賃金は、学校事務補助職員2名と幕別中学校及び札内東中学校において、相談業務を行うところの教室相談員1名ほか、先ほど小学校費の中でご説明申し上げました、発達障害や学習障害のある生徒などに対し、個に応じた教育を行うための、特別支援教育支援員2名分の賃金であります。

222ページになります。

2目教育支援振興費であります。

14節使用料及び賃借料は、札内中学校の生徒用コンピュータ42台の借上に要した経費であります。平成20年度で支払い完了となっております。

19節負担金補助及び交付金は、各学校のスケートリンク整備に対する交付金を始め、生徒の学校生活を援助するための補助金であります。

20節扶助費は、就学援助に要した経費であります。申請者232名に対し、認定者182名、総生徒数に対する認定率は21.2%で、前年度の17.9%に比較して3.3ポイント上昇いたしております。

なお、小中合わせての認定率は20.5%で、前年度の18.8%に比較して1.7ポイントの上昇となっております。

3目札内中学校大規模改造事業費、本目は札内中学校の大規模改造工事に要した経費であります。

初年度にあたる平成20年度は、校舎全ての耐震補強工事と、校舎南側特別教室等などの改修工事に要した経費であり、平成21年度で完了する予定となっております。

4項幼稚園費、予算現額2,815万3,000円に対しまして、支出済額2,731万3,494円であります。

1目幼稚園管理費のうち、7節賃金は、個別の支援が必要な園児に対応するため雇用した臨時職員2名及び代替職員2名、事務職員1名のほか、嘱託職員である園長の賃金であります。

平成20年5月時点の園児数は51名で、平成19年度と同数となっております。

224ページになります。

2目教育振興費であります。

19節負担金補助及び交付金の私立幼稚園入園料保育料補助金は、所得要件等により、20節扶助費の就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者に対する補助金で、入園料7,000円を80名に、保育料月額4,000円を26名に補助したものであります。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助するものであり、平成20年度の対象者は192名となっております。

5項社会教育費、予算現額2億9,701万7,000円に対しまして、支出済額2億8,457万3,303円であります。

1目社会教育総務費、本目は社会教育委員15名の報酬及び生涯学習アドバイザー2名の人件費のほか、各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

226ページをご覧ください。

9節旅費のうち細節3、特別旅費は、中学生、高校生海外研修の引率3名分であります。

12節役務費は、平成20年度からスタートした学校支援地域本部事業にかかわる地域ボランティア207名分の傷害保険料であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節7は、オーストラリアを訪問した中学生12名、高校生2名の研修参加にかかわる補助であります。

2目公民館費、本目は糠内、駒島の両公民館及び学び舎の管理運営、更には関係団体への支援などに要した経費であります。

8節報償費は、しらかば大学の各種講座と、講演会にかかわる講師謝礼であります。

228ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節3、地域生涯学習推進委員会補助金は、駒島、糠内の両公民館運営委員会に対する活動費補助金。

細節4は、家庭教育学級の運営に対する補助金であります。

3目保健体育費、本目は体育指導員12名の報酬及び全道、全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要した経費であります。

8節報償費のうち、細節3、全道、全国大会参加奨励金は50件、333名に公布いたしております。

230ページになります。

15節工事請負費のうち、細節2、陸上競技場整備補修工事は、4種公認を受けるための改修経費であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、次のページをご覧くださいと思いますが、233ページの一番上になります。

細節8、北京オリンピック出場選手壮行会実行委員会補助金は、女子陸上100メートルの福島千里選手と、マウンテンバイクの山本幸平選手の壮行会実行委員会に対し補助したものであります。

4目青少年育成費は青少年問題協議会委員の報酬のほか、青少年相談員の謝礼、児童生徒健全育成団体への活動費補助などに要した経費であります。

5目町民会館費、本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要した経費であります。

平成20年度の利用者数は、町民会館が1万7,278名、札内福祉センターが2万5,578名となっております。

234ページをご覧ください。

6目郷土館費、本目は文化財審議委員5名の報酬とふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

7節賃金のうち、細節2、臨時職員賃金は、郷土文化研究員など2名分の賃金、細節4、嘱託職員賃金は生涯学習アドバイザーの賃金であります。

一番下の15節、工事請負費、細節2、歴史の散歩道看板設置工事は、町内の史跡など72カ所に加え、新たに追加指定した忠類地区、14カ所のうち、6カ所に歴史の散歩道の案内板を設置した経費であります。

236ページになります。

7目ナウマン象記念館管理費であります。

7節賃金は、臨時職員4名への賃金であります。

平成20年度は、ナウマン象記念館の開館20周年記念特別展などを開催し、年間利用者数は1万2,168名であります。

238ページになります。

8目スポーツセンター管理費、本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要した経費であります。

240ページをご覧ください。

18節備品購入費は、札内スポーツセンターにランニングマシン1台を更新したものであります。

9目図書館管理費であります。

7節賃金は、臨時司書5名と移動図書館車運転手1名、臨時職員1名の賃金であります。

11節需要費のうち、細節5、ふれあい子育て読書推進事業消耗品費は、マイファーストブックサポートとして6年目を向かえ、対象となる乳児219名の保護者に対し、メッセージを伝えながら絵本のプレゼントを行っているものであります。

242ページをご覧ください。

18節備品購入費は、本館及び各分館に、図書資料4,662冊と映像資料77点を購入したものであります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6、図書館事業委員活動費交付金は、町民文芸誌まくべつの発行に要した経費であります。

平成20年度末の蔵書冊数は、前年度より約4,100冊増加し、20万5,598冊、同じく貸出冊数は約7,200冊増加し、18万5,093冊で町民一人当たりの貸出数は6.8冊となっております。

最後に10目、百年記念ホール管理費、8節報償費は、忠類地区における各種講座講演会の講師謝礼であります。

13節委託料の細節2は、平成20年度から導入した指定管理者制度にかかわる百年記念ホールの管理委託料であります。

同ホールでは、指定管理者による各種講座や、ホール事業などが行われ、平成20年度の利用者数は、10万6,299人で、前年度に比較して599人、0.6%の増となっております。

同じく委託料の細節6は、舞台機器等の操作委託料であります。平成21度からは指定管理業務に移行しております。

15節工事請負費は、懸案でありました講堂のエアコン設置と、ホール後方客席用の音響補助スピーカの設置に要した経費であります。

以上、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたけれども、質問の方の確認をいたします。

挙手をお願いします。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度とし、散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思っております。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

（16：52 散会）

平成20年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成21年9月17日 開会 10時00分 散会 17時19分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出席者

① 委員 (15名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春
11 中野敏勝	12 乾 邦廣	13	14	15
16 大野和政	17 杉坂達男	18	19 千葉幹雄	

② 委員長 中野敏勝

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一	教 育 長 金子隆司
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 助川順一
会計管理者 菅 好弘	教 育 部 長 米川伸宣
総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志	企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄	忠類総合支所長 古川耕一
札 内 支 所 長 久保雅昭	企 画 室 参 事 長谷 繁
地 域 振 興 課 長 佐藤和良	総 務 課 長 田村修一
税 務 課 長 姉崎二三男	糠 内 出 張 所 長 所 拓行
学 校 教 育 課 長 伊藤博明	生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博	保 健 課 長 羽磨知成
保 健 福 祉 課 長 原田雅則	町 民 課 長 川瀬俊彦
経 済 建 設 課 長 細澤正典	水 道 課 長 田中光夫

ほか、関係主幹、関係係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 欠 席 者 13 芳滝 仁

5 審査事件 平成20年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 中野 敏勝

議 事 の 経 過

(平成21年9月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（中野敏勝） それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開催いたします。

はじめに、芳滝議員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、10款教育費について説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。

今日も気温がちょっと高いようですので、暑い方は上着を取って始めていききたいと思いますので、それでは質疑を受けます。

斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 何点かご質問をいたしたいと思いますが、その1点目、210ページから211ページに掛けての教育財産費、アスベスト分析委託料うんぬんというところがござりますが、私は、学校関係については、アスベストの方はもう解決済みかというふうに理解をしていたのですが、ちょっともう少し詳しく説明をいただきたいなとこんなふうに思います。

その2点目であります。

216ページから217ページ学校管理費、これは小学校、中学校共に関わるかというふうに思います。

従いまして、220ページから221ページの学校管理費のところ、学校事務補助職員の配置基準がどのようになっているか、お尋ねをしたいというふうに思います。

その3点目ですが、218ページから219ページに掛けての学校図書に関わって、これ更新も含めての予算付けがされていて、その充足率どういった状況になっているか3点目お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、さらに進んで232ページから233ページ子ども会の育成補助金、町内にどれくらいの子ども会があり、そこに対してそれぞれどのような配分がなされているのか詳しく教えていただきたいと思えます。

以上よろしく願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 斉藤委員のご質問にお答えいたします。

はじめに、アスベスト分析委託料であります。

確かに平成17年にアスベストが問題になった際に、当時は13校ございましたが、13校全ての校舎・屋体を目視で調べた結果、その中で糠内小学校、古舞小学校、札内中学校について、さらに詳しくということで、分析調査を実施いたしております。

その結果を受けまして、札内中学校の音楽室につきましては、除去工事を行っております。

昨年、石綿の6種類、細かく申し上げますと、クリソタイト、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトと6種類があるわけですが、前段の3種類につきましては、これまで可能性が高いということから、調査の対象とされておりましたが、後段の3種類について当初は、国から調査の対象から除かれておりましたが、近年それを使った建物が散見されるということから再度調査をなささいということが、通知を受けました。

昨年9月にこれに関しまして、補正予算を計上させていただきましたが、糠内小学校、それから古舞小学校、忠類小学校、忠類中学校の可能性のあるところを調べましたが、一切検出はされておりました。

次に二つ目、学校事務補助職員の配置基準であります。配置基準と言いましようか、実際上平成20年度はどのように配置をしたかということですが、平成20年度につきましては、道費による事務職員の配置が無かった古舞小学校、駒島小学校、明倫小学校これらにつきまして、古舞小学校と明倫小学校の2校で1人、それから駒島小学校に1人、あとは幕別、札内の市街地校の中で、隣接をしている幕小、幕中、白人、東中、南小、札中の6校に3人、これは昨年と変わりありません。

そのように配置をしております。

次に、学校図書の充足率であります。平成20年度から小学校と中学校の配分を小学校に高めに配置をしましたので、今年の3月末現在で小学校トータルで65.7%、中学校では83.2%、小中合わせまして72.5%の状況であります。

以上であります。

○委員長（中野敏勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 子ども会育成連絡協議会の関係についてお答えいたします。

子ども会育成連絡協議会は、公区を基本的に単位団体という形にしております。

それで現在61団体、子どもの数にしますと1,504名、育成者の数ですが374名、合わせまして1,897名の人数で構成されています。

それぞれ札内支部、幕別支部、忠類支部、このような3つの支部に分かれて活動を続けておりまして、また全体をまとめました子ども会の育成連絡協議会という形の事業も展開しております。

補助金の方だったのですけれども、それぞれ幕別支部の方には、今配分のことについては、今ちょっと調べておりますのですいません。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 1点目のアスベストに関してはよく分かりました。

確か私の理解では、学校関係は無いと、安全、安心と思っていたわけですがけれども、後ほど国の基準が変わったということでのということに理解をいたしました。

その2点目でありますけれども、いわゆる学校事務補助職員についてであります、依然としてこの兼務が改善されていない。

私は、例えばここで言うところの古舞小学校とか、明倫小学校だとか、いわゆる正規の道での事務職員配置の基準から漏れる学校について、例えば兼務でも町費としてこのあれしたというなら学校規模からいってもそれなりに理解ができる場所ではありますが、しかし、町場の学校がとりわけ中心校、連絡学校と言われる学校の事務職員、いわゆる補助職員が兼務をしているというのは、どうしても理解ができない。

予算というのは、基本的には私は現場の状況に応じて配分されていかなければならないものというふうに思っております。

そういう観点で言うと、ご案内のとおり、学習指導要領が前倒し実施という形になって、小学校も、中学校も登校日数が変わらなくても、事実上2時間なり、3時間なりの現場では非常に時間数が足りないという中で、先生方は頑張っておられる。

そういう実態を踏まえたときに、子どもたちと合わせて、子どもたちとできるだけ放課後でも先生方が一緒に共に住む、こういう上で非常に今強く求められているこういう大事な時期に、兼務で済むという根拠がどうしても私には理解ができない。

そういったところから言えば、ぜひ、もう少し現場の実態を踏まえながら先生方の多忙化が前年度よりも進行しているということ踏まえた予算の編成なり執行がしかるべきではないか。

こんなふうに考えておりますので、ぜひ今後十分考えていただきたいなどおもっているのですが、何かお考えがあれば、またお聞かせをいただきたいと、こんなふうに思います。

それから学校図書充足率であります、これおそらく全国規模からはるかに超えて、うちは水準は高くなっているのかなというふうに思います。

いつか一般質問の中で私があれしたときからみても、大きくその執行率が高くなっているのかなというふうに思っております、高く評価をしたいなとこんなふうに思っております。

子どもたちの言語活動の充実という観点からも、さらには生徒指導上での観点、いわゆる、いじめだとかうんぬんという言われるところでも、非常に読書活動の充実というのは、大きな教育効果をもたらす、こんなふうにいわれているところでありまして、そのために、交付税のなかで先ほども申し上げましたとおり、更新を含めて予算付けがされているというふうに理解をしておりますので、ぜひ限りなく100%に近づける努力をしていただければなというところでもあります。

それから最後のところですが、子ども会の育成補助金であります、公区ごとというので、61団体、1,500うんぬんということで、あれしておりますが、少子化が進んでいる中で、いわゆる年齢を超えた交わりが非常に少なくなっていて、社会性だとか、学校だけではなかなか培えないというところでは、社会教育が果たす役割というのは非常に大きいだろう。

とりわけ、こういう子ども会のこういう活動というのは、放課後の活動の中でも、土・日の有効活用という中でも大事だというふうに思っております、それにしてもいささか金額的に少ないのかなという気がしないでもありませんが、このあたりについてのお考えを再度お聞かせいただければというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） はじめの事務職員の兼務の問題であります。

私どもは、20年度の予算要求にあたりまして、この年から20年から新しい学習指導要領の移行期に控えて、学校は多忙化すると当然認識しておりました。

そういうことから、まず一つには現在も配置しておりますけれども、事務局の中に学校教育推進委員をぜひとも復活という言葉は適当ではないかもしれませんが、配置したいというのがありました。

それから、一方で特別支援教育に関わりまして、やはり学校からの要望は、子どもに関わる生徒の数を一人でも多く確保したいということから、特別支援教育支援員の増員の要望というのが多数ありました。

結果的に、平成19年度では、それまでは19年は、ゆとりいきいきパートナー事業で配置、それから特別支援教育のコーディネーターということで配置をしておりましたが、19年で予算額で約1,650万でありましたが、平成20年には特別支援教育支援員を9人、それまでの臨時職員5人から9人に配置をさせていただきました結果、約2,500万ということから、1.5倍の賃金総額になっております。

そういう状況の中であって、結果的にこれは言い訳にはなりますが、学校とのご理解をいただいた中で、こちらを優先をさせていただいたという結果でございます。

それは20年度の予算に関してということであります。

それと図書充足率につきましては、今後とも財政当局と協議を進めながら、現行の小学校400万、中学校190万ですが、これらを予算措置をしていけば数年は掛かりますけれども、一方で当然20年度におきましても、かなりの数、除籍処分といいます図書では、されておりますので、思ったほど買ってはいるのですけれども、除籍をしておりますので、充足率我々の見込みよりは上がっておりませんが、このまま努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 先ほど、お答出来ませんでした補助金のそれぞれの配布割合のことなのですが、幕別支部に22万、札内支部に32万、そして忠類支部に20万、そして残り10万は本部の経費という形で、都合84万という形になっております。

それで金額的に少ないのではないかという斉藤議員さんのお話でありますけれども、多ければ多いという形もあるでしょうけれども、今現在この金額の中で、子ども会頑張っ活動が続けております。

もし、新たに新規な事業を展開したり、そのような形があれば新たな補助金の道なり、創意工夫をして考えたり、また場合によっては町長部局に要請していきたいとそうように考えているものであります。

○委員長（中野敏勝） 斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 特別支援教育のいわゆる充実を図るためにということでの支援員の現場での要請が高かったと、そここのところは私も十分理解しておりまして、人数が増やされているということもありません。

これは、財政的な側面から言えば、それなりの特別支援教育に向けての予算付けが国からなされているのかなというふうにも理解しない訳ではありませんが、そここのところ私の認識が違っているのでしょうか。

その辺は、また少しお伺いをしたいなというふうに思います。

その特別支援教育に関わって言いますならば、実は、これは一番担当されている教育委員会がご存知かと思っておりますけれども、これもまた多忙化の原因になっているのです。

正規にきちんとあれているかということも含めて、膨大な事務量の報告が求められていますよね。このことに関わって。

それも月例も含めてでないかなこれ。

ということでの、幕別が不正をやっているという意味ではないですよ。

非常に他町村で、実は多忙化が進行化しているために、配置になっている先生を普通学級のところでうんぬんというところがあったりなんかして、非常に不適切な国の予算の執行ということも含めて、実は膨大な報告業務という事務量が求められている。

それも実は、現場の多忙化の一因にもなっている。

合わせて、これはあまり言うてはいけないのか、いずれなくなるようですけども、学力テストで北海道がご案内のとおり、必ずしもあれでない。

ということもあったりして、これまた時数確保という観点から非常に厳しい締め付けが行われている

と同時に、私は問題は教育の質だと思っているのですけれども、そんなことは別にして、時数確保が強く求められていて、これまた半端でない現場の先生方の事務量がそのことによって生じてきている。

そういう多忙化がどんどん進行する中で、私はある意味では町の施策としてそのところを付けていくぐらいの今日的な状況を踏まえたら、予算の執行があつてよろしいのではないかなと思っておりますので、ぜひ次年度改正に向けて、また教育委員会の頑張りを期待しておきたいものだなとこんなふうに思っております。

それから子ども会の育成補助金であります、これは活動の質と内容によって、当然予算というのは決まってくるのだというふうには、理解しております。

理解はしておりますが、61団体で、なおかつ今日的な先ほども言ったように、今日的なこの子ども会活動が持つ教育的価値、とりわけ学校外での活動の時間の有効活用うんぬんという視点から言えば、この辺りも厚くしてもいいのかな、こんなところを私は思っておりますし、そのための活動の充実に向けての、もちろん公区に下ろされてきている部分もありますから、そういったところの活動内容の充実も含めて、これは教育委員会がされる活動もあろうかと思っておりますので、そういったところも含めて内容の充実を図っていくことも予算と合わせて、先ほども言ったように、活動の質と量によって予算は決まるといふ観点からいけば、そんなところも検討していただければ、さらなる充実が図れるのではないかと。

活動面、予算面の充実が図れるのではないかとということをお私強く思っておりますので、これまたぜひご検討をいただければなど、こんなふうに、全部要望ばかりみたいになりましたけれども、私の質問を終わります。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

野原委員。

○7番（野原恵子） 218ページ学校管理費、7節賃金、心の相談、心の教室相談員賃金の項目に入ると思うのですが、この心の教室相談は、幕別に配置されていると伺っております。

また、特別支援教育の方は、札内の方だと伺っておりますが、その内容、どのような相談内容があるのか、またその内容の中には、インターネットですとか、携帯電話ですとか、そういう利用への指導もなされているのかお聞きしたいと思います。

それと、ここに関わる項目、決算の中には項目としては入っていないのですが、資料の100ページ、101ページに関わりまして、小・中学校のいじめの認知件数が、平成19年度と20年度と比較しますと、激減しております。

一方で、不登校の件数が増えております。

その対応についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 野原委員のご質問にお答えいたします。

1点目の心の教育相談員であります、心の教育相談員につきましては、主に幕別中学校と札内東中学校で活動していただいております。

昨年の相談件数につきましては、概ね、平成19年度も120件、平成20年度も118件、だいたい120件程度で相談件数はいただいております。

その中には、友人の問題ですとか、家庭の問題、あるいは進路の問題、部活の問題、学校関係、つまり学校の中で直接担任の先生には言いづらけれども、この心の教育相談員をワンクッションにして話をしているというようなケースもございます。

当然その中では、インターネット等の話題が出れば、基本的には何にでもお答をするという姿勢でしております。

二つ目のいじめの問題と不登校の問題であります。

これは大変深刻な、いじめの件数につきましては、おっしゃるとおり激減しておりますけれども、不登校の件数が増えております。

継続的に不登校になっている児童、生徒もおります。

これは現状では、先ほどの質問とも重なりますけれども、平成20年から学校教育推進員を配置しております。

基本的には、まず学校が定期的に不登校となっている児童、生徒には、たいていの場合週末が多いのです。

月曜日はどうしても、気持ちとして沈んでいるケースがありますから週末に先生が訪問をして来週の

行事予定をお渡しをするとかいうことを根気強く担任、あるいは校長、教頭がやっているところであり
ます。

また、場合によっては、どうしても学校との間で関係がこじれてしまうというケースもありますので、
そういう場合には、学校教育推進員と担当者私とかが一緒に家庭を訪問したりして、保護者の方々のご
理解をいただくということも行っております。

多くは、やはりその本人の何と言いましょうか、調査の項目で言いますと無気力ですとか、そういう
ものが理由として多く上がっている訳でありますけれども、中にはやはりその家庭の環境によって、ど
うしても夜寝る時間が遅くなってしまったり、食事が定期的になされないとか、そういうさまざまな福
祉的な要素も含んでおります。

ですので、そういった場合には、福祉関係職員の協力をいただきながら、対応しているところであり
ますが、まだまだ数字が示すとおり、十分な改善された状況とはなっていないという認識であります。
以上です。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） そうしますと、その心の教室相談員というのは、中学校を主に相談を受けていると
いうことで、幕中、札内東中、ほかの中学校の対応はどのようになっているのか。

また、小学校での対応はどうなっているのか、その点もお聞きしたいと思います。

それと今、児童、生徒からの相談を中心ということですが、今問題になっております、インターネット
ですとか、携帯ですとか、そういうところも管理という立場でなくて、生徒や子どもたち自らがそこ
をコントロールできる、そういう指導ということももちろん家庭もそうですが、学校でもそういう指導
というのを必要だと思いますが、そういうことに関しては、どういうところで対応しているのかお聞き
したいと思います。

また、そのいじめ、不登校の問題ですが、これは学校、家庭、地域、お互いに協力し合って手だてを
とっていかなければならないと思いますが、今のお話の中では、こういう子どもたちに対する対応が不
十分ではないかと思えます。

と言いますのは、その学校の先生、教頭先生とか、そういう方々の対応、また教育委員会の対応、こ
ういうことですが、実際にそういう子どもたちが対応できるような場所、そういうことも必要ではない
かと思えます。

それと同時に、家庭とどういふふうに関わって、このいじめの問題や、不登校を無くしていく方向に
進めていくのか、そういう対策も合わせて必要ではないかと思えますが、その点もお聞きしたいと思
います。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まず1点目のほかの中学校と小学校についての対応ということでありま
すが、これは2点目の質問とも重なってくるわけですが、幕別町では平成13年度から北海道教育委員会の
予算措置をいただいて、スクールカウンセラー事業というのを、これは町の予算は通りませんので、決
算上はどこにも出てまいりませんけれども、スクールカウンセラー事業で経験豊かな先生にスクールカ
ウンセラーとして週に2日勤務をいただいております。

主に中学校ということになる訳ですけれども、実際には、活動の拠点としまして、野原委員おっしゃ
られましたように、スマイルパークの中にあります、まっく・ざ・まっくという建物がありまして、そ
こで主に決められた曜日、火曜日とか金曜日とかですね、不登校の子どもを受け入れている実態があり
まして、実際には札内中学校を拠点に活動していただくということになっているのですけれども、実際
には、今や不登校の児童、生徒が増えてきておりますので、その子どもたちの学習指導や生活指導とい
うのをその週2日のときに行っているという状況であります。

それから携帯の指導であります、これは中学校でありますと技術家庭の中で、情報教育が行われて
おりまして、その中で当然情報モラル教育を推進している訳であります。

また、実際の学校の教育課程の編成については、当然これは学校ごとに校長が責任をもって行って
おりますが、学校によっては、民間の携帯会社の職員の方の出前講座みたいなものを活用したりして、携
帯電話の恐ろしさ、こういう本当に携帯電話一步先は世界とつながっているというようなことについて
もレクチャーをしてもらったりもしています。

ちなみに、毎年19年度から行われております学力学習状況調査の中で、学習状況調査というのがござ
いまして、その中に、これは小学校6年生と中学校3年生ですけれども、携帯電話で通話やメールをし
ていますかと、これは先般報道でもされましたように、この情報モラル教育が浸透してきたので、携帯

電話を持っている子どもの数が減ったのだという新聞記事をご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、町内におきましても携帯電話を持っているという小学校の6年生は、平成20年度が20.9%でありましたが、21年度は18.5%と下がっております。

また、中学校におきましても平成20年度は49.8%が持っているでありましたが、35.2%とちょっと下がったものですから学年によって多少傾向はあるのかなと思いますけれども、全体的に全国の流れと同様に携帯電話の所有率は下がったものととらえております。

以上でございます。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） それでは、まっく・ざ・まっくでその不登校の子どもたちに対応しているということでした。

火曜日と金曜日、まっく・ざ・まっくと札中で主に子どもたちの学習の指導なども行っているということでしたが、この中で参加されている不登校児は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

それと携帯電話のことですが、確かに使用されている携帯している方、持っている方は少なくなってきたという傾向ですが、こういう中で、そのきちっと管理して使用する、そういうことをこれから進めていかなければ、やはり子どもたちが年齢を重ねていくごとに使用する子どもたちも増えてくると思うのです。

そういうことを考えますと、低学年のうちからしっかりと管理して使うということを指導していくことが必要だと思います。

それも、保護者にもしっかりと対応していかなければならぬと思いますが、学校の中でもそういう対応をこれからきちっと進めていっていただきたいと思います。

その点お聞きいたします。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まっく・ざ・まっくの不登校の子どもに対する対応であります。まずはじめに、昨年まっく・ざ・まっくのスクールカウンセラーに相談に訪れた件数を申し上げますと、延べ328人です。

その内訳としましては、保護者は45人、児童、生徒が240人、教職員が43人、これは相談に訪れて、その内実際に相談した件数というのは、ほぼ8割方283人です。

その中でやはり圧倒的に相談内容が多かったのは、不登校が241件です。

延べ件数になりますけれども、ですから現状ではスクールカウンセラー週に2日な訳ですけれども、小学生、中学生、学校の先生もついてくるということもあります。その対応で常時何人かというのはちょっと申しわけありません。ちょっと押さえておりませんが、我々がたまに行ったときでも、複数名おります。

これはやっぱりその子、その子、元々学校に不登校になっている状況でありますから、約束しても必ず来るとは限りませんので、言ってみれば待ちの姿勢ということもありますが、やはりそうやって少しずつでもまっく・ざ・まっくに通えるようになれば、次保健室登校に入っていける。

段階的に持っていけるのかな。

しかしながら、絶対数が増えているということから、なかなか年間30日以上学校を休んだ子どもの数として不登校の数が公表される訳ですけれども、減っている状況にはないということでもあります。

以上であります。

申しわけありません。

携帯電話につきましては、昨年の暮れに文部科学省の通知を受けまして、幕別町教育委員会としても基本的な考え方、方針を各学校に示しております。

携帯電話は学校に不要なものであると、それを受けまして各学校におきまして、原則持ち込ませない、その原則と言って、その原則を外れるケースというのが学校によって、校長先生を含む教職員の考え方によって、例外の認め方に温度差は確かにありますが、基本的には持ち込ませない、原則持ち込ませないということでもあります。

しかしながら、野原委員もおっしゃられましたように、学校だけで携帯電話のトラブルは解消できるものではありません。

持っている子どもは、確かに減ってはきているとは言いながらも、これだけの子が持っている訳でありますので、やはり機会をとらえて保護者に対しても、様々な、我々の管轄で言いますと、参観日ですとか、それから保護者の研修会ですとか、そういう機会をとらえて、携帯電話のきちとした使い方

すね、これらについて根気よくご説明をしているところであります。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 相談件数、人数は定かではないと説明していただきましたが、このくらいの相談が多いというのは、非常にちょっと驚いているところであります。

そういうことでは、まっく・ざ・まっくだけでは、対応しきれなくなっているのではないかという現状も報告を受けて分かりました。

そういうことでは、不登校児に対する対応、これからほかの方法でも考えていかなければならないのではないかと思います。

学校でも対応しているとは思いますが、その対応、これだけ子どもたち不登校の子どもたちが増えてきているこの人数を見ますと、何だかの方法で対応、その学校でも、それからこういうところでも対応を各方向で考えていかなければならないと思うのですが、この方向性としては、これからどのように考えているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） いじめ、不登校の未然防止のためには、教職員が児童、生徒の小さなサインを見逃さないで、きちんと受け止めて対応していくことが大切であると考えております。

校内においても、情報を共有化することによりまして、しばらく様子を見るというのではなくて、家庭訪問などによりまして、根気よく子どもや保護者との接点を持つように心掛けているところであります。

今お話ありましたように、スクールカウンセラーそれから心の教室相談員、個別指導の活用と充実を図りながら、子どもの不安解消に努めているところでありますが、今後とも学校教育推進を通じて教職員と教育委員会の連携を図って、未然防止に努めてまいりたいと思います。

新たな方法ということでございますが、学校における取組みに加えまして、家庭や地域において、児童、生徒に基本的な生活習慣を確立させること、あるいは社会生活の規範意識を身につけさせることが重要でありますので、いじめ問題対策委員会の活用も図りながら、学校と家庭と地域が、これまで以上に連携協力できるような体制、整備に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） ページ数では218ページ、また218から222までということで、小学校、中学校両方に関わる教育振興の観点から2点伺いたいと思います。

一つは中学校の学区の選択制のことでお尋ねしたいと思います。

この資料の中で、札内北小学校に通っているお子さんが、中学校になられるときに、東中学校とそれから札内中学校それぞれを選択をして通学できるというふうにされてからしばらく経ったと思うのです。

まずは、こういう選択制をこれからもずっと続けていくのか、この20年度を実際に実施しまして、一定程度の傾向というのが出てきていると思うのです。

というのは、その子どもさんが選んでいる理由です、距離の問題なのか、友人関係なのか、学校の魅力なのか、いろいろあると思うのですが、そういうところなども分析されながら将来の方向を決めていくということになるのだろうかというふうに思っているのですけれども、まずその点伺いたいと思います。

それともう一つは、同じく教育振興の20の扶助費に関わってなのですが、就学援助、小学校、中学校両方のことでお尋ねします。

いずれも昨今の経済状況を反映いたしまして、19年度からくらべましたらかなりのポイントが上がっております。

小学校で20.2%、前年度比0.9ポイントプラスです。

それから中学校では21.2、3.3プラスということで、5人の内の一人以上はこの扶助の対象になっているということなのですが、ご説明いただいた中にもあったのですが、実は申請者はもっと多いということで、申請者は小学校で24.8、中学校では27ですね、実際は先ほどの数字になっています。

外れているお子さんというのは、小学校で79人、中学校で50人ということなのですが、これはうちの町は生保の1.3倍ということでやっていますので、その基準をなんらかの形でオーバーしていると言いますか、該当しなかったのだろうかというふうに思うのですけれども、その内容と申しますか

由ですね、伺いたいということと、それから扶助は扶助として、この対象の方にきちっと支給されているのですけれども、これ特にお金の掛かる修学旅行費などの該当は非常に少なくなっているのです。

この辺も、これも基準があってやっていると思うのですけれども、そういう生活実態から照らしてどういうことでこういうことになっているのか。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 中橋委員のご質問にお答えをいたします。

1点目の中学校の札内北小学校から進学する際の選択制の問題についてであります。

これは資料にありますとおり、平成13年度から実施をしております、当初は本来の指定校であります札内東中学校に進まれる生徒が多かったわけですけれども、この3年間、19年、20年、21年が約7割の方が札内中学校に進まれております。

これまでもお答えいたしましたけれども、札内中学校いわゆる60平米程度の普通の教室は12あります。ですから当初から1学年4学級まで対応できることになっております。

今回の札内中学校の大規模改造事業の中で、余り使用のないとか、ほとんど使われなくなっていた金工室、金工室の面積がかなり広くありましたので、ここ二つを普通教室と若干ちょっと小さいですけども、二つ確保しております、実際上はですから今14普通教室として使えます。

しかしながら、特別支援学級の生徒も当然おりますので、なかなかすべてを通常学級の生徒に充てるということは難しい訳ですけれども、現状今のまま、このままの割合でいったとしても札内中学校が現行の40人基準でいっているうちは、5学級になることはないというふうに推測をしておりますので、キャパシティの問題からいって対応できる、なおかつやはり子どもたちにとっては、これは大変申し訳ないとか、実態としては札内北学校の子どもたちだけが、自分の進める学校を選択できる。

これは札内北小学校の子どもに聞いても、これはととても得難い権利と言いましょか、結果的にですね、なっていると思います。

ですからこれを現状で、また地域でもって割るとかというのは難しいのではないかなという感じを持っております。

ですから施設的に対応可能な状況にあるということから、現状見直すとかという考え方は持っておりません。

しかしながら、しかしながらが多くて申し訳ありません。

札内地区におきましては、鉄道の地下のアンダーパスができましたことから、そこら辺りも含めて全体的に児童・生徒の配置の状況というものを見極めて、中で一定の検討は必要かなというふうには考えております。

これは将来的にということでもあります。

それから扶助費であります、認定外となられた方は、100%と言っても過言ではないと思いますけれども、所得水準が1.3倍を超える方、以上の方になります。

それから修学旅行は、要保護、準要保護は対象になった方につきましては、要保護は生活保護を受給されている世帯ですから、医療費と修学旅行費しか受給されませんが、それ以外の方には、学用品費ですとか、修学旅行費当然、修学旅行費を支給するか、支給しないかという基準はありません。

ですので、準要保護になった方で小学校6年生と、中学校3年生の児童・生徒には全員が対象となっておりますので、対象となっている方で温度差があるというような支給に差があるということはありません。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 得難い権利は、やはりなくしてはいけないのかなと思いつつも聞いていましたけれども、この学校の選択制の出発点というのは、そもそも札内東中学校と札内中学校、両方の学校に通っている子どもたちの距離的な問題、北小学校なのですけれども、目の前に札内中学校がありながら、学校としてはどうしても東中に行かなければならないのだというところから始まったはずなのです。

もっと言えば、札内の町というのはこう見ますと全体の中に小学校が三つあって、中学校が二つということで、この学校、東と西の両サイドに中学校がありまして、そして両サイドの近くにそれぞれ学校が一つずつと、真中北側に北小があると、こういう構図だったのです。

それで区域というのは、鉄道で切られていたはずなのです。

これがそもそも目の前にある学校に行けないという問題を生み出して、そこで学校の校区と言います

か区域を見直してはどうかという提案も実は私もさせていただいた経過がありました。

その提案というのはあくまでも義務教育でありますから、行きたい学校に行くというのも、それはもちろん大事なことのだけれども、一定程度の区域というのは、当たり前だろうという思いでしたのです。

そこで、ただ中学校に通う子どもさんが、目の前にある所に行けないというのは不合理だから、そこできちっと分けてほしいということだったのですけれども、当時国の選択制という動きもありまして、丁度そこにマッチして、そして拡大されてきて、実は今日まで続いてきているのではないかというふうに思うのです。

私は、これが受け入れる学校にも問題がないのだと、教室も十分補償されるし、いいのだということでもありますから、そういう状況が続いていくのであれば、一つはこのこと事態をその器の問題で見直す必要はないのだなという判断するのですが、ただ、幕別のたくさんある学校の中で、北小学校だけが選択制を取る訳ですから、ここはやはり全体の均衡という点を考えても、やはりこれは特殊なことですよ、一つにはね。

それともう一つ、その選択している理由が随分札中に多い訳です。

7割方そうです。

そうすると、これは距離からいって、同じ北小でも東中学校に近い子どもさんもいますよね。

西町のように札中の方に近い人もいる。

その距離的に当然近い方を選ばれているのではないかというふうに思うのですが、でも現実はどうなのか。

もし、それが例えば学校の魅力の違いであるとか、あるいは成績の問題、この成績というのは、学力・学業・それからスポーツや文化もそうなのですけれども、もし、そういうものに繋がっているのかというようなことになっていけば、教育を最終的に受ける結果として、いびつさを生じてはならないというふうに思うのです。

そうなってくると、一定程度の線引きというのが必要になってくるのではという、教育的観点からの考え方として思うわけですがそれでもいかがでしょうか。

それと、分かりました。

扶助費の方は分かりました。

受けている人たちのばらつきはないということでもありますから、もう一ついつも確認させていただいているのですが、年度初めの申請と、合わせて途中でいろんな経済状況のときには対応して下さっているというふうに聞いております。

それも実際に20年度もそのとおりだったのかどうか確認させていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 私先ほどの質問の中で、なぜ、こういう札内中学校を選ぶ子どもたちが増えているかという理由をご説明しませんでした。申しわけありませんでした。

子どもたち一人ひとりに聞いているわけではありませんけれども、校長、教頭なりからお聞きするなかで、やはり一番ウエイトが大きいのは部活であります。

札内中学校にはあるけれども、東中学校にはない。

それと、あともう一つは友人関係というふうにお聞きしております。

やはり同じ中学校に行って学びたいと、ですから、ある子が札内中学校へ行くよと言ったら、確かに中橋委員おっしゃられたように、全てを対象としているという実態から、暁町からでも、暁町ではなく、失礼しました、申しわけありません。

本当に遠いところからでも、自転車で札中に通っているというケースはあります。

確かに当初は、交通安全上の配慮と、それから遠距離通学の緩和ということから、始まったわけですが、その際に札内北小学校の内のこの部分ですよというエリア指定というものが、なかなか難しいということから、結果的には全員を対象として実施をしております。

です、この制度を残したままで、新たに来年からとか再来年から対象となるのは、西町の子どもだけです、とかと行うのは現実的にはかなり難しいなという感じはしております。

一方で、中橋委員が心配されますように、もし100対0になったときに、東中学校の経営が成り立つのかという心配もあります。

東中学校は、元々白人小学校の子どもたちがそのまま進学してきますので、そこで一定程度の人数は今のところも当然として、受け入れる人数としてありますけれども、7：3がもっとも偏った場合には、確かに札中と東中の均衡ある発展と言ったらあれですけれども、札内における関係というのが、

あまりにも札内中学が巨大になってしまうという懸念はありますが、これは通学区域の弾力化というのは、国の大きな流れでもありまして、それをその考え方にのって幕別町教育委員会として実施に踏み切った訳でありますので、今後の状況等々を見ながら、そこらへんは教育委員会としては見定めていくということになるのかなと思います。

それと就学援助につきましては、年度途中で申請をいただいた場合には、認定になった場合には、翌月から対象となっております。

その場合には、学用品費等につきましても月割で支給をしております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 私は、この選択制というのをあくまでも試行的期間としてやっているのだなというふうな思いでございました。

でも、ここ平成13年からすでに20年で、まるまる8年経ちまして、今後もそういう方向でいくということであれば、これは試行ではなくて、国のいわゆる通学区域の弾力化という施策をそのまま取り入れてやっていくということになってくるのだらうというふうに思うのです。

今のお話ですと。

そうすると、ほかの学校の区域はどうなのだとということにも、当然考えられます。

北小の子どもたちだけに選択する、学校を選べるというようなことが保障されていて、ほかはないわけですから。

それで、私、自分としては、選択性が必ずしもいいとは思っていないのです。

というのは、国が進めている区域の弾力化という、都心部が多いのですけれども、すでに学校間の格差というのがガーンと、ご承知だと思うのですが、東京の都内のど真ん中にほとんど子どもが集まらない学校、そして人気の学校には何倍にも集中するというのは、現実に生まれている。

そこを、どこにそういう差が生まれる要因があるかということ、学力が多いというふうに聞いています。

つまり、小学校、中学校のうちから学力の高いところを望むというような傾向で、親が走って行くというような、それが許され、許されていると言いますか認められているということなのですが、私は義務教育というのは、やはりどんな状況の子どもたちもその地域の中で、一つの教育集团というのが、設定される中でつくられていって、そこでいろんな学力の子、いろんなスポーツの不得意な子、得意な子、そして学校の部活もそれに通じてくるのですけれども、そういう人たちがその一つひとつが区域の中で一つの集団エリアとして築かれていって、その中で学び合って自分に無い物をやはり身に付けていくとか、そういう学力あるいはスポーツなんかで行って、ここは優秀だというようなことで、定められるのではなくて、そういった自然な姿で形成されていくというのが、将来的な子どもの成長にとって大事な部分ではないかというふうに思うのです。

ですからそういうことも考えて、うちの学校は、中学校は、その幕中、それから糠内というふうにあります、特にこういう問題になっているのは札中、東中だけだと思うのですけれども、全体を考えたその方針というのは、やはりきちっと決めていかなければならにだらうと思います。

それで、これは試験的なものなのか、それとも将来もこのままいこうとしているのか、その辺をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） お話のありました選択性を見直しについて、公教育からの観点からも一定の線引きが必要ではないかというご意見でございます。

今お話のありました試行なのかどうなのかということでございますが、当面今の形のままで進めてまいりたいと思っておりますが、今後は学校運営協議会、並びに関係者の皆様方からもご意見を伺いながら、今後の児童数の推移等も勘案して、望ましい方向性については、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 分かりました。

もう一つ関連なのですが、小学校の通学区域で、南小学校の校下の中で、新しくできました北栄町、この子どもたちが同じく選択制という形で、北小学校、南小学校それぞれ選んで通っておられます。

この資料によりますと、南小学校の方がずっと多くなっているのですけれども、これについても将来ともこういう形でいこうと思っておられるのか、と言いますのは、ここの数字では、13名の方が通っているということです。

それぞれ通学路ですとか、それから通学路には、あそこは踏切等もありまして、交通安全指導員の配置の問題ですとか、もしそういうことを固定化していくのであれば、当然安全対策など講じなければならぬ面があるけれども、現実にはそれをされていませんよね。

そういう問題も含めて、これも試験的なものなのか、どのようにしようと考えてられるのか伺いたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 今お話のありました、北栄町を中心としました、北小、南小の関係であります。ご承知のように北栄町まだ住宅が十分に張り付いていないという状況もございますので、その辺の状況を見ながら先ほども申し上げましたように、ともかくこのままでいきますが、そういった推移も見ながら、安全、交通安全の面もそれから距離の問題とか、総合的に考えながら、同じく望ましい方向性については、今後検討させていただきたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） きちっと基準と言いますか、距離の問題ですとか、それから安全性の面ですとか、そういったポイントとなるものをきちっと示されて、そして誰が見ても納得いくような区域にしていく、校区にしていくということが、大事だと思います。

それで当面なのですが、今、安全に対する対応という点では、踏切のところには、ボランティア的に児童民生委員の方が立ってくださって、そして子どもの安全を確保してくださっているのです。

非常にありがたいことだと思うのですが、これも長期になればそれで済むということではないというふうに思うのです。

ですからそういうことも考えて一定のいつまでもということではなくて、あれ全部張り付くと言ったら相当かかると思いますから、一定のところできちっとその見通しを立てて対策を講ずる、手だてを取るということが必要ではないでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に東中、札中の関係での、自由選択制に関わる教育的な観点から考えたところのこの見解については、これは古い話ですけれども、あそこの北小校下をどのようにするかは、線引きを持って分けるという基本姿勢で教育委員会としては、向かっていったと。

ですが、どうしても友人関係あるいは部活の関係等々で調整がつかなかった、4年から5年くらい掛けて、あの地域とはご相談を申し上げたという経過があります。

そういう中で、国が選択制を奨励しているという観点ではなくて、現実的な問題としてそうせざるをえなかった、これが実態であります。

そういうことですから、何かその学力の問題があったり等々をもくろんで選択制を選択したものではないということだけのご理解をいただきたいと思います。

当時東中学校も、増改築をやりました。

北小学校校下となった、東中は、北小校下、白人小校下、これは分離したときにそういうことですから、器が実は足りなくなってきました。

それで東中の増築工事、これが完了いたしましたことから、器的にいても東中に全部行っても札中に行ってもという環境が整ったということもありまして、苦肉の策として選択制、世間で言われている東京方面で言われているような選択制とイメージが違うということはご理解いただきたいなというふうに思います。

それから南小校下につきましても、部長がお答えしましたように、まだ全部張り付いていないという状況で、あの宅地がさらなる方々に求めていただきたいというような観点から、組合からの要望がありました。

どちらの学校にというお話です。

これは距離的な問題からいって、南小が極めて近いのでありますが、現在、北小校下になっていますから、それらの整合性と図ることと、それから順次張り付いていくだろうと。

将来は、南小というイメージを持ちながらも、持ちながらも一辺にそれをするにはできない。

その時期については、張り付き状況も考慮しながら、検討していかなければならないと申し上げたとおりであります。

それから、それにあたっては、児童・生徒健全育成等々からのいわゆる交通指導員の関係、防犯等の関係。

防犯等はすぐ、実施をさせていただきましたが、指導員については、なるほど踏切のところは必要で

あります。

であります、全体指導員の配置人数からいっても、非常に厳しいと、少人数であるというようなことがあって、定置化されておりません。

おりませんが、今、民生委員さんというお話もありましたけれども、幕別町教育委員会においては、地域支援本部事業と、いわゆるボランティア活用事業というような形で、あちらこちら見回隊だとか、指導員と言いますか、指導員でありませぬけれども地域のお年寄りが出て、ボランティア活動をしていただいております。

そんなことで今、協力をいただいているところでありますが、方向性が決まり、それだけの人数になりましたらば、当然全体の中の配置計画を見直すということもお願いしながら、配置について検討していかねばならない。

そんなふうに認識をいたしております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 1点お尋ねいたします。

241ページ、9項図書館管理費の11節需用費、細節5番ふれあい子育て読書推進事業消耗品費について、お尋ねいたします。

これは読み聞かせをもって、確か親子のふれあいの時間を持たせるような主旨でこの事業がスタートしたというふうに思いますけれども、我が家でもこの事業については、お世話になりました。

その後も周りのお父さん、お母さんを聞いても、何回か図書館の方に子どもさんと一緒に足を向けているということなのですけれども、これをする事によって、また再び図書館の方に訪れてくれるリピーターと言いましょか、再来館するような比率というのはどれくらいになりますでしょうか。

だいたいのところでもかまいませんので、お聞かせください。

○委員長（中野敏勝） 図書係長。

○図書係長（細川健二郎） 今、堀川議員よりマイファーストサポートの関係です。

ご質問ということですが、基本理念を申しますと、全ての赤ちゃんと保護者に対しての、保護者に絵本と触れ合う機会を設けるといのが基本的な理念になっております。

その数字、比率の方の関係なのですけれども、実質ですね、平成20年度ですね、絵本の貸出冊数なのですけれども、これは3万6,621冊貸出冊数がございます。

貸出回転率で言いますと、平均1.8冊ですか、絵本を借りられております。

現実に、年々図書館の方に親子ずれですか、お母さんとお父さんとそれと赤ちゃんですね、一緒に3人でみえて、本を図書館の中で絵本を読んだりとか、遊んだりとかそういう傾向が年々増えてきております。

実質的な比率ということなのですけれども、一応冊数ですね、2,000冊、3,000冊というふうに少しずつ右肩上がり、絵本冊数については伸びております。

数字的にはちょっと、今申し上げたとおり、だいたい2,000冊から3,000冊、少しずつではありますけれども、そういうマイファーストの事業の効果というのでしょうか、それが少しずつ表れてきているのが図書館の現状です。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 図書館行政ご苦労さまです。

冊数から推察すると、伸びてきているということでしたので、また再び、三度訪れて絵本の方は借りていただいているのかなというふうにも推察されます。

昨日、部長からの説明ですと、この平成20年度でこの事業については6年目ということをおっしゃっていましたが、このタイミングでといいますか、もう一度こういう本というものを間に挟んだ親子のふれあいができないものかというふうに考えております。

仮に、名前を付けるとすれば、マイセカンドブックと言いましょか、ファーストから2冊目、3冊目となるのでしょうか、ぜひ就学前やその辺のタイミングを見計らって、もう一度その本を介在にしたふれあいなり、図書館への足を運んでもらえるような工夫ができないかどうか。

これらについて、今後実施できないかどうか、考え方をお聞かせください。

○委員長（中野敏勝） 教育部長。

○教育部長(米川伸宣) 読書活動の推進についてであります。日頃から特色のある活動ということで、成人を対象としたスワーディ活動ですね、物づくりや講演会、それから幼児・児童を対象といたしました人形劇の公演とか、夏休み、冬休みのお楽しみ会、それからお話にありましたように、母親と乳児を対象としたマイファーストブックサポートなど実施しております。

また多くのボランティアの活動のご協力などもいただいているところであります。

そういった中で、現在幕別町子ども読書推進計画というのがございますが、これが平成22年度をもって終了いたします。

そこで23年度以降、第二次推進計画と申しますか、この策定に向けましてこの秋口、年内を目標にアンケート調査の実施を予定しているところでございます。

日頃図書館を利用いただく町民の方、あるいは学校単位、児童、生徒等を対象として考えております。

そういった中で、今お話のありました親の子ふれあい、関わり合いを持ったマイファーストブックからマイセカンドブックへ向けた展開についても、皆様方からご意見をいただきながら、ぜひ前向きに充実した方策がありますように今後考えていきたいと思っております。

○委員長(中野敏勝) ほかに。

10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。この際、11時20分まで休憩をいたします。

(11:08 休憩)

(11:20 再開)

○委員長(中野敏勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

244ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、予算現額27億3,651万6,000円に対しまして、支出済み額27億3,467万5,982円であります。

1目元金は、借入しました起債の償還元金であります。

2目利子は、借入いたしました起債の償還の利子、及び一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの1件20億円の借入実行に係る利子であります。

3目公債諸費は、起債償還にかかわる支払い手数料であります。

次ページをお開きください。

12款職員費につきまして、ご説明を申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額20億5,277万円に対しまして、支出済額20億4,657万4,327円あります。

また繰越明許費は、282万8,000円あります。

1目職員給与費では、特別職を含め、227人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

なお、繰越明許につきましては、定額給付金等の事務に関わる職員の時間外手当分であります。

次のページをご覧ください。

13款予備費につきまして、ご説明いたします。

13款予備費、1項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(中野敏勝) 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8番(増田武夫) 1点職員費の項で1点お伺いしたいと思います。

この間、国の方針も受けて行政改革を進めてきたところであります。

そうした中で、職員のいろいろな健康管理を含めまして、職員のいかに健康で、住民としっかりと対応できるような、そういう体制で進んでいくかということが、大きな課題だというふうに思います。

そこで、247ページにあります、まず時間外手当の関係でお聞きしたいと思いますが、予算は5,600万でありましたけれども、時間外手当が6,700万。

この6,700万は昨年とほとんど変わってはいない訳ですけども、この時間外手当の実態です。

それをまずお聞かせ願いたいのですが、時間外手当はきちんと実働時間で支払われているのか、それとも例えば1日3時間であるとか、そういう制限の元に支払われているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 時間外手当の実態、実働時間で支払われているかということでございます。実働時間で支払っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） きちんと管理されて、4時間やったら4時間きちっと払っているということですね。

そういうことを前提にお聞きする訳でありますけれども、町の幕別町定員適正化計画というのが昭和19年から22年までの計画が立てられている訳でありまして、現在の職員数についてもこの適正化計画とほとんど同じ数を守ってきているようであります。

そうした点で平成20年度、その数だというふうに思いますけれども、いろいろ職員のお話だとか、いろいろ聞いてみますと人員が確実に減らされてきていることによって、非常に労働が強化といいますか、残業を常時せざるをえないようなそういう状況も出てきているやに聞く訳ですけども、この計画によりますと、平成23年には、一般行政、特別行政、公営企業等も含めて、246人まで減らしていくと。

現状258人ですので、23年度までにさらに10数名、12人程減るということになる訳でありますけれども。

やはりこうした計画というものは、どれくらい減らしていったらいいかというのは、現状職員がどういう状況で働いているのかということも勘案しながら、また国のいろいろな施策によって、例えば介護保険制度ができればそこがうんと仕事が増えるだとか、そういう変化していくものだというふうに思いますので、そうした実情をきちんと把握しながら進めていくべきものだと思いますけれども、しかしながら今までのやり方は、この計画に沿って確実に減らしていくという、そういうやり方に見えるわけですけども、その辺の職員配置については、どういう方針で行っているのかをまずお聞きしたいというふうに思います。

そうしたことと同時に、職員の健康管理の面で、それは体そのものが病んで休まざるをえない人。

心が病んで休む結果になる人等も含めて、最近のそうした職員の病欠などの現状についてもお聞きしたいというふうに思います。

○総務部長（増子一馬） まず職員の適正化計画に基づく職員数の関係になろうかと思いますが、増田委員おっしゃられますように、町といたしましては基本的に合併して以後、職員の適正化計画を策定をしまして、基本的にはそれを目標に人員配置を考えていくというスタンスはとっております。

合併協議の際に、職員の補充、合併した当座は、当然2町村が合併しまして一つの町になった際に、職員数が多かろうと、こういうようなお話がございまして、その後は退職者に対して4割の補充に留めた中に人件費の削減等についても当然考え合わせたくうえで、職員の配置をしていく必要があると。

こういう合併協議がなされておりました。

そういうことも1点ある。

そして、その後合併した後、適正化計画を策定いたしまして、うちの町の人口規模、あるいは町の状況からいって、どの程度の職員の配置が必要なのだろうということから、適正化計画を策定をして、それを目標に進めてきているという現状になってございます。

今現在では、概ね250名、幕別本町地区、それから忠類総合支所、合わせて概ね250名程度の職員数があるかと思いますが、これについても23年には246人ですか、目標としては当然掲げてはおりませんが、ただ、昨年平成20年の4月に町の行政組織、機構ですね、見直しをさせていただきました。

これの中身としましては、合併をして2年ほど経ちまして、そして当然適正化計画も視野に入れながら、ましてや合併協議のことも視野に入れながらうちの町の職員として何人必要だということを考える際に、行政組織どうあるべきだろうというようなことから、行政機構の組織、見直しを行ったところであります。

当然後20年に、行政組織をある程度大きく見直しをしまして、その際は子ども課の新設ですとか、あ

るいは逆に言えば車両センターを廃止して、土木課に一元管理するというような見直しをさせていただいて、当然その時代に合わせた、その時代に合った、職務に応じた組織に見直そうということも当然考え合わせてやったわけでありますけれども、ここまた1、2年、今の状況を見ていますと、やはり福祉関係業務が増えているというようなこともございます。

それとこの前一般質問で、堀川議員も臨時緊急的な業務が非常に多いという場合の体制についてもどうだと、こういうようなご指摘もいただいておりますけれども、その時々々の状況を見合わせながら組織、そして職員の配置、人数、職員数の確保、これについては考えていかざるをえないだろうというふうに私どもも思っておりますし。

ですから単純に、今原稿を作られております適正化計画、これは一つの目標でありますけれども、また21年、22年度と時が過ぎる中で状況が変わっていくものもございましょうし、そういうことも考え合わせた中で今後についての職員の定数と言いましょか、職員の配置数これについては検討してまいりたいというふうには思っております。

それから職員の健康管理のことでありますけれども。

職員の健康の関係につきましては、総務課長の方からご答弁をさせていただきます。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 職員の健康管理についてでございます。

まず初めに、病気休暇の関係、数字的なものをご報告いたします。

平成20年度につきましては、延べ16名の方が496日間病気休暇を取っております。

一人平均にいたしますと、31日ということで、内容的には整形外科的骨折ですとかそういうようなもの、内臓疾患、精神疾患、そういうようなものが主な内容となっております。

職員の健康管理につきましては、もちろん労働安全衛生法ですとか、地方公務員法に基づきまして、職員の健康診断を全員に対しまして毎年行っていることは当然でございます。

それと合わせまして、職員の衛生管理委員会というものを設けまして、その検診の内容ですとか、また職員の健康に関する相談等をこの委員会の中で行っております。

さらに、研修といたしまして、身体、体の方の健康の研修も平成18年度確か行っております。

その他メンタルヘルスに関する研修も何回か行っているところでございます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 16人が496日間の欠勤だということ。

これが多いか少ないかは、ちょっと検討してみないと分からないのですが、昨年も今年も時間外勤務手当が6,700万、こういう多額になっているわけです。

これはだいたい給料、職員手当も含めて5%くらいの額になるのではないかと、ちょっと計算したらそうなるのだと思うのですけれども、時間外をしなければならぬ、日常的に時間外をしなければならぬという状況は、やはりこれは改善していかなければならぬのだというふうに思うのです。

これだけの時間外手当が出てくるということは、やはり仕事の部署によっては日常的に時間外をせざるをえないような状況があるからこれだけの時間外手当が発生してくるのではないかと。

今年は、いろんな災害があったとか、いろんなことがあって、今年は特別時間外が多かったのだというそういう場合ももちろん出てくるでしょうけれども、しかしながら昨年も今年もこの時間が手当の額だということは、やはりそこで職員の配置に問題があるのではないかと。

やっぱりこれだけの時間が手当が発生するのであれば、やはりもっと適正配置をして、場合によっては職員も厚く配置して、時間外が出ないような形にもっていくこと。

そのことが職員の心の余裕も生むし、住民に対してもちゃんとした対応ができるということになってくるのだと思います。

昨日も町税の問題何か問題になりましたけれども、それも職員の気持ちに余裕があって、そしてちゃんとした住民との対応も、そういう状況の中でしていけば住民がこの幕別町の町に対する、役所に対する感情ももっと違ってくるのではないかと、そう思うのです。

だから毎年、毎年この時間外手当を全体の人件費の中の5%近くも使っていくということ。

この状況というものは、やはり無理をしてこの適正化計画の実施が行われているのではないかとというふうにも考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） まず初めに私の方から時間外に関する要因的なものをちょっとお話させていただきます。

平成19年度、平成20年度ほとんど同じような額の時間外手当が支出されているということでございますけれども、平成19年度は統一選挙ですとか、参議院選挙が多かったと。

選挙が多かったと。

選挙事務関係の部署、総務課が中心になっているのですけれども、総務課が多かったという実態がございます。

平成20年度につきましては、ご承知のとおり後期高齢者医療制度が導入されたと。

あるいは町の事務でございますけれども、次世代育成行動計画の見直し、子どもの権利条約の制定準備、あるいは保育所の指定管理の準備と、そういうような関係がございまして、民生部関係が多かったという実態がございます。

状态的に、一つの部署が忙しかったという状況ではございません。

そういった意味で先ほど総務部長の方でお話をさせていただきましたが、平成21年度には後期高齢者の関係で係を新設するとかというような機構改革、そういうようなものを常に必要な職務、忙しい職務があるところに対しましては、適正配置を進めるという立場で機構改革などにも、あたってきたという状況でございます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 適正配置、毎年毎年、今みたいな事態が出てまいりますので、そういう適正配置というのは、常に考えていってもらわないとならないというふうに思いますけれども、合併してから本町の方の職員については、非常に残業が増えたとか、そういうようなこともよく私の耳にもするわけがあります。

そうした点では、一方私も忠類総合支所などの仕事もきちんと残して、そして総合支所としての機能が今いる人員で十分に発揮できるような、その仕事をきちんと配分しながら、向こうの総合支所の機能もしっかりと発揮できるようにということは今までも言ってきたつもりなのですが、そうした点でやはりこちらの札内の支所の関係の住民なんかは表面的には、札内の支所にはごくわずかな人員しかいないのに、なぜ忠類はたくさん的人数を置かなければならないのだというようなことを直接言われることもある訳なのですけれども、しかしそれは合併協議の中で現在のよう形を良しとして、してきたわけなのですが、そういう状況の中で、こっちの本町の方の職員の残業がうんと増えるだとかという状況も考えると、やはり忠類総合支所の人員もきちんと十分な力が発揮されるようなそういう仕事配分ですとか、そういうものも考えながらやっていくべきだというふうに思うのです。

そういう点では、適正配置という点での再考も、もう一度すべきではないかというふうに思うのです。

やはり職員の健康管理という面でも16人の方々が、精神的な病気も含めて、これだけの日数を休まざるをえない。

そういう状況も、そうした仕事の量の関係ですとかそういうことも無関係ではないのではないかとこのように思うのです。

だからそういう意味から言えば、この時間外手当も毎年これだけ使うのを良しとしていくべきではないと思うのです。

これがやはり今言うような、特殊な状況だけの時間外手当であれば、これだけのものはおそらく発生してこないのではないかとこのように思うのです。

だからそういう意味で言えば、人員を定員適正化計画に基づいて、やはりそれを実行していくということに重きを置くのではなくて、やはり職員が余裕をもって日常的な仕事を行いながら住民との対応もそういう中でやっていくことが、特に重要だと思うのです。

私小さい村からこっちに来て一番驚いたのは、例えばお金、水道料が払えなくて水道まで止められるというような状況が生まれること自身が信じられない状況だったのです。

やはり向こうでは、職員一人ひとりがそれぞれの住民の状況というものをよく分かるというような関係にあったのですけれども、なかなかこういう規模になると、住民と職員との関係というものが忠類のときのような関係になりにくいと言いますか、そういうことを考えますとやはり職員数も、職員が余裕をもって日常の精神的な余裕をもって、日常の業務をこなしていくことが、町民との関係でもよりいい関係にしていく前提になっていくのではないかとこのように思うのです。

だからそういう点では、なかなか職員と住民との関係が、ギスギスした関係にこうならざるをえないような勤務状態になっているのではないかとこのことが非常に心配される訳なのですけれども、その辺についてはどうお答になりますか。

○委員長（中野敏勝） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 増田議員もいろんな面でご心配をさせていただいているのだなというふうには思っております。

先ほど申し上げましたように、合併をして合併協議の中で一定程度の職員数については、目安についてこういうふうにしましょうと、そういう決めごともある。

そして新しい町になって、新しい行政事情が出てきたときにどういうふうにしましょうと、いうような状況の中で、我々も職員数が一体うちの町の約2万7,500人の町として、どの程度の職員数が本当に必要なのかということもいろいろ研究はしておりますけれども、時間外が多いということについては、確かにこれ私もとりあえず近くで見ると、税務課、総務課の職員が私直接近いものですから、見ている中では、やはりどうしても一時的に臨時的に残業しなければ間に合わないという仕事はもちろんある訳であります。

ただ、今私どもで各部署の皆さんにお願いをしているのは、まずは同じ課、あるいは同じ係で職員同士の連携というのでしょうか、協力というのでしょうか、一人ひとりそれぞれ担当する職務を持っているわけですが、同じ課の中でもある係がこの時期やはり忙しいとなった時には、ほかの係も応援して、そして職員一緒に掛かる負担、時間外の負担軽減を少なくするというので、まずはその課の単位の中で協力関係を見つけてくださいというお願いもさせていただいております。

それは課の中で難しいとなれば、当然今度は課の枠を超えて部の中で、他の部から職員を一時期応援してもらって、手伝ってもらって事務処理にあたるというようなこともやらせていただいております。

それと忠類総合支所と本町との関係でありますけれども、今私どもでも税の業務、賦課事務6月に納付書発布するまでの、いうなれば1月から5月までのかなりの事務量をこなすのに、一部は臨時職員さんをお願いをして手伝ってもらっていますけれども、忠類総合支所の税の担当の職員も一緒になって国保税のことから、固定資産税の賦課の業務から、一緒になって手伝ってやってもらう。

あるいは12月年末の際には、職員係の話を1例として申し上げますと、職員の給与関係の年末調整業務が行われるわけでありまして、これも一定期間までに給与の税金、給与から引かれる税金の計算をしますのでありますけれども、忠類総合支所の地域振興課の職員の方、一定程度こちらへ着ていただいて、そして一緒に仕事をやっていただいて、職員個々に係る負担を軽減させていただくような協力関係とらせていただいているわけです。

ですから、時間外がなるべく多くなって、職員が大変にならないような対応を、どういう形でやれるのかなということも、今言ったような例は一つの例でありますけれども、そのほかにもまだ何かいい方法があるのかもしれませんが、とりあえずそんなこともやらせていただきながら職員の負担軽減に努めさせていただいております。

それから増田議員さっきおっしゃられました忠類地区の職員は、札内支所との例で職員が多いのではないかというようなお話もされているというようなこともお話いただいたですけれども、私も公区長会議で、今年の公区長会議で同じような質問が公区長さんから出まして、お話をさせていただいたのですが、それは忠類地域は忠類地域で完結する業務というのはあるわけです。

ですからこれについては、当然忠類地域で副町長以下部長職である総合支所長、あとは課長職がいるわけですから、そういう忠類地域だけで完結する業務については、当然忠類地域で事務処理をやっていただいているのですとそういう説明もさせていただきました。

札内支所については、本当の窓口業務でありますので、そこで全て業務を完結して処理されて終わってしまうというようなものとは形態が違うのですというようなお話も、私もさせていただいておりますけれども、ただ今後いずれにしても、また福祉関係、特にさっき課長から話ができましたように、民生関係なんか業務が多い。

あるいは経済活性化対策の関係で技術部門の業務が一括多くなった場合の対応、いろんなことがあります。

ですからそういう中では、まず基本は課内、係内、部内です。ね協力体制を取りながら、まず職員の負担軽減をしていくということを前提に、あと今後については、合併して3年ほどになりますので、適正な職員数というのがどの程度必要なのか。

これについても、私どもの方としては計画の見直しも含めて、また検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 今言われたように向こうの総合支所で完結できる仕事をやはり増やすこと。

これはこの前ずっと言っていることなのですから、それをやはり増やしながらか、やはり向こうの職員もきちっと力を発揮していけるような体制自身をつくる必要があると思うのです。

やはり向こうの職員、合併して10何年後に27人までという、そういう合併時のこの約束と言いますか、それは地域の存亡の問題でもありますので、やはりそれはきちっと守っていただきたいというふうに思うのですけれども、そのためには、向こうで完結できる仕事をいかに増やしていくかということに腐心していただきたいなというふうに思うのです。

だからそのことも一つこちらの仕事を軽減していく一つの方策でないかというふうに思うことが一つ。

それから時間外勤務手当が6,700万、それから臨時、常雇いの臨時職員の賃金が4,300万、両方で1億以上の1億1,000万円くらいのお金になるわけです。

だからこれを考えると、やはりきちっと今の職員の定員が適正化どうかというものは、こういうところもしっかりと視野に入れて、こういうものがどんどん増えていくというような人事管理は適当でないのではない、そう思うのですけれどもそういう点も含めて職員が健康で、仕事ができ、しかもそのことが町民との関係がより良くなっていくように管理していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 増田議員がおっしゃられることは、私どもも十分よく理解はしております。

ただ反対にというわけではございませんけれども、ある意味行政の二重性あるいは無駄そういった部分のこともはぶいていかなければ効率的ではないという評価もあります。

そういったことを重ね合わせながら私ども当然仕事をしていかなければならない。

おっしゃられるとおり職員数を増やして、こなす仕事の量をすれば時間が減るのではないかというのがありますけれども、私どもは必ずしもそうではないというふうに思っております。

例えば、夜間にどうしても仕事をしなければならぬというケース、これは税務課で電話をするのですとか、これは夜間でないとできません。

あるいは土・日でないとできませんとか、そういったケースもありますし、日中は窓口はお客様の対応をしなければいけない場面がかなりあります。

そうするとどうしても事務的な処理のこと、その日中受け付けた分は、いきおい夜にまわさざるをえない。

それがたくさん職員がいればできるのかという、かならずしもそうでない場面もございます。

ですから、そういったことも含めて、あるいは私どもの町で職員定数という問題もございますから、その範囲の中で、どうやって効率的に仕事を進めていかなければならないか。

その辺十分に勘案をしながら進めてさせていただいているところでもあります。

ただ、時間外が多いということは決していいことだとは、私どもも思っておりませんので、その職員になるべく負担をかけずに、なおかつ効率的な仕事ができるようなそういった体制ですね、取れるようにこれからも肝に銘じながら仕事の方に進んでいきたいというふうに今思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

そのほか。

11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:58 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、お願いを申し上げます。

質問の要旨、説明員の方の答弁は、簡潔にお願いいたします。

それでは、歳出1款議会費から13款予備費までの審査がおわりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 13ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額12億9,365万5,853円に対しまして、収入済額12億356万1,892円であり
ます。

不納欠損額につきましては、119件で817万9,894円、収入未済額は、8,191万4,067円であります。

収納率にいたしまして、92.34%で、前年度と比較いたしますと、0.38ポイントの増であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は、10億6,130万2,735円で、前年度対比1,373万5,355円
の減となっております。

これは長引く景気低迷の影響による給与所得の減少が主な要因と考えられます。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は、1 億4,809万7,500円で、前年度に比較して655万9,100
円の減となっております。

法人数は前年より増えておりますが、依然として好転しない景気の状況により若干の減となっております。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率で98.06%で、前年度比
0.50ポイントの増。

また、法人につきましては、収納率99.62%で、前年比0.17ポイントの増となっております。

2 項固定資産税、調定額12億5,443万3,938円に対しまして、収入済額11億696万9,459円であり
ます。

不納欠損額が53件で、1,841万1,342円、収入未済額は1 億2,905万3,137円であり
ます。

収納率にいたしまして、88.01%、前年比0.05ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では、10億9,752万9,400円で、前年より802万2,300円の増と
なっております。

平成20年度は、札内北栄町などの宅地分譲により、個人住宅の新築件数が伸びたことから、前年度よ
りも若干増となっております。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと、98.21%で、前年対比0.34ポイントの増とな
っております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、調定額、収入済額とも同額の1,552万
200円で、前年対比270万8,600円の増となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が、国や道から交付される
ものであります。

3 項軽自動車税、調定額5,109万8,900円に対しまして、収入済額4,731万2,632円、不納欠損額は34件
分で16万1,100円、収入未済額は362万5,168円であり
ます。

なお、現年課税分の収納率は98.02%で、前年比0.60ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億5,813万9,609円に対しまして、収入済額も同額であり
ます。

前年比、調定額で636万695円の減であります。これは喫煙率の低下により減となったものと見込ま
れます。

5 項入湯税、調定額1,410万8,020円に対しまして、収入済額も同額であり
ます。

前年対比では、8万2,410円の減であります。宿泊利用客数は若干の増でありましたが、日帰り利用客
が約 1 万4,000人と大幅な減となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額450万7,780円に対しまして、収入済額はありませんでした。

不納欠損額は 1 件で、1 万2,100円、収入未済額は449万5,680円であり
ます。

この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わなくな
ったことから、現年課税分の調定額はなかったものであります。

次、17ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、調定額 2 億7,210万円に対しまして、収入済額も同額であ
ります。

前年度対比、金額で577万1,000円の減、率で2.1%の減であります。

2 項地方道路譲与税、調定額8,743万6,000円に対しまして、収入済額も同額であり
ます。

前年度対比、金額にしまして855万1,000円の減、率では8.9%の減であります。

次、19ページをお開きください。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、調定額1,259万4,000円に対しまして、同額の収入済額であり

ます。

前年度対比で金額にして77万2,000円の減、率で5.8%の減であります。

21ページになります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、調定額246万円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして464万9,000円の減、率で65.4%の減であります。

次、23ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、調定額179万5,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして200万5,000円の減、率では52.8%の減。

次、25ページになります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、調定額2億3,581万4,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして1,233万3,000円の減、率で5.0%の減であります。

次、27ページになります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、調定額3,050万9,556円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして140万5,908円の増、率で4.8%の増であります。

札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては、3万1,509人で、前年度と比較いたしまして1,074人の増、帯広国際ゴルフ場利用者数が年間3万9,661人で、こちらも2,505人の増と、利用者数の増が主な要因であります。

次の29ページになります。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額8,899万1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして2,220万9,000円の減、率で20.0%の減であります。

31ページになります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額20万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度対比、金額にして1,000円の減、率では0.5%の減であります。

33ページになります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額3,139万4,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして1,885万4,000円の増、率で150.4%の増であります。

これは平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補てんされているものであります。

2項特別交付金、調定額462万3,000円、同額収入済であります。

これは平成19年度から21年度までの間、特別に交付されるものであります。

3項地方税減収補てん臨時交付金、調定額506万6,000円、同額収入済であります。

これは平成18年度の税制改正により、住民税が減収になる分を補てんするものであります。

次、35ページになります。

11款地方交付税、1項地方交付税、調定額56億7,695万8,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成19年度との比較では、普通交付税では3,851万円、0.7%の減、特別交付税では1,600万5,000円、3.3%の増となったところであります。

次、37ページをお開きください。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、調定額654万9,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比75万5,000円の減、率で10.3%の減であります。

39ページになります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、調定額5,652万5,691円に対しまして、収入済額5,062万9,030円、収入未済額589万6,661円であります。

農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2項負担金、調定額1億3,690万5,884円に対しまして、収入済額1億701万4,589円、不納欠損額351万60円、収入未済額2,638万1,235円であります。

1目民生費負担金は、老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所保育料が主なものであります。

不納欠損は、保育料が29件であります。

次、41ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億6,304万8,939円に対しまして、収入済額2億5,080万7,238円、不納欠損額34万1,400円、収入未済額1,190万301円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所保育料、入牧料、公営住宅使用料が主なものであります。

不納欠損につきましては、2目の民生使用料の学童保育料で6件、6目土木使用料で次のページになりますが、4節公営住宅使用料で2件、7目教育使用料、2節幼稚園使用料で2件、また、収入未済額の主なものは公営住宅使用料及び学童保育料であります。

2項手数料、調定額9,263万8,930円に対しまして、同額収入済であります。

本項は、1目総務手数料の戸籍住民表や、諸証明にかかわる手数料、2目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、それから3目衛生手数料は、ゴミ処理手数料、次のページにまいりまして、4目土木手数料の建築確認関係手数料などが主なものであります。

次、47ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億5,908万9,560円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものでありますけれども、1目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者自立支援給付費、児童手当に係る負担金などであります。

2項国庫補助金、調定額4億7,999万8,600円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金では、合併推進体制整備費として戸籍電算化システム整備に伴う補助や、国の景気浮揚策と連動しての地域活性化などの補助金が主なものとなっております。

2目民生費補助金では、地域生活支援事業にかかわるものや、次世代育成支援対策にかかわるもの。

3目土木費補助金では、次のページになりますが、各種道路事業や公営住宅整備事業等にかかわる補助金。

4目教育費補助金におきましては、小学校費、中学校費の就学援助費や、幼稚園の就園奨励費にかかわる国庫補助金。

それから次のページになりますけれども、5節教育総務費補助金におきましては、小、中学校耐震診断にかかわる合併補助などが主なものであります。

3項国庫委託金、調定額820万7,763円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目の総務費委託金では、外国人登録事務。

2目の民生費委託金は基礎年金事務にかかわる委託金などが主なものであります。

次のページ、53ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、調定額2億6,650万6,399円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費負担金については、先ほど、国庫負担金で説明をいたしました負担金と同様で、国と道でそれぞれ負担割合に基づく道の負担分が主なものとなっております。

2目農林業費負担金につきましては、1節農業費負担金の農業委員会職員設置費にかかわる道負担金が主なものとなっております。

3目土木費負担金は、地籍調査事業に伴う道負担金であります。

次に、2項道補助金、調定額1億8,278万3,523円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金は、戸籍電算化事業に伴う道補助金。

2目民生費補助金は、老人クラブ運営などの各種福祉事業にかかわる道補助金であります。

次のページになりますが、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、地域子育て支援センター事業などにかかわる補助金が主なものであります。

3目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1節農業費補助金の細節5の中山間地域等直接支払事業が主なものとなっております。

次のページですが、2節畜産業費補助金は、細節4の畜産担い手育成総合整備事業道補助金など。

3節土地改良事業費は、細節1の道営土地改良事業など。

それから、4節の林業費は、各種造林事業及び森づくり事業関係の補助金が主なものとなっております。

4目教育費補助金は、社会教育費補助金の放課後児童対策事業などや、2節中学校費の札内中学校大規模改造事業に伴う補助金などがあります。

6目土木費補助金では、次のページになります。

幕大線立体交差関連事業に伴う補助金が主なものとなっております。

次に、3項道委託金、調定額6,787万7,984円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節町税費委託金の道民税徴収事務。

3目土木費委託金では、基本管理業務にかかわる委託金が主なものとなっております。

次に、63ページをご覧ください。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,559万3,512円に対しまして、収入済額2,522万8,412円、収入未済額36万5,100円となっております。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

収入未済額については、教員住宅であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

次に、2項財産売払収入、調定額1億4,899万8,033円に対しまして、収入済額1億3,869万4,344円、収入未済額1,030万3,689円あります。

公社貸付牛譲渡代分であります。

1目不動産売払収入は、徐間伐材、開伐材の売払収入、及び土地の売払収入となっております。

2目物品売払収入は、主に苗木などの売払にかかわる収入が主なものであります。

次のページになります。

18款寄付金、1項寄付金、調定額562万8,200円に対しまして、同額収入であります。

2目総務費寄付金の札内川ゴルフ場利用者間のまちづくり基金への寄付金であります。

67ページ、次のページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額3億6,920万円に対しまして、同額収入であります。

1目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰入をし、各会計の公債費の支出に充てたものであります。

2目財政調整基金繰入金は、財源補てんをするために、財政調整基金から7,000万円を繰り入れたものであります。

3目まちづくり基金繰入金は、河川緑化事業及び簡易水道にかかわる公債費見合い分に充当するために、まちづくり基金から繰入したものであります。

次のページになります。

20款繰越金、1項繰越金、調定額8,285万4,007円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、調定額207万6,664円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額102万2,330円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額3億8,719万351円に対しまして、収入済額3億8,603万8,226円、収入未済額115万2,125円あります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになります。

収入未済額につきましては、農業ゆとり未来総合資金貸付金にかかわる分であります。

次に、4項受託事業収入であります。

調定額8,588万5,199円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目の農林業費受託事業収入で、畜産担い手育成総合整備事業にかかわる収入であります。

次に、5項雑入、調定額2億3,547万601円に対しまして、収入済額2億2,747万254円、不納欠損額22万298円、収入未済額は778万49円あります。

なお、不納欠損額でありますけれども、次のページになります。

4目雑入、3節学校給食費5件分、収入未済額も同じく学校給食費にかかわるものが主なものであります。

4目雑入は、1節の職員給与費の負担金から、80ページにの6節の国保特会負担金まで、ほかの科目

に属さない収入であります。

次に83ページをおひらきください。

22款町債、1項町債、調定額13億2,331万5,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務債から、87ページの7目消防債まで、各種事業に充当するための起債の借入であります。

なお、89ページに、未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入、歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 委託業務等の契約にかかわって、総括質問をさせていただきます。

平成20年度のスタートのときに、委託業務契約が大幅に更新されまして、そのときに委託契約の価格の問題で、ずいぶん低価格での契約というのが多かったのですけれども、その背景としてそこに働いている方たちの低賃金ですとか、それから事業所の様々な契約の金額が低いだけにそういった問題が起きるということで、これは一定程度の行政としての何らかの政策的な、結果としてはきちっと業務も遂行されて、そして賃金等も一般標準できちっと払われるような、そういった指導も含めて必要ではないかというようなやりとりをこの議会でやってきた経過があります。

同時にそのときに、1年間通して実態を掌握をして、そういう状況にならないように、ならないことも含めて、きちっと捜査も必要だということも申し上げてきたところです。

1年間通してそれらが実施されてきたのかどうか。

実態はどうであったのか伺いたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 給与の委託契約に関して、その業者が実施にどういうふうに使っているかという調査については、実際には行っておりません。

これが実態です。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） これは平成20年度の6月のときの一般質問でやりとりしたのですけれども、確かに公契約条例ができないかというところでお尋ねをしたのですけれども、そのときに、随分契約が新しい業者が受注されて、実際に仕事を開始されている中で、そこに働いている人たちの雇用契約が、例えば1日だったものが、半日になったり、あるいは賃金が最低ラインを切るような状況があったりというようなことが住民の皆さんの声として寄せられまして、そういう実態があるということで、お話をしてきた経過があります。

それでそのときのお答としては、実際に発注してしまった以上は、その賃金がどんなふうに使われているのかというようなことが、行政としてはなかなか指導だとか実際に立ち入って調査する権限はないのだということでありましたから、そこは何らかの手法できちっと契約とおりの支給が行われるような方向が望まれるという流れだったのです。

そういう中で、やはり現実をきちっと掌握する必要があるのではないかということで、企業調査も含めて発注者の責任を果たすうえでやるべきではないかというそういう流れだったのです。

そういうことは一切されなかったのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 委託に関して複数年契約を行っておりまして、その分の、まず当然一般競争入札でありますから、指名競争入札でありますから、入札結果によって金額が低い、もちろん最低制限価格を設けて入札を行っておりますけれども、結果として低い金額で受けられたという実態は多数あったというふうに私どもも理解しております。

ただ、その委託した業務に関して言えば、その業務そのものが契約どおりに遂行されているかどうかということは、もちろんこれは契約の中ですからやるわけですけれども、それ以外にその会社の経営の中身まで、その委託したことに対しての分だけという調査というのは、なかなかしづらい部分があるというふうに私どもも思っております。

それで商工が中心になって事業所関係の調査を行う予定でありまして、その中で、こういった今の複数年契約の部分についても、今できないものかどうかそういったものの検討もやって、確かに委託した事業、その事業事務そのものは、この1年ちゃんと遂行されているというふうに私ども判断しておりますけれども、ではその会社の中身にどの程度まで立ち入れるものか、その辺も含めて今、商工の方と検討させて、商工が通年やっております事業所の調査の中になんとか入れられないものかというふうな検討はさせていただいているところであります。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、これからということになるのですね。

これを問題にしたのは、昨日も町民の収入の状況、給与収入あるいは全体の所得も含めての資料を出していただいたのですが、その背景にはやはりずっと企業収入なんか下がっているのです。

町民全体が。

今の歳入のところの住民税などもそうですけれども、下がっているから当然収入も入ってこない訳ですけれども、そういう給与が下がるということは、これは経済活動全体の中でそういう実態な訳ですから、うちの町だけでどうこうするなんていうことは到底できることではない。

それで、しかしどこかで関わるとすると、町が直接発注する事業、町職員だとか、ここで直接雇用ということももちろんあるのですが、もう一つ地域経済の中では、うちの町が発注する仕事これがどれだけ仕事が発注されていて、また発注されたことによって働く人たちが増えて、そして賃金がどのくらい保証されていてってということにずっと繋がっていきますよね。

そこでこの賃金が、一般を生活をするだけの賃金が支払われることを望みますし、積算ではそういうきちっとした二省協定ですか今は、そういったものを基準にして、発注されていると思うのです。

しかし現実には経営というものがあるものですから、なかなかそのとおりにいかない。

それでずっとひどい状況が続いてきているのだと、どこかで歯止めをかけるというふうになると、そこで個別の経営は無理にしても全体的な調査をかけてやるとか、そういう議論をしまして、それで何らかの形で歯止めをかけられるようにすべきではないかということだったのです。

それで提案したのが、公契約条例なんていうのはつくれないだろうという提案もしていたのですが、これは、まだまだ事例は少ないですけれども、全国的な問題にもなっていて、ちょっと進み出しているのですよね。

そんなこともありまして、こういうこと検証できるのは決算なものですから、私としてはここで少なくとも一つでも二つでもつかんでいる実態があったらそれを示していただきたいと思っておりますし、これがまた22年度、23年度どうなっていくかということにもなってくるものですから、それでお伺いしたわけですが、全くなにもありませんか。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 昨年、一昨年ですか、原油の高騰がございまして、委託した価格とその差がどのくらい生じるか、そういった部分の調査は当然年度末におこなっておりますし、それに基づいて差額が5%というのがありましたが、こういったものについては、新たな契約の中でその部分をするぞ、とかそういった作業は当然させていただいております。

ただ今、私どもで積算した費用について、それがその事業所でどのような給与として支払われるかということでの調査が直接的にはおそらくできないのだろうというふうに私は思っております。

これはその会社の運営なりに関わることでありますから、どの程度の部分でお願いができるのか、どういった項目で調査ができるのかということも私どもも頭を悩ましてなかなか結論は出ていないのですけれども、現時点でその委託した事業分について、要するに給与としていくら支払った、福利厚生費としていくら支払われたという調査については、現時点では行っていないということでもあります。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうなってきますと、やはり現時点ではできない、行わないというのは、その行う意思がないというのではなくて、手法としてできないのだということですね。

そうすると、やはり私は手法として、できる仕組みを考えないといけなのではないかというふうに思うのです。

法の元にありますから、それは難しい面あると思うのですが、前段申し上げましたように、公契約条例をつくりだしているところは、直近のニュースでは本州なのですけれども、きちっと賃金というのを明示して契約の時点で、この賃金を支払うことを厳守するという約束をしたうえで、それが履行されなかったら契約はできないですよというところまでいくわけですよね。

そういう仕組みをつくって、そしてきちっと払われていくようなふうにもしている。

問題なのは、私はやはり業者もきちっと生きていけないとにならないし、働く人も生活がきちっと保証されなければならない。

そこにうちの公的な仕事が回されて、公共の仕事をみんな待っている訳ですから、そういうふうにならないといけないのだけれども、残念ながらそうならないところをやっぴり問題視して、手だてを打つということが、必要だと思うのですよね。

このままでいくと、昨日いただきました資料も給与所得、これはうちの町全体の水準であります、年収200万円以下というのが、所得で48.4%、昨年よりもポイントではやはり、昨年47.4ですから、0.4ポイント上がっているのです。

400万以下というふうになると、実に76%という状況なのです。

どこかでやっぱりこれを上げる、うちとしてできることをどこかでやるという、そういう手だてというのは今求められているのではないのでしょうか。

そういう観点からいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 委託契約にかかわっての賃金が守られているかどうか、一般質問の中でも私も答弁をさせていただきました。

それで一番問題になったのは、以前に働いていた人の金額よりも実際今回契約した場合に賃金が落ちたと、その一つの要因は先ほどお話ありましたように、二省協定等の元々の基礎とした単価が落ちたことによる落ち。

合わせて、最低制限価格は設けましたけれども、100で積算したものが落札で70、80に落ちている。

ここでもうすでに、そのままの賃金では、おそらく業者の人は払いはできない。

うちが100円で積算したものが、落札したときにはもう80円になっているわけです。

ですからそのまま払えるか、100円で払うことになるかと業者の方が赤字になるわけですから、そこで落ちている。

それで私は、前回の一般質問でもお答えしたのに、いつまでもこうやっていくと競争が激しくなることによって、そのしわ寄せは働いている人たちのところの賃金にいくので、なんとかそれをならないように、そうならないように例えば今の賃金を確保するための入札方法がどういう手法でやることによって、入札ができるのか。

それと実態調査、その委託業者を捕まえて、あなたのところはいくらですかというのは難しいので、毎年、商工課がおこなっております、事業所統計、事業所調査、この中でいわゆる北海道最低基準価格が守られているかどうか、そういったことの調査はやっていきましょう。

これは今回もちろんやっておりますし、どこも労働基準法に違反するようなことはなかったのですけれども。

ただ、おっしゃられるように、うちで積算して、うちが100で積算したものが80で契約した。

その80で契約した中身が、物件費にいくら、賃金にいくら、あるいは儲けにいくらというような内訳を我々が調査をして、そしてそれを町がこう積算しているのだから、それに合わせて是正してくださいというようなことは、人の会社の経理のことですから中身のことでですから町としてはできない。

5年じつは契約があるものですから、5年後はもちろん今と同じでいくか、こないだから申し上げているように、新たな方法でなんとか今の賃金、あるいはそれ以上の賃金を守れるかどうかは内部でも検討していかなければならない。

それから公契約も函館かどこかでしたのでしょうか、道内にもある、それらも研究しながら次回に向けてということは今も私どもは続けておりますけれども、おっしゃられるように1社にちょっと呼んできて、中身を見せて賃金いくら払っているのですかということまではなかなかできないというのが現実なものですから、調査は全くしないということではなくて、労働サイドの方からの調査ということでは進めていますけれども、現状はそのような状況であります。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ちょっと誤解があったらなのですけれども、1社だけ取上げて指導してやれということをお求めているわけではありません。

うちの発注したものが、本当に最終的にはどういうふうになっているのかということをお把握していく、それも次の正しい契約に結びつく一つの手法ではないかということです。

それと同時に、押し並べて低賃金になっている実態というのは今町長言われましたように、ずっと競

争をしてダンピングをして、うちの町としては低価格で落札になると、それだけ財政が浮きますから、それはそれで良かったなと思う反面、その働いている人たちにずっとしわ寄せがいつていると、これを放置していいのかというふうになれば、やはりこれも対策が必要なことだという問題意識をずっと持ってきた訳です。

だからこの町の発注の金額というのは、うちの町、今決算やりまして一般会計、特別会計200億のお金が動くというのは、農業の生産高あるいはほかの生産からくればてもかなり大きいウエイトですよ。

この町のいろんなお金の動き方というのが、町民の方に直接影響するというということが非常に大きい。

言い換えれば、うちの町のそういったところが整備をされて、もっともっと積算とおりのお金が支払われるようになると、住民の人たちの賃金水準もそういう状況にある人たちは改善されていくというふうにも考えるわけです。

ですから、そういったところは難しい面もあると思うのですが、やはり問題意識もっていつて、そして官製ワーキングプアなんていう言葉がでると思わなかったのですが、それが本当に当り前のようになってきているというようなことも非常に問題だと思っております。

ですからそういう実態を、極力無いようにしていくその研究と今後の取組みを求めていきたいというふうに思います。

驚いたのですが、私ここで、ほとんどが今、委託業務の方たちは時間パートですとか、正社員なんてもちろんほとんど少ないのです。

そして、1日働いていればまだいい方で、最初の約束1日だったけど、半分にされちゃった、あるいはその間抜けるようにされちゃったというようなことなのかも一杯ありまして、そういう実態がどんどん増えてきているのです。

幕別町全体の企業調査はされているということでもありますから、正社員と非正社員の割合などもぜひ教えていただきたいと思っておりますけれども、こういうところにずっと入り込んでいつているという状況なのです。

こないだUFJの総合研究所というところが、賃金の実態というのがどんなふうに波及していくかという調査したものが出されていたので、興味深く見ていたのですが、これはうちの町ではぜんぜんありません。

全国的なことですけれども、正規雇用と非正規雇用と見た場合に、正規雇用というのがだいたい賃金387万円、非正規はその3分の1以下なのです、106万円。

この実際これで、例えば生涯賃金というふうになると、片や2億、しかし非正規は5,000万という、グッと開いていくのですけれども、住民税などは正規の方で年間6万4,600円が、非正規の方は1万1,800円というふうにして、これはまた町の財政にもかかわってくるわけですよ。

ですからやっぱりこの連鎖してどんどん悪くなっていくのを少し好転させていく、その役割を何らかの形で果たしていただく努力が繰り返しになってまいりますけれども求めています。

お答えいただけることがもしあれば求めたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように、私どもも別に町財政のためにどんどん安くしていけばいいかと、一方的なことは思っておりませんし、先ほど来申し上げましたように働いていらっしゃる方は皆さん町民の方ですから、より良い賃金体制が組まれるのが一番良いことだというふうに思っております。

そういった意味では、北海道の最低賃金もわずかですけれどもアップされてきています。

あるいは先ほどの激しいダンピング、入札結果がでるのですけれども、これなんかも余り下げはだめだということで今、北海道なんかはかなり80、90に最低賃金でなくて、最低制限価格を上げてきています。

そういったことなどはある意味では改善方向なのかなということもありますけれども、なお先ほど来申し上げておりますように、内部でも十分詰めながらより良い方向にもっていければというふうに思っています。

昔は1年、1年の契約でしたから、1年経ったら賃金も下がっても、同じ給料だから随契でということをやっていた経緯はあるのですが、今1回やりますと5年続きますから、なかなか一辺に改善ということにはなかなかならない部分もあるものですから、より良い方向さらに検討もさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

（13：45 休憩）

（13：46 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開いたします。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私どもの商工観光課で毎年やっております調査、アンケート方式で回答していただくというものでありますので、全部の業者から回答はいただいております。

そのまとめたものはございますけれども、どれだけそれが正確に反映するかという問題があります。できるものについては、お出ししたいというふうに思っております。

○委員長（中野敏勝） ほかにありませんでしょうか。

総括質問につきましては、ほかにないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで一般会計の審査を終了させていただきます。

この際、14時まで休憩をいたします。

（13：47 休憩）

（14：00 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページ、歳入は、1款の国民健康保険税から、10款の諸収入まで合計いたしまして、歳入合計、予算現額31億5,447万5,000円に対しまして、調定額33億8,120万9,417円、収入済額30億8,725万9,626円となっております。

次に、歳出であります、5ページをお開きください。

5ページ、歳出は、1款総務費から12款の予備費まで合計いたしまして、予算現額31億5,447万5,000円に対しまして、支出済額30億8,534万5,323円となっております。

欄外の方にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が191万4,303円となっております。

ここで、平成20年度の国保会計の概要について申し上げたいと思います。

平成20年の4月から後期高齢者制度が始まったことによりまして、75歳以上の方は全て国保から脱退しております。

また、65歳以上75歳未満の方は、前期高齢者として区分されることになりまして、療養給付費等の支出分が今まで退職被保険者として区分された方につきましても、一部一般被保険者に替わっております。

このため、前年度との比較につきましては、単純な比較はできませんのでご理解をいただきたいと思っております。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきまして、説明をいたします。

はじめに歳出から説明をいたします。

29ページをお開きください。

29ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額8,444万円に対しまして、支出済額8,057万439円であります。

1目の一般管理費は、国保事務に携わります一般職職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

2目の連合会負担金は、31ページ次のページになりますが、一番上の医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会に係る負担金となっております。

次に、2項町税費、予算現額738万8,000円に対しまして、支出済額692万7,369円であります。

1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

13節の委託料は、国保税の納入方法について原則年金からの天引きを、申し出によりまして口座振替が可能とされたことに伴うシステムの改修分であります。

19節負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構に係る負担金が主なものであります。

3項運営協議会費、予算現額56万円に対しまして、支出済額28万8,625円であります。

1目運営協議会費、本目は、国保運営協議会委員9人の報酬及び費用弁償などに要した費用であります。

次に33ページになります。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額18億6,574万2,000円に対しまして、支出済額18億3,932万7,771円であります。

1目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

一人当たりの給付額は、19万9,852円で、前年度比では17.3%の増となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払いに係るものであります。

一人当たりの給付額は30万5,673円で、前年度費4.6%の減となっております。

3目の一般被保険者医療費及び4目の退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2項高額療養費、予算現額2億2,340万円に対しまして、支出済額2億679万26円あります。

1目一般被保険者高額療養費の一人当たり給付額は2万1,894円で、前年度比32.1%の増。

2目退職被保険者等高額療養費の一人当たり給付額は4万9,487円で、前年度比では90.3%の増となっております。

3項移送費、予算減額21万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に35ページをお開きください。

4項出産育児諸費、予算現額1,750万円に対しまして、支出済額1,147万円あります。

1目出産育児一時金は、20年の4月から12月までは1件当たり35万円で23件分、21年1月から3月までは1件当たり38万円で9件分、合わせて32件分の支出であります。

前年度に比較しまして9件の減となっております。

5項葬祭諸費、予算現額150万円に対しまして、支出済額128万円あります。

被保険者の死亡に際しまして、平成20年4月から3万円を支給しているものであります。その前月の3月に死亡された方について5件分については1万円の支給でありましたので、総件数では46件分を支出したものであります。

前年度に比較しまして、これは75歳以上の方が、後期高齢者医療に以降された関係もありまして、134件分の減ということになっております。

次に、37ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額3億3,936万9,000円に対しまして、支出済額3億3,936万7,404円あります。

1目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者の負担分でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ支出したものであります。

2目は、支払基金へ事務費分として拠出したものであります。

次に、39ページになります。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額45万8,000円に対しまして、支出済額45万6,959円あります。

1目は65歳以上75歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び前期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するために費用負担分でありまして、支払基金へ支出したものであります。

2目は1目に係る事務費を支払基金へ拠出するものであります。

41ページになります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額8,554万3,000円に対しまして、支出済額8,554万1,959円であります。

1 目老人保健医療費拠出金、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、支払基金へ拠出金であります。平成19年度で老人保健制度は終了しましたが、平成20年の3月診療分及び過年度精算分などを支出しております。

2 目は老人保健事務費拠出金で支払基金への拠出金であります。

次に43ページになります。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額1億5,151万2,000円に対しまして、支出済額1億5,151万1,426円あります。

国保被保険者の内、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料負担分を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、45ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額3億4,344万2,000円に対しまして、支出済額3億4,343万8,480円あります。

1 目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となって行います再保険事業に、全道の市町村が拠出をしているものであります。

1 件80万以上の高額医療費が対象となっております。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は、1 目同様、国保連が実施主体となって行う再保険事業であります。1 件30万円を超え、80万円までの高額医療費が対象となっております。

3 目はその他の共同事業事務費拠出金、退職者医療事務費に係る拠出金であります。

次に、47ページになります。

8 款保険事業費、1 項特定検診健康診査等事業費、予算現額1,230万2,000円に対しまして、支出済額953万5,860円あります。

1 目特定健康診査等事業費は、13節の細節6の特定健康診査委託料及び細節7の特定保健指導委託料が主なもので、平成20年4月から実施いたしておりますが、内臓脂肪症候群いわゆるメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病の予防のための事業に係る委託料となっております。

2 項保険事業費、予算現額513万9,000円にたいしまして、支出済額405万9,225円あります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的としまして、これらの増進に係る経費を支出したものであります。

11節の需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等のパンフレットや、医療費の通知用封筒などの印刷経費となっております。

12節の役務費は、年6回の医療費通知に係る郵便料となっております。

19節はインフルエンザ予防接種費用分や特定検診の受診勧奨及び事後指導などに係る国保特会の負担分となっております。

49ページになります。

9 款基金繰入金、1 項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして、支出はありません。

次に、51ページになります。

10 款公債費、1 項公債費、予算現額5万円に対して、支出はありませんでした。

53ページをお開きください。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額591万9,000円に対しまして、支出済額477万9,776円あります。

1 目の一般被保険者保険税還付金は、25件分の支出であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金は、2 件分の支出であります。

3 目償還金は、平成19年度の医療費の確定に伴う支払基金への精算還付金であります。

4 目、5 目の支出はありませんでした。

次に55ページになります。

12 款予備費、1 項予備費、予算現額1,000万円で、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたします。

7 ページをお開きください。

7 ページ、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額10億9,814万7,626円に対しまして、収入済額 8 億667万3,464円、不納欠損額は156件で1,850万3,140円、収入未済額は 2 億7,297万1,022 円となっております。

国保税の収納率であります。1 目の一般被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分につきましては、95.35%で、前年度に比較して0.79ポイントの増。

3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、95.36%でこれは平成20年度新設のため前年度の比較はありません。

4 節の介護納付金等、介護納付金分の現年度課税分につきましては、94.74%で、0.93ポイントの増となっております。

これら現年課税分を合計いたしますと95.31%となりまして、前年度比では0.1ポイントの増となっております。

2 目の退職被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分が97.77%で、1.52ポイントの減。

3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、97.70%で平成20年度新設のため比較はありません。

4 節介護納付金分現年課税分が、97.95%で、0.83ポイントの減となりまして、これら現年課税分合計では、97.78%となりまして、前年と比較しますと1.49ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては、95.45%と前年を0.06ポイント上回りまして、これは6年連続で94%以上を確保することができたところであります。

次に、9 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 6 億2,418万3,481円で、前年度との比較もほぼ同額となっております。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等のほか、老人保健拠出金、また後期高齢者支援金は平成20年度新設分、並びに介護納付金に係る国の定率負担分となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率4分の1の負担分となっております。

3 目の特定健康診査等負担金は平成20年度新設分であります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億8,446万3,000円で、前年度に比べますと2.8%の増であります。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金であります。

2 目は、高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、70歳から74歳の自己負担額引き上げ、これが1割から2割にする予定でございましたけれども、これの凍結措置の延長に伴いまして高齢受給者証の再交付をいたしました関係からの補助金であります。

次に、11ページをお開きください。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億8,936万9,000 円であります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、支払基金より交付されたものであります。

現年度分では、被保険者の減による、療養給付費の減などに伴いまして、前年度に比べますと、70.4%の大幅減となっております。

13ページになります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも同額の 5 億3,781万5,075円です。

前期高齢者の療養給付費として支払う財源として、支払基金の方から交付されるものであります。

次に15ページになります。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の1,563万7,992円です。

1 目高額医療費共同事業負担金、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の負担4分の1分となっております。

2 目特定健康診査等負担金、特定健康診査に係る道の負担は3分の1分です。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億1,415万6,000円です。

三位一体の改革によりまして、平成17年度から創設された交付金であります。国民健康保険事業にお

ける都道府県の役割、この責任を強化するために、都道府県負担が導入されたものであります。

国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となっておりまして、前年度費では11.7%の減となっております。

17ページになります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の3億4,749万1,098円であります。

1目は、全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金とを財源としまして、一般被保険者の高額医療費の発生状況に応じて交付されたものであります。

1件これは80万円以上の高額医療費に交付されるものであり、前年度に比べましては65.8%の増となっております。

2目は1目同様に、高額医療費に係る事業で、1件30万円を超え80万円までの高額医療費が対象となっております。

前年度費では8.6%の増となっております。

次に19ページをお開きください。

7款財産収入、1項財産運用収入であります。調定額、収入済額ともありません。

21ページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の2億4,940万6,224円で、前年度比では17.3%の減となっております。

1目一般会計繰入金、1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を、一般会計から繰り入れたものであります。

2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に、保険税負担を軽減するために繰り入れたものであります。

3節の職員給与費等繰入金は、国保事務に携わります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などを繰り入れたものであります。

4節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金として給付する1件35万円、21年の1月からは1件38万円になりましたが、その3分の2を一般会計から繰り入れたものであります。

5節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるものであります。普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されているものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分及び保険給付費の増に伴います歳入不足相当額を繰り入れたものであります。

次に23ページになります。

9款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額とも同額の1,538万6,987円で、平成19年度からの繰越金であります。

25ページになります。

10款諸収入、1項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の163万3,796円で、一般被保険者国保税の延滞金130件に係るものであります。

2項預金利子、調定額、収入済額ともありません。

3項受託事業収入、これもありません。

4項雑入、調定額351万9,138円に対しまして、収入済額104万3,509円、収入未済額は246万3,911円であります。

4目一般被保険者返納金は、転出や社会保険加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険被保険者として受診してしまった場合に、当該の被保険者から返納していただくものでありますけれども、この返納金16件分を調定したものであります。

このうちの2件につきましては、転出後に居所不明となりましたことから、不納欠損処分を行っております。

なお、3件6万5,372円が収入未済となっております。

次に、5目退職被保険者等返納金は、調定額、収入済額ともありません。

次に27ページをお開きください。

6目保健医療機関返還金は、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、3件分を調定し

たものであります。

なお、2件239万8,539円が収入未済となっております。

7目雑入は、超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として、国保連から交付されたものが主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） 何ページの何というよりは、国保税全般に関わって、憲法やこの法律に基づく主旨にそって国保会計が運営されているかということで、お尋ねをしたいというふうに思います。

昨日出していただきました資料の中で、いただいた資料の中で幕別町民の収入別の人数など出していただいたことができました。

それで資料を見ますと、やはり幕別町民の暮らしが本当に大変だなという実態がよく分かりました。

先ほども質問の中で出ましたけれども、年収が所得が200万円以下の方が70%にもなる、その実態は19年度も、20年度も変わっていない訳で、本当に暮らし向きが厳しいだろうということは推察がつくところであります。

そして国民健康保険税、資料の中では4,834世帯が今加盟しているということでありましたけれども、滞納者が939世帯あるのですね。

まず、お尋ねしたいことは、この国民健康保険税7割、5割、2割ということの減免の制度があるにしろ、本当に払いたくても、払えないようなそういった金額になっているのではないだろうかというふうに推察するのですけれども、その点まず認識はどのようになさっているかお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、昨日の資料の方にも掲載してございますけれども、所得階層で200万円未満という方が、構成比の中では71%若干超えているというような数値でございます。

実は所得階層の200万未満というのは、収入額にしまして311万6,000円以内というような形でございまして、これは基本的に給与収入で考えてございますので、年間311万以内の方がこのくらいの世帯にいるというふうなことでございます。

払いたくても払えないものの認識でございますけれども、実は国民健康保険税、私ども承知しているのは、国民皆保険というような形で国民健康保険を運営されている中で、当然国民健康保険に対する税額が収入に対して若干高いのではないかというような感じの記憶も私の方で持っているものでございます。

ただし、あくまでも掛かった医療費については、皆さんでまかなおうというようなことでございまして、実際には数字的には高いのですけれども、このような形で実施させてもらっているというふうに私ども認識してございます。

また国民健康保険税、非常に高く納税される方もその中で相談に見えられます。

私どもで対応してございますのは、納税相談に来ていただいた方については、例えば分割で納入しようというふうな考え方でご相談に対応させていただいております。

そのような形で今まで、あるいは今後とも対応してまいりたいというような形で考えてございます。

そのような形でご了解願いたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 給与所得者であれば200万といっても311万だというようなお答はありましたけれども、やはり国民健康保険税が収入にとって、収入の割に非常な負担であるということの認識には、立っていただいているということをまず確認させていただいて次の質問にいきますけれども、それで所得階層別の未納件数の内訳を見せていただきますと、やはり明らかなのは、200万円未満の世帯数が合計で470ある訳なのですけれども、未納世帯数がです。

全体の13%という、そんな高い割合に、この200万円以下の世帯では13%の方が滞納しているということになってしまっている訳です。

これはやはり収入が多いところ、400万円以上ということで見ますと、その滞納率がグッと減って1.8%ということなのです。

やはりこの表からも、生活が大変だと収入の低いところ、所得の低い人が払えないのだということが滞納に繋がるのだということがこの表からも明らかになってくる訳なのです。

それで滞納のあった場合は、相談に来てくださればと、分割のことなど今ご答弁ありましたがけれども、本当にそのことについては、丁寧に対応していただきたいというふうに思いますけれども、実際に資格証明書や短期証明書の発行に繋がる、そういったケースがあるのだと思うのです。

20年度につきましては、どれくらいの発行数があったかお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず短期被保険者証の発行枚数でありますけれども、これは21年6月1日現在の数値ということでありまして、218世帯ということになります。

それと資格証明書の交付対象ということでありまして、25世帯ということになっております。

平成20年の6月1日と比較いたしますと、短期被保険者証につきましては、48世帯が減少になっております。

また資格証明書につきましては、10世帯の減ということになっております。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 分かりました。

やはり数が減っていると、資格証明書が25人減っているということのお話がありましたけれども、そして短期証明書が48人減っている。

減っているということでありましたが、数としては非常に多いのではないかなというふうに思うわけなのです。

19年度の資料では、幕別町が資格証明書は、この全十勝保険加入者の人口では7.3%しかないわけなのだけれども、資格証明書の発行している割合は30.3%と非常に高い発行の割合だったのですね。

おそらく今減っているという中では、これよりも小さい数字になっているのかというふうに推察しますけれども、それにしてもやはり大変な方が保険証について、十分な保険証が発行されていないとそういったことになってくるわけだったというふうに思います。

それでこのことが、こういった措置をしたことによって、この短期証明書や資格証明書の人が病院の受診ですね、それが実際できているのかどうなのか、そういった追跡の調査などはされているのかどうかお尋ねしたいというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 短期被保険者証及び資格証明書の対象者につきまして、実際に医療を受けているのか、それとも受けていないのか、その辺につきましては追跡調査はしておりません。

ただこれは命に関わることですから、短期被保険者証につきましては、これはそれを持って行けば通常とおり医療行為は受けられますし、もし仮に資格証明書の交付対象者がどうしても医療行為を受けなければならない場合につきましては、ぜひ役場の方になんらかの連絡をしていただいて、そしてその事情を伺って、これは短期被保険者証を発行するとかいろんなことができますと思いますのでそういう面では町といたしましても適切な対応はしたいと考えているところであります。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） それで私としては、この資格証明書や短期証明書の発行というのは、絶対するべきではないというふうに考えているわけなのです。

やはりこれは受診抑制に繋がるのだというふうに思うのです。

そして、相談に来てくださればということのお話は再三あるわけなのですけれども、昨日の質問にもありましたように、滞納者の方にとっては相談をするということが大変敷居が高い行為だということも、それはもう分かっているのだというふうに思うのですけれども、ですからまずはちゃんとした保険証を渡す。

そこから相談に来てもらうように、町の方でも努力していただきたいし、そうしてもらいたいというふうに思うわけなのです。

やはり受診の遅れで死亡する例というのが全国にもたくさんあって、19年のNHKの調査では全国で、全国の総合病院と言われるところで、475人が保険証がないばかりに受信が遅れたということになるわけなのです。

受信が遅れたことが理由で亡くなってしまったという、そんな数字が出されているところであります。短期保険証、それは普通に窓口で3割だということであってもやはり病院の窓口を訪れるということ

が、やはり抑制される行為だと思うのです。

今私が申しあげました、資格証明書、短期保険証を出す件、もう止めるべきということについていかがでしょうか。

そのようにしていただく、見解をお聞かせください。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 資格証明書につきましては、これはよくご存知のことだと思いますけれども、まずそういう国保税をなかなか払えない方と面談をしたいと。

なんらかの形でいろいろなお話をしたいというのが一番の主旨であります。

その相談をする中におきまして、例えばあまりにも生活が厳しいような状況でしたら、生活保護の制度があることをご紹介できますし、また医療費におきましてもいろいろな助成制度があること。

また、児童扶養手当そういう制度もあること。

いろいろなことをその相談の中でお話をしたりして、なんとか生活の改善に向けてのお話もできるのではないかと。

また、そのいろいろな個々の事情も、よくお聞きすることによって、納めかたにおきましても分納とか、また一定期間猶予するような方法とかいろいろなことをご相談できるという、そういういい方向に持っていきたいと思っているものですので、この制度につきましてはこれ止む無く、していかなければならないものだというふうには思っております。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 資格証明書の発行につきましては、19年の時点では十勝管内19市町村の中で、6町村が資格証明書を発行しないということを守っているのです。

この中に幕別町は入っていないわけなのですけれども、やはりこれも町の考え方、姿勢なのだというふうに思うわけです。

実際、生活保護の相談だとか、さまざまな医療費、病院に掛れるようにする、受療権は守るそういったことのアドバイスはしてくださるというお話だったのですけれども、やはりこういう今仕事がないという方がたくさんいらっしゃるわけですが、先日も相談のあったケースなのですけれども、やはり持家で今ローンの支払の最中で、家を手放すにも残債全部支払できるような、そんな財産価値がなくなっていると、生保も受けられない、そんな方が生保の対象にならないという方がいるのですよね。

結局、その方は糖尿病があるのだけれども、もう半年くらい受診できないでいるのだと、短期保険証は出してもらっているのだけれども、病院に通えないのだと、そんなようなお話でした。

こういった二つの証明書、保険証を出すことによって受療抑制になってしまって、町民が手遅れになってしまう、そんなような事例があったら、やはり困るのだと思うのです。

この6町村が出さないでいるわけですから、幕別町も考え方をぜひ改めていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 町のスタンスとしては、まず特に健康保険法の中で法律に基づいてこういう制度があるということをご理解いただきたいと思えます。

それともう1点でありますけれども、これは資格証明書の対象になっている方で、実際に納付相談に見えられた方も何人かいらっしゃいます。

その相談の中で、納付されていって、そして短期証に切り替わっていったという方は、これにつきまして私の押さえている中では20年の10月1日から21年3月までの半年の中で7件ありました。

そのような形で、やはり何らかの形で接触を持つことによって、道が開けてくるというような実績もありますので、その辺もご理解いただきたいと思えます。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 資格証明書受給者の中で、接触ができないというケースは25件の内どれくらいあおりなのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 25件の中で、居所不明な方は12世帯あります。

実際には、13世帯の方が実際にいらっしゃるわけなのですが、これはなかなかこちらの方から訪問したり、電話をしたり、いろいろと接触をこころみるわけなのですが、なかなか実現にいたらないというのが実態であります。

○委員長（中野敏勝） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 今までの質問の中にありましたけれども、町職員のスタンスとして、ここのところは徹底的に努力をしてもらったことが重要なのだと思うのです。

いろんなケースが、居ても玄関から出ないようなそのようなケースもあるのではないかとというふうに推察しますけれども、やはりそういったようなところに追い込まれてしまっているそういう町民の姿が想像できたりもするわけです。

ですから、丁寧に対応していただくことと、そして1件でも一刻も早く短期証明書の発行を止めていただくようなそんな措置を考えていただきたいと、資格証明書の発行を止めてもらうというふうに姿勢を見直していただきたいということをお願いしまして、ご答弁はいたしません。

発言させていただいて終わりにします。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成20年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

老人保健制度につきましては、平成19年度で廃止となっており、平成20年度からは後期高齢者医療制度が施行されているところでありますけれども、健康保険法等の一部を改正する法律の規定によりまして、老人保健制度廃止後3年間は、これは22年度末までになりますけれども、引き続き月遅れ請求等の支払いのために、特別会計を設けておくことが必要であるとなっております。

それでは、58ページをお開きください。

はじめに歳入であります。1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額合計3億5,428万円に対しまして、調定額合計3億4,158万9,341円で、収入済額は3億1,295万7,996円となっております。

次に、60ページをお開きください。

60ページ歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算現額合計3億5,428万円に対しまして、支出済額2億9,969万7,224円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、1,326万772円が残額となっております。

次に、歳入歳出事項明細について、説明申し上げます。

はじめに、歳出から説明いたします。

74ページをご覧ください。

74ページ、歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額142万5,000円に対しまして、支出済額100万7,351円であります。

1目一般管理費は、事務経費となっております。

76ページをお開きください。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額3億2,669万7,000円に対しまして、支出済額2億7,553万4,661円あります。

老人保健制度が平成19年度で廃止となっておりますので、前年度に比較いたしますと約26億1,800万円の減。

率にしますと、90.5%の減ということになります。

1目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

なお制度の廃止に伴いまして、平成20年度の支出は、平成20年3月診療分及び月遅れの請求分に係る支出のみとなっております。

2目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に対する現金給付に係るものであります。

1目同様、3月分終了分と、月遅れ請求分のみを支出しております。

3目の審査支払手数料は、国保連合会及び支払基金へ支払う審査支払事務手数料となります。

78ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、予算現額2,315万8,000円に対しまして、支出済額は2,315万5,212円あります。

前年度の医療費と審査支払手数料の確定に伴います支払基金交付金及び道支出金の精算還付金となります。

80ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額300万円に対しまして、支出はありません。

次に、歳入について説明をいたします。

62ページをお開きください。

62ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億3,555 万3,000円であります。

1 目の医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出 2 款の医療諸費の定率負担分が、平成20年度の医療費の見込み額に対して交付されたものであります。

2 目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が、支払基金から交付されたものであります。64ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 1 億1,671万2,932円であります。医療費の見込みに対して、国の定率負担分が交付されたものであります。

また、2 節の過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴って、交付されたものであります。次に66ページになります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の2,148万円であります。

医療費の見込みに対しまして、道の定率負担分が交付されたものであります。

次に68ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも1,887万5,000円であります。

老人医療費の町負担分で、老人医療費に係る国、道、町の公費負担分の 6 分の 1 を一般会計から繰り入れるものであります。

70ページになります。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも279万4,277円であります。

72ページになります。

6 款諸収入、1 項預金利子、調定、収入ともありません。

2 項雑入、調定額4,617万4,132円に対しまして、収入済額は1,754万2,787円であります。

1 目の第三者納付金は、交通事故により生じた医療給付費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払を受けたもので 1 件分であります。

3 目は、医療機関の不正請求などにより、返還金が生じたもので、14件、4,579万5,914円を調定したものであります。2 件、2,863万1,345円が収入未済ということになっております。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けます。

老人保健特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 4 号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、地方自治法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、高齢者医療に関する収入及び支出について経理するために平成20年度から新設をしました特別会計となっております。

会計の歳入歳出の主なものとしまして、まず歳入は被保険者から徴収する保険料が主なものとなっております。

歳出は、徴収した保険料を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付する納付金が主なものとなっております。

平成20年度末における後期高齢者医療の被保険者数は、3,245人となっております。

制度当初の被保険者数は、3,172人でありましたので、1 年間では73人の方、2.3%が増加しております。

次に83ページをお開きください。

初めに、歳入であります。1 款後期高齢者医療保険料から 6 款国庫支出金まで、予算現額合計 2 億4,144万6,000円に対しまして、調定額合計では 2 億4,223万9,081円で、収入済額は 2 億4,210万7,781円となっております。

次に85ページをお開きください。

歳出は1款総務費から4款予備費まで、予算現額合計2億4,144万6,000円に対しまして、支出済額2億4,059万5,161円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしますと151万2,620円残額ということになっております。

次に、歳入歳出事項別明細について説明を申し上げます

はじめに、歳出から説明をいたします。

99ページをお開きください。

99ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額865万1,000円にたいしまして、支出済額833万4,167円であります。

1目の一般管理費は、一般職職員の人件費と事務経費となっております。

2項徴収費、予算現実額334万9,000円に対しまして、支出済額296万7,871円であります。

1目の賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の徴収事務にかかる費用であります。

次に101ページ。

13節委託料、細節5後期高齢者医療システム改修委託料は、低所得者に対する保険料軽減措置と制度改正に伴いますシステム改修にかかる委託料となっております。

19節の、負担金補助及び交付金、細節3の後期高齢者医療の特別会計負担金は一般会計で支出しております広報誌の印刷製本にかかる分をこの後期高齢者医療特別会計から負担するものであります。

103ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額2億2,934万1,000円に対しまして、支出済額は2億2,929万3,123円であります。

19節の負担金補助及び交付金、細節3の事務費負担金分ではありますが、後期高齢者医療の運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分でありまして、全道の市町村が均等割10%、高齢者人口割75歳以上の人口ですがその分が40%と人口割が50%の割合で負担するものであります。

細節4の保険料納付金分は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

次に105ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額5,000円に対しまして、支出はありません。

107ページになります。

4款予備費、1項予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はありません。

続きまして歳入について説明をいたします。

87ページをお開きください。

87ページ歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、調定額1億7,284万1,600円に対しまして、収入済額1億7,271万300円で、収入未済額は13万1,300円となっております。

このうち収入済額の1億7,271万3,000円には還付未済額として、38万1,100円を組んでおりますことからそれを除いた収納率にいたしますと、99.70%が収納率となります。

参考としますと、北海道広域連合の全体の収納率では、98.89%となっております、それより若干上となっております。

次に89ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、調定額及び収入済額ともありません。

91ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも6,710万5,823円あります。

1目一般会計繰入金の1節事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村の負担分、及び人件費や物件費など後期高齢者医療の事務に要する費用を一般会計から繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して実施します保険料の減額いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減相当額、及び被用者保険の被扶養者に対して実施しております保険料の軽減相当額をここに繰り入れるものであります。

93ページをお開きください。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、調定額、収入済額ともありません。

2項預金利子、これありません。

3項雑入、これありません。

95ページをお開きください。

5款広域連合支出金、1項広域連合交付金、調定額、収入済額とも69万5,658円であります。

1目後期高齢者医療特別対策交付金は、制度の見直しによる国の特別対策としまして、低所得者に係る保険料の軽減措置が実施されたところでありますけれども、その広報など周知に対する経費に対しまして広域連合から北海道の広域連合から交付されたものであります。

2目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、1目同様制度の見直しによります保険料の納付方法の変更に係る広報、周知に要する費用に対しまして、広域連合から交付されたものであります。

次に、97ページをお開きください。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額及び収入済額とも159万6,000円であります。

1目総務費補助金は、賦課徴収に係る補助金で高齢者医療制度円滑運営事業費として低所得者に係る保険料の軽減措置に伴う、システム改修経費に対します国庫補助金となります。

以上で後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 全般に渡ると言いますか、去年初めてスタートした保険制度でありますけれども、その年齢で区別すること、それから仕組みや運営からどの面からいっても、非常に問題があるということで、この会計を設置する段階で私どもはこういうものは、止めるべきものだというところで、そういう態度で臨んでおりました。

早く新しい政権になりまして、これが終わりに近づいているのではないかという期待も持っているところなのですが、しかしまだ現実に制度としてありますので、なくなるまでなんとか無事みんなが医療を受けられるようになって終わればよいなというふうにも思ってもおります。

そういう観点から一つだけ伺いたいのですけれども、ただいま部長の方からもご説明あったのですが、資料では127ページ、保険料の徴収にあたりまして、残念ながら未収がでてしまったのですね。

それで特別徴収はもちろん、これ年金からですから100%なのですが、普通徴収で99.14%ということでありました。

これ全体の人数ですね、普通徴収が全体で何人で、この未納になっている人が何人で、どういう収入の状況で、それで短期保険証に残念ながら今繋がっていると思うのですが、それに対してもきちっと手だてを取られてきていると思います。

それで、そういった一連の内容について、お答えいただいてきちっと医療が保障されるように繋げていただきたいということでお尋ねいたします。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず、普通徴収と特別徴収何人ずつだということにつきまして、ちょっと説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、ご存知のとおり年度の中で、何回も制度が見直しされてきております。

それで、例の7割軽減が8.5割軽減に7月に見直されたということがあります。

そのときに、実際に徴収にあたりましては、10月以降に、結局8.5割に軽減措置があがりましたので、保険料が安くなっているはずです。

保険料が安くなった方につきましては、保険料の徴収で特別徴収できない、普通徴収に切り替わるというようなことが制度上あったと思います。

それは10月以降そういうふうになりまして、そのときの影響を受けた方は、約1,000人くらいいらっしゃいます。

全体で対象者が3,200人くらいでありますから、かなりの影響があったことと、出入りがいろいろあった関係で実は私の方で普通徴収、特別徴収何人ずつという区分けは、実はよくわからないのが実態であります。

滞納状況につきまして、今度話移らさせていただきますが、滞納状況につきましては、17件、17の方が滞納があったということであります。

先ほど、部長の説明でもありましたように、ここの中では17万円ほどの収入未済額となっておりますけれども、この中には実際にお金を払って年度の途中で死亡された方、これは多く保険料を払って

いる方がいらっしゃいます。

そういう方につきましては、相続人にもどさなければならないという事情があります。

そういう方がありましたので、そういう方が約30数万円ありますので、その方を結局21年度になって相続人が確定してから戻す訳ですけれども、そういうものを入れたときに、実際の滞納額は、52万円くらいになるということでもあります。

滞納されている方につきましては、これは私の方でも実際にあたりまして、いろいろと相談をさせていただきました。

その中におきまして、ほとんどの方が納入され、また後一部3人くらいですけれども、その方々は9月いっぱいまでに、すべて完納していただける予定でありますので、これにつきましては、未納額は0になる予定であります。

○委員長（中野敏勝） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 制度がコロコロ変わって、その度にシステムまで変えられるということもあつたりしまして、現場の皆さんが大変ご苦勞されているということは十分承知しておりました。

人は動きますので、最初のスタートの段階と中間でどんどん変わっていったということもありますので、そこまで細かいご説明をいただこうと思ってお手伝いしたのではなかったのです。

結果として、最終会計を締め切る時点でどうだったのかなということですよ。

なんとか9月いっぱい解決ということでもありますので、そこに期待したいと思えますけれども、これまでの保険証も1年の保険証で期限であったものが、この7月1日発行から2年になりまして、ですから今きちっと手だてをとっていただくと、2年間有効になると。

そうすると、きっと終わりにするときまではみんなきちっとその仕組みの中で十分医療が受けられるのではないかなというふうに思って、まだ結論は出ておりませんので、これから頑張っていかなければならないと思うのですが、そういう流れの中のことでありますので、ご苦勞も多いと思えますが、ぜひ9月までの全員に渡るところに力点を置いて、進めていただきたい。

お答えはいいません。

以上であります。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

後期高齢者医療特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時15分まで休憩いたします。

(15:01 休憩)

(15:15 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

はじめに、20年度分の介護保険の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成20年度末における第1号被保険者は6,599人で、前年度に比べますと168人の増、率にしまして2.6ポイントの増となっております。

また、要介護認定の状況であります。平成20年度末における要支援1から要介護5までの認定を受けている方は1,095人で、前年度より75人の増、率にしまして7.4ポイントの増となっております。

65歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合は16.6%で、前年度費では0.8ポイントの増となっております。

次に、サービスの概要につきまして申し上げます。

はじめに、要介護者に係る居宅介護サービス費についてであります。約2,490万円の増となりまして、率にしまして7.6ポイントの増となっております。

一方、要支援者に対する介護予防サービスについては、約95万円の増で、率にしまして1.3ポイントの増となっております。

次に、地域密着型介護サービス、いわゆる認知症高齢者グループホームであります。前年度比では約828万円の増で、率にしまして約3.5ポイントの増となっております。

施設介護サービス費についてであります。約1,035万円の増、率にいたしまして約1.9ポイントの増となっております。

それから、特定入所者介護サービス、これは施設に入所している低所得者等に対する支援でありますけれども、これは約1,080万円の増、率にしまして20.6ポイントの増となっております。

これら介護保険給付費の総額では、前年度比で6,156万円の増、率にしますと4.6ポイント増となっております。

それでは、決算書の110ページをお開きください。

110ページ、歳入は1款保険料から10款諸収入まで、予算現額合計14億9,230万円に対しまして、調定額合計14億8,586万802円で、収入済額は14億7,889万202円となっております。

次に、112ページになります。

歳出は、1款総務費から6款諸支出金まで、予算現額合計14億9,230万円に対しまして、支出済額14億7,538万5,496円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が350万4,706円を生じております。

次に、歳入歳出事項別明細についで、説明申し上げます。

はじめに、歳出につきまして説明申し上げます。

134ページをお開きください。

134ページ、歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,088万8,000円に対しまして、支出済額2,035万1,662円であります。

1目一般管理費は、一般職職員二人分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務費等を支出したものであります。

2項徴収費、予算現額67万3,000円に対しまして、支出済額65万274円であります。

本項は、保険料の賦課徴収に要した費用となっております。

136ページになります。

3項の介護認定審査会費、予算現額2,467万4,000円に対しまして、支出済額2,403万6,670円でありま

す。1目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用をはじめ、審査会を担当いたします職員1名分の人件費と臨時職員1名分の賃金などが主なものであります。

138ページになります。

2目認定調査等費は、7節賃金の認定調査に係る臨時職員賃金、12節役務費、細節の15主治医意見書作成手数料で、要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成手数料に要した費用。13節委託料の細節の6、要介護認定モデル事業に係るシステム改修委託料が主なものであります。

4項介護保険運営等協議会費、予算現額50万4,000円に対しまして、支出済額45万8,535円であります。

本項は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償に要した費用であります。

140ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額12億2,169万3,000円に対しまして、支出済額12億929万4,126円であります。

この項は、要介護1から5までに認定されたいわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費は、細節3のホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅に係る介護サービスに係る保険給付費。

細節4の入浴または排泄などの用に供する福祉用具購入に係る保険給付費。

細節5の手すりの取り付け、床段差の解消など住宅改修に係る保険給付費となっております。

2目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホームのサービスに係る保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所または入院された被保険者に係る保険給付費分であります。

4目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額8,790万円に対しまして、支出済額8,759万9,065円であり

ます。この項は、要支援1及び要支援2の認定者に係るサービス費用であります。

1 目の介護予防サービス給付費は、細節 3 の介護予防サービスのほか、細節 4 は福祉用具購入に係るサービス、細節 5 は、住宅改修に係る保険給付費であります。

2 目、介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費でございます。

3 項その他諸費、予算現額180万円に対しまして、支出済額160万830円であります。

1 目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払う介護報酬の審査とその支払いに関する手数料となっております。

142ページになります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額2,840万円に対しまして、支出済額2,827万5,040円であります。

1 目の高額介護サービス等費は、細節 1 の要介護 1 から要介護 5 の者に係る高額介護サービス費、ならびに細節 2 の要支援 1 と要支援 2 の者に係る高額介護予防サービス費であります。

5 項市町村特別給付費、予算現額20万円に対しまして、支出済額14万9,023円であります。

1 目市町村特別給付費は、介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具のバスマットの購入費を給付したものであります。

6 項特定入所者介護サービス等費、予算現額6,400万円に対しまして、支出済額6,323万1,318円であります。

1 目の特定入所者介護サービス等費は、平成17年の10月 1 日から、食費、居住費が原則自己負担となりましたけれども、所得の低い方に対しては、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付として支給しているものであります。

細節 3 は、要介護者に係るもので、細節 4 は、要支援者に係るものであります。

次に、144ページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、予算現額127万6,000円に対しまして、支出済額127万5,191円であります。

本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するために、都道府県に設置された基金に対して拠出をするものであります。

146ページになります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額1,331万1,000円に対しまして、支出済額1,331万77円であり、基金へ積み立てをしたものであります。

148ページになります。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額480万7,000円に対しまして、支出済額392万8,394円であります。

1 目の介護予防高齢者施策事業費は、要支援、要介護になる恐れのある方、いわゆる特定高齢者としておりますけれども、これらの方々を把握する業務、及び介護予防事業が主なものであります。

2 項の包括的支援事業費、任意事業費、予算現額1,467万9,000円に対しまして、支出済額1,383万2,064円であります。

1 目の包括的支援事業費は、13節の委託料、細節 5 は相談及び窓口業務に係る費用、細節 6 は高齢者の実態把握に係る委託料となっております。

2 目任意事業費であります。150ページになりますが、13節委託料で徘徊高齢者に係る家族の支援事業及び高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングに係る生活援助員派遣に係る費用が主なものとなっております。

3 目地域包括支援センター運営費は、介護予防業務や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員 1 名の人件費が主なものとなっております。

152ページになります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額749万5,000円に対しまして、支出済額739万3,227円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、平成19年度還付未済金で、33件に対し還付したものであります。

2 目の償還金は、平成19年度の保険給付費の確定に伴いまして、国、道及び支払基金に返還をしたものであります。

以上が歳出であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

114ページをお開きください。

114ページ、歳入1款保険料、1項介護保険料、調定額2億5,897万300円に対しまして、収入済額2億5,200万4,900円、不納欠損額は196件で426万9,800円、収入未済額は269万5,600円となっております。

1目第1号被保険者保険料のうち、1節の現年度分につきましては、調定額2億5,258万300円に対しまして、収入済額2億5,119万8,600円で、収入未済額は138万1,700円となっております。

なお、収入済額のうち保険料の還付未済額が16万4,800円あります。

これを除きますと実収入額は2億3,134万7,200円となりますことから、収納率は99.39%となり、前年度に比較しまして、0.09ポイントの増となっております。

滞納繰越分につきましては、調定額639万円に対しまして、収入済額80万6,300円で、不納欠損額は196件、426万9,800円となっております、また収入未済額は131万3,900円となっております。

次に、116ページになります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額732万1,000円で、収入済額も同額であります。

東十勝介護認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町の3町からの共同設置負担金となります。

118ページ、3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額16万4,660円に対しまして、収入済額15万9,460円で、収入未済額は5,200円であります。

1目は個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料。

2目は高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活援助員に係る手数料でありまして、収入未済額の5,200円は、この分はもう今年の6月14日に収入済であります。

120ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億4,765万円で、収入済額も同額であります。

1目介護給付費国庫負担金の1節現年度分は、国が負担することとされております介護給付費で、定率の20%分であります。

ただし、施設サービス費と特定入所者介護サービス等費については、国は15%の負担となっております。

2項国庫補助金、調定額1億142万7,616円で、収入済額も同額であります。

1目の調整交付金は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金でありますけれども、平成20年度の交付割合は、幕別町は5.88%いただいております。

2目の地域支援事業交付金は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1節の介護予防事業は25%交付、それから2節の包括的支援事業、任意事業は40.5%が交付されております。

3目の介護保険事業補助金の1節は、要介護認定のモデル事業を行う為のシステム改修費補助金で、2節は介護報酬改定に係るシステム改修費の補助金となります。

4目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は平成21年度から介護従事者の処遇を改善するために介護報酬が3%改正されたことに伴いまして、第1号被保険者の保険料の上昇を抑制するよう国から交付金が交付されているものであります。

122ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額4億2,724万7,000円で、収入済額も同額であります。

1目の介護給付費支払基金交付金は、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されますけれども、介護給付費の定率31%がきております。

2目地域支援事業支払基金交付金は、介護予防事業実施に伴う交付金であります。

124ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、調定額2億681万3,707円で、収入済額も同額であります。

道が負担することとされております介護給付費の定率12.5%分であります。

ただし、施設サービス費と特定入所者介護サービス等費は17.5%の負担となります。

2項道補助金、調定額345万2,277円で、収入済額も同額であります。

1目地域支援事業交付金は、先ほどの国庫補助金と同様に、要介護者にならないよう要望するために行われる事業に対する道の交付金であります。

1節の介護予防事業は12.5%、2節の包括的支援人事業は、20.25%分となります。

126ページ、7款財産収入、1項財産運用収入、調定額12万16円で、収入済額も同額であります。介護給付費準備基金利子であります。

128ページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、調定額2億1,426万8,998円で、収入済額も同額であります。

1目一般会計繰入金の1節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております定率12.5%分であります。

2節地域支援事業繰入金、介護予防事業は事業費の12.5%、3節の事業は20.25%分がきております。繰り入れます。

4節はその他一般会計からの繰入金で、細節の1は、職員2名分の人件費及び東十勝介護認定審査会を担当する職員1名分の人件費から東十勝3町の負担分を控除した額をいれるものであります。

細節2は、東十勝介護認定審査会及び認定調査に係る事務費分の繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、調定、収入ともありません。

130ページをお開きください。

9款繰越金、1項繰越金、調定額1,752万2,806円で、収入済額も同額であります。

132ページをお開きください。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は、調定額2,500円で、収入済額も同額であります。

2項預金利子はありません。

3項の雑入は、調定額89万9,922円で、収入済額も同額であります。

3目の返納金は、事業者の不正受給に係る介護給付費の返還分、及び過誤請求に係る返還金分であります。

4目の雑入は、生活保護で第2号被保険者の認定調査費に係る費用6件分を、道の方から収入したものであります。

以上で介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○7番（野原恵子） 140ページの地域密着型介護サービス等給付費と施設介護サービス給付費この二つについてお伺いいたします。

この認知症対応というのは、グループホームの対応ではないかと思いますが、幕別町で利用されている方の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

それと施設介護サービスのここに係るところでは、今、特養それから老健、この利用を希望する方で入所できていない方の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

それと保険料に関わってですが、滞納状況が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 1点目のグループホームに入所している町民の数でございますが、2月末現在では94人でございます。

次2点目の特養、老健等への入所待機の状況でございますけれども、21年の8月末現在で申し上げますと札内の特養が96人、老健、あかしや同じく21年8月末では32人というふうになっております。

それから滞納状況でございますが、平成20年度の滞納者は、現年でございますと65人でございます。

金額で申し上げますと還付未済を含めますと全部で154万6,500円という金額になっております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 忠類地域の待機者でございますが、大樹特養への入所待ちされている方は15人と伺っております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 忠類の特養への待機者は96人にプラスして15人。

中に入っているということですか。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 札内特養の待機者が96人、大樹町の特養の待機者が15人ということでございます。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 保険料の滞納状況ですが、段階ごとに分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

- 保健課長（羽磨知成） 所得階層で申し上げます。
第一段階で1人、第二段階で20人、第三段階で4人、第四段階で16人、第五段階で11人、第六段階で13人、合計65人でございます。
- 委員長（中野敏勝） 野原委員。
- 7番（野原恵子） 特養の待機者が96人と15人、こういう中で介護度の高い方、この中での待機者の割合はどのくらいになるのでしょうか。
家庭で介護するというのは、今非常に大変な、家庭介護は困難な状況です。
そういう中で自宅で介護されているのか、それから施設で病院とかそういうところで介護されているのか、それによりまして家庭に対する負担は大変重いものがあると思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- 委員長（中野敏勝） 保健課長。
- 保健課長（羽磨知成） 今、手元にあるのでは札内特別養護老人ホームの入所者の方の状況でよろしいでしょうか。
96名の内、まず介護度で申し上げますと、要介護1が3人、要介護2が9人、要介護3が29人、要介護4が38人、要介護5が17人でございます。
また、待機している場所別で申し上げますと、老健、老人保健施設が19人、入院されている方は22人、グループホーム入所者等が15人、合わせて施設今入っている方は59人で、在宅は37人ということになっております。
- 委員長（中野敏勝） 野原委員。
- 7番（野原恵子） 37人の中で、介護度の高い方がいらっしゃると思うのですが、そういう方々への対処、これからどのような方向で対処していきたいとお考えになっているのでしょうか。
例えば要介護5、こういう方の家族介護は本当に今核家族の中で、それと子どもの人数も少ない、こういう中では介護度の高い方が在宅でいらっしゃるというふうになれば緊急を要すると思うのですが、そういう方への対応はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（中野敏勝） 保健課長。
- 保健課長（羽磨知成） 在宅が37人いるとお答今しましたが、そのうち介護度が高い方、要介護4の方が12人、5の方は6人いらっしゃいます。
それぞれの施設におきましては、その介護の状態等を見て、優先順位等を決めて、その施設に入所させているわけなのですが、なかなかこの方たちまで、まだそういう順番が回ってきていないという現状でございます。
ただ要介護4、5でも、例えば寝たきりの状態が続いておまして、そこに訪問看護とか、訪問介護、訪問介護で言えば実際に1日に3回訪問介護が入っている方もいらっしゃいます。
また、おっしゃれるように核家族でお年寄りの世帯でそういう介護をなさっているということもございいます。
そういうところには、今申し上げましたように訪問介護が1日3回入るとかという手だてを講じております。
できるならば、希望される方全員がそういう施設に入られればいいのですが、今はそういう状態にはないと。
ただ、そういう訪問介護でケアマネさんもついておりますので、そこでいよいよもう限界に近いというようなことであれば、すぐこちらの方に声を掛けていただくような、そういう手だてを講じてまいりたいと考えております。
- 委員長（中野敏勝） 野原委員。
- 7番（野原恵子） 介護度の高い方の在宅で介護するというのは、非常に困難を要するというのは私も特にそういう高齢者を抱えておりますので良く分かります。
それで家族で介護できなくなった場合には、速やかに対処していただくということが本当にこれから大事だと思うのです。
介護されている方から相談ということももちろんですが、担当ではそういう家族の方を承知していると思うのです。
ですから家族介護されている方が、倒れてしまってどうにもならない、そういう手前でやっぱり対処していただくという姿勢を持っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- 委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） ただいま申し上げましたように、それぞれ介護認定を受けて介護サービスを受けている方には、ケアマネさんがそれぞれ付いておりますので、その方たちのそういう連携は密にしていきたいと思いますと考えております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） その点は承知いたしました。

次に保険料の滞納状況なのですが、これは普通徴収の方の滞納だと思います。

それで65歳以上になる方は、年々毎年増えていくわけなのですが、介護保険制度を十分制度として承知していない方も年齢がきましたら介護保険の対象になります。

そういう点では、そういう方々に対しまして介護保険制度の内容をしっかりと周知して、その保険料を納めてもらう、それから介護サービスを利用するということも、その都度きちっと説明していくことが必要ではないかと思っております。

例えば町民の中で、65歳になったら1回介護保険料を納めれば、後納めなくてもいいと思っていたという方も中にはいらっしゃるのです。

ですからその都度きちっと制度の内容を周知していくことが必要ではないかと思っております。

それとこの保険料の未納なのですが、今介護保険の料金も引き上がりました。

それで第一段階、第三段階までは、住民税非課税の方です。

こういう方の保険料ですが、第一段階では2万3,100円、第二段階も同じ、第三段階で3万4,600円です。ね住民税非課税、それと第四段階、例えば町のお知らせの内容なのですが夫の年金収入が200万円以内、それで妻が住民税非課税で老齢年金で収入が70万円以内、こういう方の保険料、夫の場合は5万3,100円、妻は住民税非課税で収入70万円ですが、夫が課税されているということで保険料は4万1,500円なのです。

本当に保険料が高い。

これは国の制度そのものがそういうことだということは十分承知しているのですが、こういう住民税が掛かっていないところの方にもこの4万1,500円のこの保険料は大変負担が重いと思うのです。

こういうところに町として対応をしていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） まず1点目の制度の周知についてでございます。

平成12年にこの制度始まりまして、この制度開始前にはいろいろ出前講座等が頻繁に行いまして、一定の理解は深めたところでございますが、制度がだんだん始まってまいりますとそういう出前講座等もリクエストも少なくなってきたというのは事実でございます。

毎年、納付書を送付する際には、今お手元にお持ちのようなものは送ってはいるのですが、なかなかそれだけでは理解は深まらないと思っておりますので、今後もそういう制度についての出前講座等をはじめ、老人クラブ等での説明等努めてまいりたいと考えております。

それから保険料のことでございますが、やはり保険という制度上、やはり公費と被保険者との負担によって成り立っているということが上、やはりそれに見合うだけの保険料を設定せざるを得ないというのが現行の制度でございます。

おっしゃることは、おそらく今のこの第四段階で非課税の方の保険料がもう少し安くないのかなということだと思っておりますが、やはり制度を安定的に維持していくためには、一律的なそういう減免というのはふさわしくないだろうと。

それと0という免除ということもふさわしくないと。

また、制度当初の頃から一般財源の投入については、これは一旦始めてしまうと歯止めがきかなくなるとということで、一般財源も投入しないということが一つこれ介護保険制度の三原則になっております。

この三原則を遵守していく中で、どう今低所得者の方の保険料を安くしていくかということが大きな課題になっていると思っております。

また今申し上げましたように、一般財源を投入しないということは、それらの方の保険料を下げますと他の階層の方が保険料を担うというようなことが原則でございますので、今他の市町村でも何市町村課はそういう減免制度を運用しているところもございます。

本町にも減免制度はありますが、非常に災害等に限られておりますので、一般財源を投入しない中でどうやってその保険料を確保していくかということにつきましては、今回第四期終ったのですが第五期の策定の中、計画の策定の中いろいろ検討してまいりたいと思っております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今例えといたしまして、70万円の年金の方の保険料が4万1,500円、それと一番8段階で一番保険料の高いのが合計の所得の金額が500万円以上の方が8万800円。

比率にするとどちらが負担が重いかというのは、もう一目瞭然なのです。

高額の人たちの保険料を上げるべきだと言っている訳ではありません。

所得の低い方の負担がこれだけ重いのだということを、そういう方々のところに手だてを講じていくことが必要ではないかと思えます。

といいますのは、もし滞納して1年以上納めないとやはりいろんなサービスに制限があります。

例えば1年6カ月以上納めないと保険給付の支払いの一時差し止めですとか、過去に保険料の未納があるとサービスが3割の自己負担となる。

こういうことが決められています。

65歳以上の方は、こういうことを十分承知して、未納の方がですよ、承知していて納めていないのかそういうところが非常に問題だと思うのです。

納めたくても納められない、こういう方も中にはいらっしゃるのです。

ですからそういう方々にも制度の周知、それと減免できる場所にはしっかり減免して納めてもらう、そうしないと高齢になってからサービスの制限、そういうふうになってからでは遅いと思うのです。

ですからそういうところもしっかり踏まえまして、対処していくことが必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょう。

それと、147ページに基金の積み立てというふうになっていますが、そういうところも活用していくことが必要ではないかと思うのですが、147ページですが、その点も含めていかがでしょう。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） その減免については、おっしゃられますように確かに厳しい生活の中で、保険料を納めていただいております。

ただ私ども、公費も負担するこの保険制度を維持していく上では、実際に公平性を維持するというのも一つの大きなポイントだと思っております。

同じ生活状態にありながら、やっぱり一生懸命納めている人と、そうではない人がいるという、その一生懸命納めている人に対しても私たちは一定のそういう給付をするということが、求められておりますので、おっしゃられる意味、給付を私ども制限するという点については、それは個々の状況を見ながらやっていかなければならないだろうと思っております。

それと制度の周知については、そういう年に納期ごとに納めてない方には督促状、また年2回は催告書を送りまして、その中にも今お手元にご覧いただけますような、そういう制限が生じるということは重々記載しているつもりですが、なかなか理解しづらい面もあるかと思っておりますので、なおそういうふうにご意見を伺いたいと思っております。

それで147ページの基金ということでございますが、ここの細節2の介護保険臨時特例基金積立金につきましては、これ臨時特例ということで国からの交付金によって積み立てて、毎年今50円ずつ介護保険料を下げているために使っている基金でございます。

介護準備基金というのがございまして、これ4,900万ほど20年度末でございますが、これらについては給付に応じた保険料が集まらなかったときにそこを補てんするためにとってある基金でございます。

おっしゃられるように、その保険料に充てる基金でございますので、その中では対応はすることは可能ではあります。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） ぜひその可能でありますところに期待をしていきたいと思えます。

それと保険料の滞納に関しまして、3項目の給付の制限があるのですが、それは実際に過去の保険料の未納があると3割の自己負担となります。

高額介護サービス等の支給が行われません。

こういうふうにも明記されているのですが、これは納めていない期間、1カ月でもそうなのか、これはどういうところに対応されるサービスの制限なのでしょう。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 例えば、納期限から1年間滞納した場合サービスを使う場合には保険給付の償還払化ということになります。

すなわち、サービスを使ったときに通常は自己負担の1割を支払えばよろしいのですが、10割まず支

払っていただいて後ほど町の方から本人に対して9割分をお返しすると。

当然滞納がありますので、お返しする分の中から保険料に充当するというような、そういう形になってまいります。

ただ今おっしゃっているように1カ月滞納されても全体の納付期間、例えば3年あってその中の1カ月ということでありまして計算方式があるのですが、おそらくそれでは給付制限は掛からないものだと思います。

それとこれはあくまでも保険料を納めている方と納めていない方の公平性を保つための原理原則で一番大きな基本のところなのですが、先ほど申し上げましたように、当然要介護受ける方も生存権はあるわけですから当然そのところは一線は十分肝に銘じてまいりたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） この滞納している方は普通徴収で、途中から介護保険制度に加入してきている、そういう方が多いのではないかと思うのです、65歳に年度の途中で入った方。

あとは、年金から保険料を徴収されている方がほとんどだと思うのです。

年間18万円の年金の方は、普通徴収ですけれども、それ以外の方は年金から介護保険料ひかれますので100%だと思うのです。

問題はこの普通徴収の方の未納の方は、滞納されている方これだけいらっしゃるということなのですが、途中からですと健康で介護保険は自分達なかなか利用しないのではないかとか、そういうようなことで支払いが、納めるのが滞っている場合も往々にしてあると思うのです。

ですからそういう方々にもしっかりと制度の内容をお知らせして、納めてもらうということなのですが、この介護保険料も分納で納めるということは可能なのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 実際に私ども臨戸訪問とか、電話で相談させていただきまして、分納されている方もいらっしゃいます。

可能でございます。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今ずっと税の徴収のことで質問しているのですが、担当の方から町民から連絡がきましたという件数はおっしゃるのですが、自分たちが直接町民の方に出向いていった、そういう現状もお知らせ願えれば、知らせていただきたいと思えます。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 私どもが臨戸訪問するにはいろんなパターンがございます。

電話いただいて説明に来いと言われて説明にしに行く場合。

また、こちらの方から、この方はどう見ても途中で特徴が変わって、最初の方きつと忘れていて、そういう場合また電話なり臨戸訪問をする場合がございます。

20年度で申しますと、臨戸訪問は72回行っております。

○委員長（中野敏勝） 野原委員。

○7番（野原恵子） そういう住民と直接訪問して、家庭状況、それから経済状況をしっかりと踏まえていくということが、お互いに立場を踏まえまして、町民の方からも担当の方の対応を直に感じるということは、町職員に対するハードルを引き下げることになると思うのです。

ですからそういう対応をこれから密にさせていただきたいと思えます。

お答えいただいて終わりにします。

○委員長（中野敏勝） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 先ほど、ほかのご質問も聞いておりまして、私ども町職員が一番改めるべき点もあるのだろうなど。

それぞれ公区なり町内会の活動にも参加しているのですが、そこからももう一步広げて、今おっしゃられるようにそういう面にも十分意を用いてまいりたいと考えております。

○委員長（中野敏勝） ほかに。

介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時10分まで休憩いたします。

(15:58 休憩)

(16:10 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算について、ご説明いたします。

155ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から、6款町債までの予算総額4億3,520万7,000円に対しまして、調定総額3億7,815万130円、収入済額は3億7,781万4,364円であります。

157ページいきまして、歳出は1款水道費と2款予備費の予算総額4億3,520万7,000円に対し、支出済額3億7,638万159円となります。

歳入差引残額は、143万4,205円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明いたします。

歳出から申し上げますので、171ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億3,510万7,000円で、支出済額は3億7,638万159円であります。

1目一般管理費、本目は、簡易水道施設の維持管理並び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還などが主なものであります。

173ページへいきまして、13節の委託料は、各施設の点検委託料のほか、明倫簡水排水地調査設計業務、忠類簡水排水管調査設計業務などであります。

15節工事請負費では、細節1は、検定満了量水器取替工事107戸分、細節3は、支庁発注農道工事に伴う水道管移設工事、細節4は、新和配水管排水量流量径更新工事、細節5は、幕別簡水配水管布設及び送水ポンプ場土木工事、細節6は、土木現業所発注の道路工事に伴う忠類簡水配水管布設替工事であります。

なお、繰越明許費4,000万円は、忠類簡水整備費であります。

16節原材料費、細節2は、検定満了量水器107戸分の費用であります。

細節3は、量水器ボックス59戸分の費用。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、忠類東部地区道宮畑総事業による用水整備に係る負担金であります。

繰越明許費1,567万5,000円もこの負担金に係るものであります。

175ページへいきまして、2款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額は0円であります。

次に、歳入についてであります。

159ページになります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額9,836万686円に対し、同額収入であります。

161ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額7,351万5,504円に対しまして、収入済額は7,317万9,738円であります。

駒島ほか4地区1,093戸分の使用料と、滞納繰越分で現年度分の収納率は99.75%であります。

2項手数料、調定額12万7,200円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

163ページへいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億3,070万2,000円に対しまして、同額収入であります。

一般会計繰入金であります。

165ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額409万2,323円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

167ページ、5款諸収入、1項消費税還付金、調定額927万6,417円に対しまして、同額収入であります。

169ページです。

6款町債、1項町債、1目水道事業債、調定額1億4,320万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水整備事業債などであります。

2目借換債、調定額7,400万円に対しまして、同額収入で、公的資金借換債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
認定第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄）平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算について、説明をいたします。

178ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から、7款町債までの予算総額14億8,372万8,000円に対しまして、調定総額14億9,776万4,245円であります。

収入済額14億8,048万7,332円あります。

180ページへいきまして、歳出は1款総務費から4款予備費まで予算総額14億8,372万8,000円に対し、支出済額14億7,923万9,060円となります。

歳入歳出差引き残額は、124万8,272円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をいたします。

196ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額8,120万9,000円で、支出済額は8,104万2,565円あります。

1目一般管理費、本目は、下水道施設の管理に要した経費で、職員1名分の人件費のほか、19節の負担金補助及び交付金の細節6は、十勝環境複合事務組合負担金、細節7は、下水道使用料徴収業務等負担金、21節貸付金は、水洗便所改造等資金貸付金であります。

198ページへいきまして、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額は1億5,117万8,000円で、支出済額は1億5,076万5,106円あります。

1目下水道建設費、本目は、下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員3名の人件費のほか、13節委託料では、処理場更新設計委託料、及び雨水汚水排水の整備に係る調査設計委託料であります。

15節工事請負費では、雨水汚水排水の整備に係る工事のほか、処理場電気機械設備更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

2項下水道管理費、予算現額1億156万7,000円で、支出済額は1億48万2,679円あります。

200ページへいきまして、1目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理費であり、年間処理量は59万5,027トンで、前年比より5万5,419トンの減であります。

2目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理場の中継ポンプ場の維持管理費であり、年間圧送量は137万1,145トンで、前年度より2万4,756トンの減であります。

3目管渠維持管理費、本目は、雨水排水ポンプ場、汚水管渠、マンホール、汚水枘の維持管理に要した経費であります。

202ページへいきまして、15節工事請負費では、みずほ町雨水排水ポンプのオーバーホール、及び汚水管、公共枘、マンホールの補修などで、39カ所の補修を行ったものであります。

204ページへいきまして、公債費、1項公債費、予算現額11億4,967万4,000円で、支出済額は11億4,694万8,710円あります。

ここは起債償還の元金利子でありまして、1目元金、2目は利子であります。

206ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済0円あります。

次に、歳入についてであります。

182ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額606万182円に対しまして、収入済額は482万7,182円、収入未済額は123万3,000円あります。

1目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。

現年分の収納率は98.32%であります。

184ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億7,774万3,881円に対しまして、収入済額は2億6,169万9,968円で、収入未済額は1,542万9,064円あります。

現年分の収納率は98.33%であります。

186ページへいきまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額4,710万円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助であり、補助率は2分の1及び10分の5.5であります。

188ページへいきまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3億4,304万5,000円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

190ページ、5款繰越金、1項繰越金、調定額999万1,244円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

192ページへいきまして、6款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額500万円に対しまして、同額収入であります。

ここでは、水洗化改造資金貸付金の元金収入であります。

2項雑入、調定額22万3,938円に対しまして、同額収入で、浄化センターに設置しております水道施設の中央監視装置に関わる電気料、及び下水道敷地の占用料であります。

194ページへいきまして、7款町債、1項町債、調定額8億860万円に対しまして、同額収入で、1目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2目は資本費平準化債、3目は下水道事業債であります。

4目は借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝）説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬）公共用地取得特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

209ページをお開きください。

平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、ご説明申し上げます。

歳入第1款繰入金、第2款繰越金、歳入合計で、調定額3,622万8,328円、同額収入であります。

次のページをお開きください。

歳出1款公債費、2款予備費、歳出合計で予算現額3,622万円2,000円に対しまして、支出済額3,612万1,940円あります。

なお欄外に記載がありますけれども、歳入歳出差引き残高10万6,388円あります。

次に、事項別明細であります。217ページをお開きいただきたいと思っております。

事項別明細書、歳出であります。

1款公債費、1項公債費、予算現額3,612万2,000円に対しまして、支出済額3,612万1,940円あります。

1目元金は、平成11年度に札内9号南通街路整備事業の用地取得及び移転保障のために借入れをした公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

据え置き期間が平成16年度で終わり、平成17年度から元金の償還が始まったものであります。

2目利子は、起債償還利子であります。

次のページになります。

2款予備費、1項予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でありますけれども、213ページにお戻りください。

歳入であります。

1款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3,612万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。起債償還元金及び利子に充当するための、一般会計からの繰入金であります。

次のページになります。

2款繰越金、1項繰越金、調定額10万6,328円に対しまして、収入済額も同額であります。

繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝）説明が終わりましたが、質問をお受けいたします。

公共用地取得特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

222ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から、6 款町債までの予算総額、1 億4,614万8,000円に対しまして、調定総額1 億4,617万1,110円で、収入済額1 億4,581万6,910円です。

204ページへいきまして、歳出は、1 款総務費から4 款予備費までの予算総額1 億4,614万8,000円に対し、支出済額1 億4,562万9,699円となります。

歳入歳出差引額は、18万7,211円です。

それでは、歳入歳出事項別明細について、説明をいたします。

歳出から申し上げますので、238ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は491万4,000円で、支出済額は480万4,370円です。

1 目一般管理費、本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は、17基分の設置補助金を交付しております。

240ページへいきまして、2 款需要費、1 項排水処理施設費、予算現額5,644万5,000円で、支出済額は5,622万8,947円です。

1 目排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費で、本年は27基分の施設整備工事を行っております。

2 項排水処理管理費、予算現額3,801万9,000円で、支出済額は3,792万7,724円です。

1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、13節委託料は、20年度建設分も含め、全577基分の維持管理を行ったものであります。

242ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は4,667万円で、支出済額は4,666万8,658円です。

これは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1 目元金、2 目は利子であります。

244ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額10万円で、支出済額は0円です。

次に、歳入についてであります。

226ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額375万3,000円に対しまして、収入済額は366万1,000円、収入未済額は9万2,000円です。

内容は、受益者分担金です。

228ページへいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額2,159万4,700円に対しまして、収入済額2,133万2,500円です。

内容は、排水処理施設の使用料です。

230ページへいきまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額6,836万7,000円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金です。

232ページへいきまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額157万1,940円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金です。

234ページ、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造資金貸付金の元金収入です。

2 項消費税還付金、調定額168万4,470円に対しまして、同額収入で、消費税還付金です。

236ページへいきまして、6 款町債、1 項町債、調定額4,520万円に対しまして、同額収入で、1 目は、排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりまりましたので、質疑をお受けいたします。

個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成20年度農業集落排水特別会計決算について、説明をいたします。

247ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料及び手数料から4 款財産収入までの予算総額、8,747万2,000円に対しまして、調

定総額8,746万57円で、収入済額8,736万6,257円であります。

249ページへいきまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額8,747万2,000円に対し、支出済額8,608万7,241円となります。

歳入歳出差引き残額は、127万9,016円であります。

それでは、事項別明細について説明いたします。

歳出から申し上げますので、259ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額54万7,000円で、支出済額は48万602円であります。

1目一般管理費、本目は、農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

261ページへいきまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額3,192万7,000円で、支出済額は3,072万7,270円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は、農業集落排水施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は10万5,634トンで、前年より1万120トンの減であります。

2目排水処理施設管理維持管理費、本目は、すでに整備をいたしました污水管渠、マンホール、污水枡の維持管理に要した経費であります。

15節工事請負費では、公共枡、マンホール周辺の舗装など、33カ所の補修を行ったものであります。

263ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額5,489万8,000円で、支出済額は5,487万9,369円であります。

これは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目元金、2目は利子であります。

265ページ、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額は0円であります。

次に、歳入であります。

251ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,439万6,620円に対しまして、収入済額1,430万2,820円で、収入未済額は9万3,800円であります。

現年分の収納率は99.57%であります。

512戸分の農業集落排水施設使用料収入であります。

253ページへいきまして、2款繰入金、1項基金繰入金、調定額340万1,762円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額6,854万4,000円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

255ページへいきまして、3款繰越金、1項繰越金、調定額94万1,648円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

次ページ、4款財産収入、1項財産運用収入、調定額17万6,027円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金利子であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝）説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄）平成20年度幕別町水道事業会計の決算について、説明いたします。

272ページをお開きください。

平成20年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。273ページの下段になりますが、平成20年度当年度純損失は、1億8,145万9,952円となり、前年度の繰越欠損金7億9,720万9,970円を合わせまして、当年度末処理欠損金は、9億7,866万9,926円となったところであります。

次に、278ページをお開きください。

平成20年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項であります。経常収益においては、5億3,950万1,000円で、前年度4億9,029万9,000円に比べ、4,920万2,000円、10%の増であります。

その主な要因は、平成20年6月から使用料の改定による4,175万4,000円の増と、高料金対策補助金860万円の増額によるものであります。

経常費用においては、7億2,096万1,000円で、前年度6億3,008万7,000円に比べ、9,087万4,000円の

増であります。

その主なものは、平成19年度に第3次拡張事業が完了したことによる減価償却費の増によるものであります。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水6カ所修理しましたが、0.83%下がり、85.47%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基く量水器取替え2,405件を行ったほか、排水本管の布設1,084メートルの布設工事を行ったところであります。

282ページになります。

平成20年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

はじめに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、4億7,652万8,459円であります。

これは、8,461戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.85%であります。

3目その他営業収益は、739万9,213円あります。

これは加入者負担金等が主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7目雑収益は、1,862万1,772円あります。

これは下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、次ページへいきまして、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費、2億2,082万2,700円あります。

ここでは、浄水場の管理運営と自水に係る経費でありまして、主なものといたしましては、28節負担金は企業団責任水道増に係るものであり、29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、20年度は230万3,709トンを受水しております。

2目排水及び給水費、3,845万4,381円であり、主なものといたしましては、職員2名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16節修繕料は、配水管の漏水修理であります。

284ページへいきまして、5目総係費、3,748万2,654円ありますが、主に職員2名分に係ります人件費、13節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6目減価償却費、3億2,622万8,632円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7目資産減耗費、1,266万945円で、これは配水管の布設替え等により、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息、8,422万6,373円は、企業債の償還利息であります。

286ページへいきまして、平成20年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債は、1億340万円あります。

これは配水管布設に係ります企業債3,790万円と公的資金借換債6,550万円の借入金であります。

1目国庫補助金は、補助事業完了に伴いまして0円あります。

6項負担金、1目負担金、2,077万9,134円は、水道管移設に係ります工事請負金であります。

次ページへいきまして、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、6,920万5,086円の主なものは、札内鉄道北沿線通りほか8路線、1,083.5メートルの配水管布設及び布設替えに係ります費用であります。

2目営業設備費、5,054万809円であり、検定満了量水器の購入及び取替えに係ります費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、1億6,104万415円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成20年度幕別町水道事業会計決算について、説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8番（増田武夫） 今回の説明にありましたように、平成20年度6月から水道料金が値上げされたわけがあります。

この水道料金値上げに対しましては、水道法、それから地方公営企業法などの主旨からいっても、生活するのに欠かせないこの水は、やはり安価で良質なものを提供することが求められていると、そういうことから反対した訳であります。

値上げに反対した訳であります。

今の話にありましたけれども、値上げ後の収納率、料金の収納率は97.8%ということでありましたけれども、平成19年度と平成20年度その両年度における滞納世帯数、それから給水停止数をそれぞれお示し願いたいと思います。

そうした状況の中で、平成19年度、平成20年度のその期の欠損金、それから累計の欠損金の額を比べてみますと、料金を値上げしたにも係わらず欠損金の額が相当増えている状況にあります。

そうした点での見解をお聞きしたいと思います。

もう一つは、先ほどの話にもありましたけれども、有収率が前年は0.2%くらいの落ち込みだったのですけれども、平成20年度は0.83%非常に大きな有収率の落ち込みであります。

8カ所ほどの漏水箇所を修理したということでありまして、全水量を企業組合、公営企業組合の方から買い入れているということで、この15%近い漏水というものは、非常に大きな損失でないかと思っております。

その辺についての対応についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） まず、19年度と20年度の収納率でございますけれども、19年度は97.82%でございました。

今回は、97.85%でございます。

それと停止戸数でございますけれども、19年度は7件でございました。

20年度につきましては、5件停止してございますが、1件については、21年度即開栓をいたしております。

次に、先ほどの欠損金の関係でございますけれども、件数といたしましては、19年が45件でございました。

それにたいしまして、20年度は39件になってございます。

その中で、特に廃業は若干増えてございまして、そのような関係でその欠損金が増えているのではないかということは考えられます。

失礼いたしました。

それと滞納件数ちょっとお待ちください。

それと先ほど0.83ポイント下がった原因ということでお話ございましたけれども、これにつきましては、実はこれが全てということではございませんけれども、昨年度、近年ですね、どちらかというと雨が少なかったということがあったのだと思いますけれども、その関係でこの近くでございます大豊簡水につきまして、この水源からの水が若干取水量が減ったということがございまして、その防除等のときには間に合わなかったということがございました。

それによって、上水の方から緊急的に水を接続して供給したということがございます。

この数字が約2万トン程度給水をしてございます。

その関係がやはり大きく響いているのかなということがございまして、この数字が明白になった段階で今年からについて大豊からの簡水からの繰入金という形で予算を計上したところでございます。

ちょっとお待ちください。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

(16:43 休憩)

(16:44 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開いたします。

水道課長。

○水道課長（田中光夫） 欠損金の関係でございますけれども、これは増えているということではございますけれども、これは料金値上げに伴いまして、効果といたしましては約4,200万程度あったのだろうというふうに考えてございますけれども、事業としての参画事業が終了したことによる財産が引き渡しになりましたこと、それに伴う欠損と、減価償却費が増えるということによって欠損金が増えてございます。

申しわけございません、滞納世帯数については今資料を持ち合わせてございませんので、少し時間をいただきたいのですが。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 滞納世帯、どのくらい滞納して、1回目の滞納督促がどのくらいだったとか、2回目の滞納はどうだった、そういう努力の結果、最終的に給水停止はさっきのような形になったというような資料を後で示していただきたいというふうに思います。

当期の欠損金、1億8,146万とこれが減価償却費の増が原因だというようなお話で、そういういろんな要素はあると思いますけれども、しかしながらこのときの値上げするときの資料でも値上げした後のそうした欠損の状況というのは、なかなか解決していかれないというような数字だったのです。

平成22年の欠損金も11億5,500万くらいだったような計画だったのですけれども、しかしこうした19年、20年の推移を見ますと、平成20年の欠損金の累計が9億7,000万くらいになっていますので、当初我々に示したものよりもずっと状況が悪くなるような数字だというふうに思うのです。

そのことを考えますと、去年も言ったのですけれども、料金の引き上げだけでは、この水道会計の状況というのは良くなっていかないことは、はっきりしていると思うのです。

だからこのまま一般会計からの手当てだとか、そういうことをしないとさらなる引き上げをしなければならぬ事態はもう明らかだというふうに思うのです。

だからそういうことを考えると、やはり去年の引き上げというものが、やはりこの会計の基本的な改善になっていかないということが、もう既に現れてしまっているのではないかというふうに思うのです。

だから、そうした点から言えば、ぜひとも一般会計からの手当て等も含めて、この水道会計の改善を図る必要があるのではないかというのが1点です。

それから値上げして、水道料の収納率は、ほぼ同じだったということ。

これは、不十分でしたけれども、助成措置を取ったことも大きな要因だったのではないかというふうに思いますけれども、しかしながらそれにしても、住民の料金収納に対する、滞納世帯がどのくらいあるか明らかになっていないので、あれなのですけれども、給水停止にいたった件数が以前は、最初の年聞いたときには、これ以上の件数だったと思うのです。

給水停止にいたった、相当な数あったので、それから言えば随分改善されたということで喜ばしいと思うのですけれども、しかしながら休水止停止にいたった人たちのその状況というものをきちっと調べているのかどうか、経済状況ですとか、給水停止になった後どういう状況におかれているのかということもしっかりと調べているかどうかもお聞かせ願いたいと思うのです。

それから、有収率85.47%、さっきの2万トンうんぬんというのはちょっとそれに当たらないと思うのですけれどもね。

やはり前年よりも0.83%も下がったと、全量お金を出して買っているのですのでね、これはなんとか漏水を止めるために、努力していただきたいというふうに思うのですが、その努力は今後どのようにしていこうとされているかその点についても。

○委員長（中野敏勝） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 欠損金の話ではありますけれども、昨年料金を上げさせていただきました。

平均にしまして、14.51%の料金を上げさせていただきましたときに、今後の計画ということで常任委員会等にも今後の計画をお示ししながら14.5%でとりあえずはと。

この経済状況でございますので、なるべく低い形でということの中で一旦は整理をさせていただきました。

その収支計画の中では、増田委員言われるとおり、今後の計画の中でも14%程度の料金を上げた段階でも、この23年、24年度にいたる段階では、欠損金がさらに増えてくるという状況をお示したかということがございます。

それで、昨年度料金改定のときに、もっと上げれというか、いうこともできたのでございますけれども、昨今の経済状況の中では、とりあえずこのくらいの中で上げて、皆さんの理解をいただいてという計画で14.51ということを設定させていただきました。

それで、この料金でいったとしても23年、24年という中では、さらに欠損金が増えるということでは、料金収入の半分、約2分の1については、営業の費用として財産として持っていないといけないということがありまして、その率が1年の収入の2分の1を超えると欠損金が出てくる場合については、経営がやっていけないという状況になりますので、その段階ではまた料金の改定もお願いしないとならないのかなという状況でありました。

それで今年度につきましては、計画のときには、高料金対策等の試算も入れない中で試算はしたのでございますけれども、なかなか結果的には欠損金が予定していたよりも若干多くなってきているというのが20年度の決算でございました。

それで、今後でございますけれども、先ほど説明がありましたように、3次拡張が19年度で確定して終わったということでは減耗、消耗品につきましても、今後につきましては、下がってくるものと考えておりますけれども、ただ3次拡張、高額な額を投資しているということでは、消耗が減ってくるのはなかなか数字としては表れてこないのが現状でございます。

ただ、町といたしましても上水道、下水道の管理施設を統合しながら、統一した考えで管理をしていく、あるいは職員がたまたま昨年退職となったのですけれども、そこにも補充をしない中で、コスト削減をしながら進めていかなければならないというところで、コスト削減に努めているところでありますけれども、今の状況でいきますと23年、24年には、もう一度料金の改定もさせていただきながら経営をしていかないとならないのかなという考えでおります。

それと、世帯数の話は、数字は今出ておりませんが、前々の資料でいきますと、年間戸数、督促、催告、停止予告、停止通知という中では3カ月ほど掛かって結果的に停止にいたっていくという順番になるのではございますけれども、先ほど停止にいたったケース19年度7件、20年度5件という数字につきましては、本人と住んでいる状況には契約はしているのですけれども、滞在の状況が見られないということで、結果的に現在20年度の4件につきましても、不在という形の停止にいたっているということでは、住んでいながら飲み水を停止しているという状況ではなくて、必ずその中では世帯の状況も聞かせていただきながら分納なり、あるいは誓約書なりを提出していただきまして、すぐ開線にいたっているというのが状況でございます。

それと有収率でございますけれども、言われるとおりに漏水の箇所がもうかなり多くなって、古いものについては出てきているのが現状でございますけれども、毎年漏水の調査についても調査をしながら有収率を上げていくという調査をおこなっておりますけれども、調査そのものにも費用がかかるということがございますけれども、それについても今後漏水の調査をさらに強めながら、有収率を徐々に上げていきたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 質疑の途中でございますが、お諮りいたします。

本日の委員会は、審査11議件の全ての認定第11号まで、終わるまで時間を延長して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議がないようでありますので、終わるまで時間を延長して審査することに決定いたしました。

質疑を受けます。

増田委員。

○8番（増田武夫） 給水停止にいたるのが、居ないとか、そういうことに限られていると考えてよろしいのですね。

そういうことであれば、この給水停止というものが以前のような停止の仕方でなくなったということでは、大いに評価されるのだと思います。

もう一つ、今のお話で、平成23年、24年頃には、もう1回値上げをしなければならないような事態になるだろうと、そういうお話でした。

議論されていますように、住民の経済状況というのは、本当に大変な状況になっている訳ですよ。

そうした中で、生きていくために欠かせないのが水です。

だからこれを、やはり安易に上げていくというような手法はとってはならないというふうに思うのですよ。

そのためには、全国のいろいろな自治体でやっているように、やはり高料金対策としての一般会計からの繰入、その点では、国でも高料金対策として、一定の基準をクリアすれば自治体に予算を配分してきている訳ですよ。

だからそういう意味からいえば、町自身もそうした観点からやはり確かに厳しい経済状況はあると思うのです、財政状況はあると思うのですが、やはり住民が生きていく最低限に必要なものであって、これの高い安いは、そこに住みやすい、住みにくいの基本になるような公共料金だと思うのです。

そういうことから言えば、やはり財政状況が苦しい中にあっても一般会計からの繰入をして、この状況をやはり改善していかなかったら、やはりまた上げてまた上げないとならないというような、

そういうイタチごっこの運営に経営になってしまうのではないかと思います。

だからそういう意味では、思いきった措置が必要ではないかというふうに思いますけれども再度お願いしたい。

○委員長（中野敏勝） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 給水停止の件でございますけれども、先ほどお示しをしました19年7件、20年5件というのは、最終的に停止をした件数であります。

それで、実際は停止通知をし、さらに1カ月後には停止をやっていくという作業は、現在も進めております。

ただ、それを停止をやった段階では、本人からの通知があり接触をし、こういう状況だから分納してほしいとか、いうことでその段階では月々4件から5件という停止は一旦はするのですが、即開栓という形で現在停止、年間の中で停止になったのは先ほどの数字ですということでございますので、停止予告をして1カ月して、停止やっているというのは実際に停止は4件から5件あります。

それと、経営の状況ということでは、そのほかの町では高料金対策として、町の一般会計などから繰り入れているところはあるようです。

いうことでございますけれども、それは町の事情によってということがありまして、例えば合併をして、その均衡、ある町と町との均衡が取れないということであれば、そこで一旦は高料金対策、町の一般会計から繰り入れているということもございます。

ただ、町によっては、うちの町もそうでございますけれども、幕別札内という距離を離れた中での本管が入っているという中ではいわゆる不採算地域、なかなか投資した額に対する収入が上がってこない。

これ人口さらに増えて、住宅増えればということでいけば採算も取れてくるのではございますけれども、そういう不採算地域については、特別に条例を設けて一般会計から繰り入れているということもございまして、あくまでも上水道、今のうちの町の中のペースで行きますと地方企業会計の中の鉄則にのっとって、中でできる限り一般会計から繰入をしない中で、運営をしていこうというのが今の町の考えでございます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） これを見たら、破たんしているというか、どんどん増えていくばかりなのです。

欠損金を。

欠損金が。

そういう中では、やはり何だかの手当をしないと、やはり値上げをしていかざるをえないという状況がこれからも続いていくわけで、そういう点ではやはり思いきった見直しを求めたいというふうに思います。

もう一つ、給水停止7と5というのは、以前出された数字とぜんぜん意味合いが違うではないですか。

以前は、1日でも停水したのは停水したということで、3日くらい、3日で開栓したとか、いろいろその段階はあるけれども、年間所得数字、詳しく覚えていないけど50何件とか、そういう数字、今もそしたら、その数字は今も変わっていないということでないですか。

だからそういう意味では、この7件、5件というのは、最終的にずっと停水している数だということですよ。

もっとそういう点では、親切な詳しい数字を出すべきだというふうに思うのです。

それはぜひ出してほしいというふうに思います。

それから漏水の関係ですけれども、15%も漏水しているということになると、受水費として2億円ちょっと、買うのに料金を出しているわけですよ、その15%となると年間やっぱり3,000万円からの水をただ投げていると言ったらちょっと言い方悪いですが、それだけの漏水に経費が掛かっているわけです。

だからそういう意味で言えば、相当な力を入れてやはり漏水を止めるための努力をしてもやはりお釣りがくるような額だと思うのです。

年間3,000万円からの漏水だということになればね。

だからそれは、少々お金を掛けてでも、しっかりと漏水対策をするべきだと思うのです。

それで去年の値上げ分が4,175万円値上げして、去年も値上げに反対のときも言いましたけれども、やっぱり漏水対策などもちゃんとしていく中で、その値上げなんかもしないような会計にしていくべきだということは言いましたけれども、だからそういう点では、漏水対策ももっとしっかりとやってほしいというふうに思います。

やはり、これは独立採算ということ、再三言われて一般会計からの繰入の意志は示されていないわけですが、こういう水道会計の欠損金がこの累積していくという状況を前にして、理事者は今後一般会計からの繰入をずっとしないつもりなのか、検討してみるつもりなのか、その点についてお伺いします。

○委員長（中野敏勝） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 水道の独立採算制、これはもちろん重視しなければいけないというふうに思っております。

おっしゃるとおり、欠損金が増えて経営事態、数字で見ると限りの経営はもう破たん状態と言ってもいいかもしれません。

ただ、安全な水を町民に対して供給するという責任は、これは町が負っているわけですから、それに対しての当然手当そういったものは考えていかなければならないというふうに思っております。

今の状況から察しますと、部長がお答をしたように後年次には、さらに水道料の値上げについても、これは検討せざるおえないという状況にあることも、私ども理解はしておりますし、また一般会計からの繰入が基本的には適当でないというふうに思っております。

ただ値上げする時期と申しますか、値上げをせざるをえない時点で、時点というかそれに至ったときにいろんな手法の中で検討させていただいて、また皆様からの知恵もお借りしながら、今後の水道が水道事業会計が健全に運営できるような手法を皆さんとともに考えていきたいし、私どもも水道事業安心して使っていただけるように、努力を惜しまないつもりでおりますので、そのご理解をいただきたいというふうには思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○8番（増田武夫） 水道会計、一般会計からの繰入を絶対してはいけない会計ではないのだということをもう一度確認しておきたいと思っておりますし、また答弁ありませんでしたけれども、漏水対策もさらに力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

滞納の関係の資料は、ぜひ後で出していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

(17:07 休憩)

(17:09 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開いたします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私が、補助金を一般会計から繰り出すというふうに発言したつもりではございませんので、そこはご理解をいただきたいのですけれども、公営企業法の原則から言いますと、今は現状では高料金対策として認められないもの以外は支出できない形になっておりますので、今後の値上げを、例えば今の状態でいきますと値上げをしなければならない時期になるかもしれません。

なる可能性の方が強いのですけれども、その際に企業努力も当然この先していくわけですから、なるべく値上げしないような方向で持っていければいいのですけれども、さっき言いましたように幕別札内という距離の問題ですとか、いろんな今おっしゃられた有収量の問題もありまして、そういった部分の当然有収量を高めていくという努力もさせていただきますし、そういったことを踏まえた上で、またいろんな場面で、またその時期が来れば皆さんとも相談させていただければならないというふうに、そういうふうなことで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） ほかにありませんか。

水道事業会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、平成20年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(中野敏勝) 起立、多数であります。

したがって、平成20年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(中野敏勝) 起立、多数であります。

したがって、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(中野敏勝) 起立、多数であります。

したがって、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(中野敏勝) 起立、多数であります。

したがって、平成20年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。
したがって、平成20年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。
したがって、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。
したがって、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。
したがって、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第11号、平成20年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（中野敏勝） 異議がありますので、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立をお願いします。
（賛成者起立）
- 委員長（中野敏勝） 起立、多数であります。
したがって、平成20年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成20年度幕別町各会計決算、認定第1号から認定第11号まで11議件の審査をすべて終了いたしました。
審査終了にあたり、一言お礼を申し上げます。
各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際し、終始熱心に審議をいただきましたことを、心からお礼申し上げます。
また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。
不慣れな委員長でありましたが、皆さまのお陰をもちまして、無事審査を終了することができました。
委員長として、心から感謝申し上げます。
ありがとうございました。
これをもちまして、平成20年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(17:19 閉会)